

# 博士論文

日本の女性運動

1970年代から何が引き継がれたのか

首都大学東京大学院

人文科学研究科社会行動学専攻社会学教室

樋熊亜衣

# 目次

序章.....	5
1 節 「女性解放」の現在.....	5
2 節 女性史研究——生活史か運動史かをめぐる女性史論争.....	7
2-1. 女性史記述をめぐる女性史論争——生活史か運動史か.....	7
2-2. 運動史は「解放」史なのか.....	8
3 節 女性運動をどのように記述するのか.....	9
3-1. 女性運動とは何か.....	9
3-2. 「女性問題」という定義——新しい評価枠組みの形成.....	10
4 節 分析対象.....	12
5 節 本論文の構成.....	13
1 章 「リブ神話」を越えて——現代日本女性運動史全体像構築の必要性.....	17
1 節 新しい女性運動の登場.....	17
2 節 ウーマン・リブの「新しさ」.....	18
2-1. 自己変革志向の運動——性役割の発見と拒否.....	18
2-2. 性の解放.....	19
2-3. 75年断絶説.....	19
3 節 ウーマン・リブ研究の動向.....	21
3-1. リブ（運動）からフェミニズム（アカデミズム）へ.....	21
——80年代・90年代のリブ研究.....	21
3-2. 行き詰まりとバックラッシュ・突破口としてのリブ.....	22
——2000年代以降のリブ研究.....	22
3-3. 維持されたままの75年断絶説の問題点——女性運動断絶史観.....	24
4 節 75年断絶説を再考する——1975年以降の「リブ」.....	25
5 節 まとめにかえて.....	27

2章	既存の婦人運動とウーマン・リブとの架橋	
	——「日本婦人問題懇話会」の会報にみるリブへの「共感」と「距離」	32
1節	ウーマン・リブへの「共感」と「合流」	32
2節	リブと既存の婦人運動	33
	2-1. 既存の婦人運動への批判	33
	2-2. リブの主張した「女性解放」	34
3節	1960年代から70年代の「女性解放」の変遷	36
	——日本婦人問題懇話会	36
	3-1. 抽象的な「女性解放」——1965-1969年(1-11号)	36
	3-2. 問い直される「女性解放」——1970-1974年(12-21号)	38
	3-3. 「女性解放」の進め方——1975-1980(24-30号)	40
	3-4. 小括り	42
4節	リブへの共感と距離感	42
5節	結論——運動間の「断絶」と「継承」	45
3章	女性たちはミニコミの中で何を語ってきたのか	
	——タイトルのテキストマイニングを通して	49
1節	問題設定	49
2節	女性とミニコミ——「語る」ための場	50
	2-1. 「語る」ということ	50
	2-2. ミニコミとは——コミュニケーションツールとしてのミニコミ	50
	2-3. オルタナティブ・メディア	51
	2-4. フェミニズムとミニコミの関係	52
	2-5. 分析資料としてのミニコミ	53
3節	テキストマイニングと女性団体のミニコミ概要	53
	3-1. テキストマイニングの意義	53
	3-2. 対象——1950年から2009年にかけて発行されたミニコミについて	54
4節	関心の推移	57
	4-1. 127誌全体の頻出語句	58
	4-2. 個別の語と共起	64
	4-3. 小括り	68
5節	「暴力」概念と女性運動	69

4章 沈黙の装置と告発の根拠——70年代リブの問題提起の方法.....	75
1節 女性と暴力.....	75
1-1. 日本における女性に対する暴力への取組み.....	75
1-2. 性暴力被害と沈黙.....	76
2節 何が女性を沈黙させるのか——男性中心主義社会における女性の分断.....	77
2-1. 「女の論理」——「母」「娼婦」という分断.....	77
2-2. 「母」「娼婦」のあいまいな境界線——どこにもいない女.....	79
2-3. 女性を沈黙させる装置——告発するための資格.....	81
3節 他者評価の拒否と自己肯定.....	82
3-1. 嫌なことは嫌だと言おう.....	82
3-2. 「私」からの出発——「語る」ことと自己変革.....	83
3-3. 「女（わたし）」の問題.....	84
4節 「逸脱」を転換する試み——女性に対する非難への疑問.....	85
4-1. 優生保護法改正案と堕胎罪.....	86
4-2. 「未婚の母」差別から「働く母」差別へ.....	87
4-3. 小括り.....	87
5節 沈黙を破ったリブ.....	88
5章 女性差別表現としてのポルノグラフィ——ポルノグラフィの女性問題化..	94
1節 フェミニズムによる反ポルノグラフィの取組み.....	94
1-1. フェミニズムによるポルノグラフィの定義.....	94
1-2. ミニコミタイトルに見るポルノグラフィへの取組み.....	95
——1980年代の反ポルノグラフィ運動.....	95
2節 「青少年・表現の規制の問題」から「女性に対する暴力」へ.....	97
2-1. 青少年の問題としてのポルノグラフィ（エログロから「ポルノ」へ）...97	97
2-2. 「ポルノグラフィは女性に対する暴力である」という定義の導入.....	98
——LFセンターのスライド報告（1980年代前半）.....	98
2-3. 性表現への抗議——アニメ「まいっちゃんぐマチコ先生」への抗議.....	101
3節 行動する会の反ポルノグラフィ運動——ポルノ文化への抗議.....	103
3-1. 公共の場に現れるポルノ——スポーツ新聞への抗議.....	103
3-2. ポルノ的な表現への抗議——広告への抗議.....	105
3-3. 「ポルノグラフィ」とは何か——2つの抗議に対する反応.....	106
4節 女性によるポルノ消費と有害図書規制.....	107
4-1. 「有害」図書規制派の主張とフェミニズムの主張.....	107
4-2. ポルノグラフィを消費する女性——エロチカの議論.....	108
5節 リブから引き継がれたもの.....	109
5-1. 嫌なものは嫌——「嫌ポルノ権」運動.....	109
5-2. さいごに.....	111

6章 職場における性的嫌がらせへの告発	
—「女（わたし）」の問題としての性的いやがらせ.....	116
1節 「セクハラ」元年（1989年）から現在へ.....	116
2節 セクシュアル・ハラスメント概念の導入と広がり.....	118
2-1. 「セクシュアル・ハラスメント」の登場—1970年代.....	118
2-2. 日本におけるセクシュアル・ハラスメントの導入	
—1979年から1980年代前半.....	119
2-3. 「性的いやがらせ」から「職場における性的いやがらせ」の問題へ	
—1986年から1989年.....	120
3節 セクシュアル・ハラスメント被害の告発と拡散	
—全国1万人アンケート.....	122
3-1. 1万人アンケート「前夜」—職場内アンケートとハンドブック作成....	122
3-2. 全国1万人アンケート—「何が」セクシュアル・ハラスメントか.....	123
4節 働く女性の困難.....	124
4-1. 離婚した女性に対する差別として現れるいやがらせ.....	125
4-2. 職場に対する抗議に伴う困難—職場内のポルノグラフィ.....	126
5節 さいごに	127
7章 ウーマン・リブから女性に対する暴力へ.....	132
1節 各章のまとめ.....	132
2節 本論文の結論—リブから何が継承されたといえるのか.....	134
謝辞.....	138
参考文献.....	139
ミニコミ資料.....	152
[資料日本ウーマンリブ史Ⅰ—Ⅲより].....	152
[そのほかミニコミ資料].....	153

## 序章

女性解放とは何か。女性の就業率の上昇が解放なのか、それとも正職員として働きつつ家庭を持つことなのか、むしろ結婚という制度に縛られないことなのか、男性と家事育児を分担することなのか。こうした多様な生き方がすべて認められたらそれは女性解放が達成されたと言えるのか。おそらく、“これが女性解放である”という「正解」を出すのは不可能だろう。しかし、女性の状況を良くしようと取り組んできた女性たちが、何を求めてきたのかを知ることは可能である。本論文は、女性たちのそうした取り組みとして女性運動に注目する。日本の女性運動は何を成してきたのか、この問いが本論文の出発点である。

### 1 節 「女性解放」の現在

私が女性運動へと関心を抱くことになった最初のきっかけは、学部生時代の恩師に言われた「いまさらフェミニズムを研究してどうするのか」という一言であった。この言葉に対し、私は憤怒することもなく、かといって納得することもできなかった。それは私が当時、女性だからという理由で差別を受けた経験はない、男女差別は過去のもの、と思う一方で、“普通の女性は...”“普通の男性は...”という性規範に出くわす機会が増えていたからだろう。「男性は家族を養わなければいけないので、女性よりも就職活動に真面目に取り組んでいる」と同級生に言われた時は驚いた。そうした驚きが積み重なり、恩師の「いまさら」という言葉に対する疑問も強くなっていった。果たして本当に、フェミニズムは「いまさら」なものなのだろうか。女性差別は過去のものとなったのだろうか。

少し調べてみれば、私のこの疑問は何の新しさもないものであった。1970年代に入るころには既に、同じような疑問が女性たちの間で噴出していた。

戦前には夢だった参政権、男女共学、労働権や民法上の地位の男女平等.....が実施されるようになってから、すでに四半世紀以上がすぎ [たにもかかわらず] .....日本女性の解放は遅々として進まない.....男性の半分の賃金や雇用の差別にもあきらめの境地にある婦人の意識.....これは、明治期に始まった日本女性解放の目ざす姿ではなかった。(田中寿美子編 1975 : i, iv □ 内補足は筆者による) <sup>1</sup>

田中寿美子がこう述べるように、終戦後、日本は男女平等になったはずであった。いや、なるはずだと考えられていた。しかし戦争を知らない世代が成人を迎えても

なお、女性解放は達成されていなかった。そして、女性解放は達成されたか否かという疑問を抱えた女性たちによって、1970年代初期、ウーマン・リブと呼ばれる運動が起きたのである。

ウーマン・リブは、「女性」というカテゴリーに付された役割や意味を問い直した運動といわれており、しばしば日本の第二波フェミニズムの起点に位置づけられる運動である。ウーマン・リブは当時、制度上の男女平等が達成されているとしても、現実に目を向ければ内実は全く伴っていないということを指摘し、自分自身を含む、人々の意識の変革こそが女性解放のために重要であると主張した。しかしその後、名実ともに「女性解放」が達成されたのかといえ、そうとも言えないようだ。

ウーマン・リブの登場から40年を経た2010年、江原由美子は、フェミニズムへの評価が二つに分かれていることを指摘している。一つは、「女性学や女性運動によって女性の意識が高まり女性の状況も改善した」（江原2010：16）という、言い換えれば「女性解放」は達成されたとする見方である。逆にもう一つは、『女性学創設』や『女性運動の歴史』を、『当初の目的や情熱を失って次第に形骸化してきた過程』とみるような見方であり、しばしば『原点に戻れ』というような主張がなされる（江原2010：16）。この後者の見方を補強するものとして、リブの活動家であった秋山洋子の、2004年に開催されたシンポジウムでの発言を引用しよう。

女性解放され、世の中はずいぶん変わったはずなのに、どうもよくなった実感がない。むしろ、30年前に望んだとは全然違う方向に行っていて.....もう一度考えなおさなければならぬんじゃないか.....それを考えるときに、もう一度振り返ってみる原点としてリブがある、ということですね。（秋山ほか2004：256 下線は筆者による）

田中寿美子や秋山が共通して話しているように、1970年代から2000年に入るまでの間、女性たちをとりまく状況は、「変わったはずなのに変わっていない」ままなのである。リブから50年経とうとしているにもかかわらず、なぜ変わらないのか、もし今を「女性解放が達成されていない」とするならば、女性運動は「失敗」に終わったということになるのだろうか。

そして、私はここで気が付いた。この50年の間、日本の女性運動が具体的にどのような取り組みをしてきたのかを知らないということに。もちろん、断片的には知っている。たとえば、性暴力被害者支援を行っている団体、家庭科の男女共修や性教育実施に取り組んできた団体、ひとり親家庭の支援を行う団体などがある/あったことは知っている。しかし、彼女たちの具体的な活動内容や、主張などについて詳しいことはほとんど知らないでいた。これは、私の不勉強のためだけではなく、そもそもリブ以降の女性運動がどのように展開していったのかということがほとんど議論されていないのだ。

女性解放とは何か、女性解放は達成されたか否か、否であるなら原因は何だったのか、こうした点について議論するためには、私たちはまず、この50年の間に女性たちが何を問題だと定義し、どのような解決を望んだのかということを検討しなけ

ればなるまい。女性運動がどのように展開されたのかを知らないままでは、「女性解放」が達成されぬ現状が運動の「失敗」のためだなどとは決して言えないし、フェミニズムは本当に「いまさら」なものなのかどうかも判断できない。そこで本論文は、ウーマン・リブ以降の女性運動が何をしてきたのかということをも明らかにしていきたい。

序章ではまず、戦前から戦後にかけての女性運動を記述してきた女性史領域における、女性運動史に対する考え方を確認したのち（2節）、本論文では女性運動をどのような運動と捉え、どのように記述するのかについて説明する（3節）。そして4節では、本論文が研究対象とする運動体の発行するミニコミについて説明しよう。

## 2 節 女性史研究——生活史か運動史かをめぐる女性史論争

### 2-1. 女性史記述をめぐる女性史論争——生活史か運動史か

日本の女性運動を対象とした研究はあまり多くない。とりわけ日本の女性運動の歴史をテーマにしたものは本当に少ない<sup>2</sup>。それはなぜなのか。ここではその理由を説明するために、1970年代に女性史研究の領域で起きた「女性史論争」と呼ばれる論争の経緯について確認しておこう。

これまで女性運動の歴史は、主に女性史領域で扱われてきた。というよりむしろ、もともと女性史の研究で軸にされていたのが「女性運動史」であった。石月静恵は戦後初期の日本女性史研究<sup>3</sup>の特徴として、「①女性解放の道すじを明らかにすることを目指し、女性運動史が基軸となったこと、……④戦前からの女性運動の担い手が、語り手や書き手となったこと」（石月 1996 : 27）などを挙げている。この女性史＝女性運動史という特徴は、1960年代まで続いていく。酒井晃によれば、歴史学の学術雑誌である『歴史評論』で初めて「女性史特集」が組まれたのは1966年11月号「近代女性史」特集であった。同誌の「いずれの論考も、運動史と女性史が分かちがたく結びついており、歴史における女性の主体性＝運動主体を分析対象に設定している」（酒井 2016 : 6-7）。しかし1970年になると、このような女性史＝女性運動史という図式に対して異議申し立てが行われ、女性史の記述の仕方そのものが、女性史研究者の間で議論されることとなった。この議論が「女性史論争」である<sup>4</sup>。

女性史論争の火付け役となったのは村上信彦（1970）の論考である。村上は、それまで女性史の「教科書」として扱われてきた井上清著『日本女性史』（1949）で描かれる歴史が、「女はこれこれの時代にこのような条件のもとに生き、抑圧され苦しんでいたが、これこれの条件を通してこのように自覚し、たたかい、このような解放の道をすすんだ」という、「抑圧から解放へのコース」になっていることを批判した（村上 1970 : 377）。このように批判したのは、女性史は運動家や著名人など「特定の女性の歴史ではない」（村上 1970 : 382）という理由からである。

真実の女の歴史にはさまざまな屈折や停滞があつて、矛盾や葛藤をふくみつつ徐々に道を切り拓いてきた……これ [井上の歴史記述] は歴史の筋みちを説明するには便利かもしれないが、すくなくとも生きた人間の歴史ではない」（村

上 1970 : 377 □ 内補足は筆者による).

村上は、少数の「エリート層」の歴史のみを女性の歴史として取り上げられることを批判し、無名の大衆女性、つまり民衆史/生活史を描くべきだと主張したのである。この村上の主張は当時の他の歴史研究者にも受け入れられていたようだ。たとえば色川大吉は、1970年当時の日本女性史の多くが青鞥社運動から始まっていると指摘し、そうした運動の「先駆的で指導的な役割を高く評価する」と述べる一方で、「彼女たちは恵まれた境遇と才能によってエリートたりえた稀な存在……底辺の女性の考えを代表していない」という理由から、彼女たちを中心とした歴史記述は「卒業してよい」と記している(色川 1970 [1991] : 32-3)。

以上が、「女性運動史」に対して「生活史」を重視する立場の主張である。当然こうした立場への反論も登場している。たとえば米田佐代子は、女性史は『エリート婦人運動家の歴史』にとどまるものではなく、いわゆる『底辺の生活をささえる女性の生活』の歴史をもふくめて、だが全体としては『生活史』ではなく『婦人解放史』でなければならない(米田 1972 : 105)と反論した。このあとみていく村上からの応答も含め、最終的にこの論争は、「村上信彦が提唱した生活史の視点が『生活史か解放史か』という二者択一ではなく、生活史を含んだ女性史としてとらえ、女性の解放過程を広義に考えることで一応の決着をみた」(石月 1995 : 37)。

しかし「二者択一ではない」とは言いながら、次のような点を鑑みれば、この論争以降、「生活史」が女性史研究の軸に据えられたのだということが分かるだろう。『現代日本女性史』で知られる鹿野政直は、女性史の特徴について、「事実上の男性史である既成の歴史記述では、ナニヲシタカの展開にほとんど終始するのと対蹠的に、女性史ではイカニ生キタカ、生キルカ」の記述である(鹿野 2004 : 103-4)と説明している。また石月らは、特に地域女性史の場合には母親や祖母の世代を歴史的に位置づけるところから出発する<sup>5</sup>など、身近な問題から出発する人が多いと述べている(石月・大越・倉地 1999)。そして、2000年に入るところには「今は生活史や状態史が重視され、運動史が軽視されている」(石月・大越・倉地 1999 : 155)といわれるような状況へと至るのである<sup>6</sup>。

## 2-2. 運動史は「解放」史なのか

それではウーマン・リブ以降の女性運動史を記述しようとする場合、女性史論争で批判された「運動史」に位置付けられるのだろうか。ここで注意しておきたいのが、女性史論争のなかで現れる「解放史」という言葉である。中嶋邦が指摘しているように、この論争のなかでは、「戦後は女性が解放された時点として扱われている」(中嶋 1987 : 10)。

これは生活史を主張した村上にも、それに反論していた米田の主張にも現れている。まず、村上の最初の問題提起に対する米田の反論から確認しよう。

[村上は]『婦人解放史』を……『運動史』に一方的に限定して、それ以外の「女性史」は婦人解放とはかかわりがなかったとし[ているが]……「庶民女

性」は、意識するとしないとにかかわりなく、婦人解放への道をあゆんできた（米田 1971 [1991] : 84 □ 内補足は筆者による）。

米田は「運動史」と「生活史」を区別することに反対してはいるが、それは女性全体が「解放への道をあゆんできた」と考えているからだ。村上もまた、こうした反論に対する応答のなかで「女が抑圧から解放へのコースをたどることは歴史の必然であって……女性史は結果から見れば解放の歴史なることは議論の余地がない（村上 [1991] : 129 下線は筆者による）と述べている。このように両者とも、最終的（戦後）に女性は解放されたものとして捉えている。結局のところ、この「女性史論争」においては、“女性が解放されるまでの歴史を「民衆」と「運動家」のどちらの立場から記述するのか”という点が争われたということになる。

制度上の男女平等が達成されたという理由から、終戦を一つの区切りとして歴史が記述されることに異論はない。しかし、その制度上の男女平等＝女性解放ではないという主張から出発したウーマン・リブや、リブ以降の運動を記述するのに、この「解放史＝運動史」の立場を取ることは適切ではなからう。つまり、従来の女性史的な視点から「運動史」を記述するのではなく、改めてその記述の仕方を考えてみる必要があるということだ。3節では、その点について検討しよう。

### 3節 女性運動をどのように記述するのか

女性運動の歴史を描くとはどういうことか。村上は女性史論争のなかで、運動史を「目に見える業績」の歴史（村上 [1991] : 127）と表現している。それでは、自身の考え方や意識の変革を目標としたウーマン・リブの歴史は、「目に見える業績」の歴史として記述できるのか。3節では、女性運動をどうとらえるべきかについて述べた後、その女性運動の歴史をどう記述するかについて考察する。

#### 3-1. 女性運動とは何か

そもそも、『女性運動』は、『女性問題』をテーマとした運動であるのか、『女性』によって担われている運動なのか定かではない（西城戸誠 2004 : 91）ともいわれるように、「女性運動」という言葉が指す運動の範囲については議論の分かれるところである。

もちろん両者を白黒きれいに分けることは難しい。たとえば「地域社会で活動している女性をフェミニズムの立場からどのように位置づけられるのか」という点について、佐藤慶幸は「彼女たちは性別役割分業体制を逆手にとることによってそれを乗り越え……男女共生社会をつくることを目指しているとも読み取れる」と述べ、生協活動は「男は仕事、女は地域活動」という性役割を固定するものではないと主張している（佐藤 1995 : 1, 2）。また、住民運動における女性の役割を論じた清原悠によれば、横浜新貨物線反対運動においては当初、日常的な活動（実践）を女性が、組織の役員（会議）を男性が担うという「性別役割分担」に依拠して展開されたが、次第に女性が主導権をもつようになり、「性別役割分担の見直し」（清原 2011 :

29) が起きていったという。清原はこれを、反対運動が展開していく過程で「公私の線引きの複雑な問い直し」（清原 2011：29）が行われたと解釈している。

佐藤や清原が説明しているような運動を、「女性問題をテーマにした運動」と、「女性による運動」との中間にある運動と位置付けたい。そして、「女性問題をテーマにした運動」の定義には、上野千鶴子の定義を挙げておきたい。上野いわく、フェミニズムは第一に「女性の自律的な運動である」ことが前提であり、かつ、『性役割』の問い直し……ジェンダーの問題化が伴わなければならない、「それ以外の女性運動は、女性の運動ではあっても、フェミニズムとは言えない」（上野 2006：140, 142 傍点は原文のママ）。またそのような運動にあっては、「運動が掲げる目標あるいは敵は外部にはなく、むしろ自己意識」にある（上野 2006：140）と主張する。

佐藤や清原のいうような、結果として性役割の問い直しを行うに至った運動もあるため、厳密に「女性運動」と「女性の運動」を白と黒の関係ではないということ念頭に置きつつ、筆者は上野のいう①女性の自律的な運動であること、②ジェンダーの問題化が伴っていること、という定義を採用して議論を進めたい。というのもウーマン・リブが、制度上の平等だけが達成されても女性解放は達成されないと主張し、社会規範や慣習を変えること、自身の意識を変えていくことを重視した運動であったからだ。それゆえ本論文では、制度の成立過程をたどるのではなく、女性たち自身の意識変革という側面に注目していきたい。

### 3-2. 「女性問題」という定義——新しい評価枠組みの形成

それではリブの重視した「自身を変える（＝自己変革）」とはどのような意味をもつものなのか。石川准は、社会運動における制度変革/自己変革という二つの側面について、次のように説明している。

社会運動は、「制度変革志向」と共に「自己変革志向」を持つ。社会制度や社会意識を変えていこうとすると同時に、自分たちのアイデンティティやライフスタイルを変えていこうとする集合行為だけが、社会運動である。どちらの要素を失っても、社会運動はほかの集合行為へと変質する。（石川 1988：55 下線は引用者による）

石川はこの、制度と自己と両方の変革を志向する運動を新しい社会運動として位置づけている。さらに、社会運動研究においては制度変革の側面<sup>7</sup>ばかりが研究対象とされてきたため、自己変革志向の運動の戦略や方法論に目を向けるべきだと主張する<sup>8</sup>。

欧米の女性運動研究においても、女性運動の発展を方向付けたものは何か、動員される要因は何かといった視点から研究が行われてきたが、資源動員論による説明では、参加女性の感情が取りこぼされてしまうという点で不十分（Costain, A 1992）<sup>9</sup>だとする指摘もある。

それでは、女性運動における自己変革の側面は、どのように確認することが出来

るだろうか。石川は、自己変革が起きたといえるのは次のような状況だと説明している。

(1) 同一の状況において、かつてとは異なる選択を行うようになる。(2) しかもそのような変化が複数の状況にまで及ぶ。(3) さらに、新しい角度から状況と選択を意味づける評価枠組みが形成される、という条件が満たされたとき。

(石川 1988 : 64)

この3点を踏まえるならば、自己変革が達成されたといえるのは、ある状況や出来事に対する新しい評価枠組みが形成されたときだといえる。筆者はこの新しい評価枠組みを形成することが、女性運動、特にウーマン・リブ以降の女性運動にとって重要なポイントであったと考える。

クレーム申し立て活動の議論で知られるスペクターとキツセは、ある出来事を「問題」として捉えることを、社会問題活動の第一段階に位置づけている。彼らは社会問題を状態ではなく、クレームを申し立てる一連の活動であると定義する。つまり、「A」という普遍の社会問題があるのではなく、まず「A」という状況を問題「A」として定義する。そして「A」を「社会問題」として構築していくその過程が社会問題活動である。彼らはそうした活動には4つの段階があり、その第一段階は、「ある状態の存在を主張し、その状態を不快なもの……と定義し、そのような主張を宣伝し、論争を促し、そして、その件についての公共のもしくは政治的な論争点を創りだそうとする試み」(Spector and Kitsuse 1977=1990 : 224)であると説明している。さらに続けて、「初期の社会問題活動は、しばしば私的な厄介ごと(トラブル)を公共の問題(イシュー)に変えようとする試みからなる」(Spector and Kitsuse 1977=1990 : 225)と述べている。

つまり、自己変革の達成から形成される新しい評価枠組みは、女性たちがある「出来事」を「問題」として認識するために重要な役割を果たすのだ。「男女平等が達成された社会」が「女性解放が達成されていない社会」だと認識されるためには、そのようにみる視点が必要なのである。そしてそれは自然と現れるものではなく、意識的に変化させていかなければならない。上野が、女性運動は「運動が掲げる目標あるいは敵は外部にはなく、むしろ自己意識」にある(上野 2006 : 140)と定義するのも、こうした理由からである。つまり、女性問題への取り組みは、それを問題だと認識するところから始まるということだ。

「女性解放運動の最も重要な意義は、それが女たちに『名づける刀』を与えたところにある」(田中和子 1987 : 133)。田中和子がこう評するように、それまで「当たり前」に行われていた/思われていた「出来事」が、実は「性差別」であったということを確認していくことが、1970年代以降の女性運動の仕事であった。

問題化の過程で見るべきは、「だれが、どこで、どんな文脈の中で、だれに対して、どんなやり方でそのクレームを持ち出すのか」(中川 1999 : 35)である。ジョエル・ベストは、「クレームメイカーの当初の要求はしばしば解釈の変更を求めて行われる」ため、そこで用いられるレトリックに注目すべきだ(Best, J. 1987=2000 : 38)と

主張している。この「解釈の変更」を、彼女たちがどのように行ってきたのか、それを明らかにすることによって、私たちはウーマン・リブ以降の女性運動の意義を知ることができるのだ。

そして筆者がここまで「ウーマン・リブ以降の女性運動」と表現しているように、女性運動は70年代に起きた突発的な事象ではなく、それ以降も継続して行われてきた。そうした持続的なものと捉えることで、女性たちの異議申し立ての力強さを捉えることが可能となる。本論文では、ウーマン・リブの主張の新しさが、その後続く女性運動へとどのように引き継がれていったのか、後続の運動はリブから何を受け取ったのかを明らかにしたい。女性たちがどのような社会に挑戦し、何を求めてきたのかを知ることは、私たちが今立っている地点を明確にするためでもあり、そうした挑戦があったということを風化させないためにも重要な作業である。

#### 4 節 分析対象

本論文は、分析対象として女性運動団体が発行した団体誌（＝以降、ミニコミと称する）を選択する。ミニコミについての詳細は第3章で述べるが、ここでは何故ミニコミを分析するのかについて簡単に説明しておく。

ミニコミとはオルタナティブ・メディア<sup>10</sup>と言われるものの一種で、「個人やグループが、発行する小さな出版物」（丸山尚 1985a : 10）である。「マスコミ」に対して「Mini Communication Media という和製英語の略」語（南陀楼綾繁 1999 : 10）ともいわれている。ミニコミの特徴の一つとして、「少数者（マイノリティー）の立場からの言論・表現活動を重視する……異常性の追求ではなく日常の暮らしの中から、社会的課題に取り組むメディア」（丸山 1997 : 91-2）であることが挙げられる。とりわけ、ウーマン・リブが登場した1970年には、「インターネットなどが存在しない時代にあって、直接的な接触以外に重要な伝達手段となしたのは、各グループが発行するミニコミやビラの類だった」（荻野美穂 2014 : 106）。また、ピープマイヤーが述べるように、ただ情報を知る・伝える媒体としての役割だけでなく、ミニコミとは語りの場であり、「女性たちが団結する助けとなった」（ピープマイヤー 2009 [2011] : 78）。たとえば Buckeley が行ったインタビューに対して、「あごら」の編集長をしていた斉藤千代は、ミニコミは個々人の経験や視点に焦点を当ててきたこと、さらにネットワークやコミュニティの発展にとって重要な役割を果たしてきたと話している（Buckeley 1996 : 253）。それゆえに、ミニコミを分析するということは、当時の女性たちの主張や考え、それまでの人生を分析することといっても過言ではない。

さらにミニコミの「培養基」としての役割にも触れておこう。ミニコミを通して彼女たちが行ってきたのは、会の思想や方向性を統一することではない。清原は、「草の実会」<sup>11</sup>の分析から、同会が「会の内部では多様な意見によって考えを深め、会の外部では特定の行動をする」（清原 2014 : 110）ように機能したと述べている。清原はこの機能を、投稿者の言葉を借りて「個々人を育てる培養基」（清原 2014 : 110）と表現している。つまり、ミニコミとは情報共有や体験の共感、ときに違和感

について語り合う場であり、それを通じて、「女性差別と闘う主体」（木村涼子 2000：37）が形成されていったのである。

こうしたミニコミの分析は、ウォルツが指摘するように、「主流メディアの提供物だけを観察するメディア分析の取り組み」が見落としがちな「カウンター・ヘゲモニー的な取り組み」（ウォルツ 2005 [2008]：50）を捉えることができる。これは次のようにも言えるだろう。つまり、テレビや雑誌などのマスメディア研究が、社会が女性をどう扱ってきたかを明らかにするのに対して、オルタナティブ・メディアの研究は、女性たちが何に取り組んできたかを明らかにする。本論文の目的である、女性運動の歴史を記述するためには非常に有効な史料であるといえよう。

また、今回分析したミニコミは主に、東京都ウィメンズプラザ図書資料室に保存されているものか、「国立女性教育会館リポジトリ」「WAN ミニコミ電子図書館」に収録されているものとなっている。

## 5 節 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

まず、1章ではウーマン・リブという運動がどのような運動と言われてきたのか、活動家や研究者らのウーマン・リブ観についてまとめる。さらに、今日までのウーマン・リブ研究に偏りが見られるという点を指摘し、女性運動研究をすすめていくうえでの筆者の考えを述べる。

第2章では、1960年代から活動していた「日本婦人問題懇話会」に焦点を当て、ウーマン・リブとそれ以外の運動との距離感について検討し、ウーマン・リブの同時代的な波及について考察する。そのうえで、運動間の断絶と継承についての説明を行う。

第3章では、1950年代から00年代までに発行された女性団体のミニコミ（団体誌）127誌の記事のテキストマイニングを行った。ミニコミが女性運動にとって必要不可欠なツールであったこと、そして運動の歴史を捉える際にも優れた史料であることをここで説明する。

第4章以降では、女性に対する暴力の運動と、ウーマン・リブとのつながりについて論じたい。まず4章では、80年代に引き継がれていくウーマン・リブの主張とその意義について明らかにする。ここで注目するのは、女性たちが沈黙させられてきたその仕組みである。4章では、リブが明らかにしたその仕組みと、それを打ち破ろうとしたリブの試みに焦点を当てる。

続く第5章、第6章では、4章で論じたリブの主張が、80年代の運動にどのように引き継がれてきたかを記述する。本論文では、90年代に「女性に対する暴力」という概念が導入されるより前の、そこにつながる80年代の運動として、反ポルノグラフィ運動と、セクシュアル・ハラスメントの問題化の過程を取り上げる。両者の問題化の過程で、女性運動が果たした役割とは何であったのかを考察したい。

最後に第7章において、本論文の振り返りと、全体の結論を述べる。

また、本論文中の表記について以下の2点については予め記しておく。

①表記揺れについて。

本論文中では、「ウーマン・リブ, ウーマンリブ」, 「セクシュアル・ハラスメント, セクシャルハラスメント, セクハラ」「ポルノグラフィ, ポルノグラフィー, ポルノ」などの表記ゆれ, 略語が多々見られる。筆者は「ウーマン・リブ (省略してリブ)」, 「セクシュアル・ハラスメント」「ポルノグラフィ」の語を使用するが, 引用文については引用元の表記のまま表記している。これらの表記ゆれについては本文中ではその都度注釈は加えない。

②ミニコミの引用について

本論文中ではミニコミを主な分析対象として用いているが, 引用の際には原則(「団体」発行年月: ページ数)と表記した。(2章については団体内の分析のため筆者名を出した)。なお, ミニコミ内での実名表記の部分(たとえば「〇〇さんを支援する」など)については, [Aさん][Bさん]のように伏せて引用している(タイトルに用いられている場合も同様の扱いとした)。

---

[注]

- 1 同様に、竹中恵美子は 1972 年当時の様子をこう記述している。書店では「特設コーナーがめだつほど、婦人問題にかんする出版はさかん……であるかわりに、一般にはそれが社会的に定着しているとはいえない……雇用人口の三分の一が女性労働者でしめる労働分野でも、労働組合で真に婦人の労働問題を……解決していく……姿勢をもっている組合は少ない」（竹中恵美子 1972 : 3）。
- 2 たとえば学術論文情報検索サイト『CiNii』において、タイトルに「女性運動」を含む論文は 288 件、「女性運動史」にいたっては 9 件（うち 6 件が書評論文）であった。ちなみに「ジェンダー」は 11541 件、「フェミニズム」は 2314 件である（2017 年 12 月 31 日現在）。
- 3 石月は、この当時の女性史の蓄積として、「平塚明子（らいてう）の『わたしの歩いた道』……奥むめお『私の履歴書』……宮本百合子『婦人と文学』」などを挙げている（石月 1996 : 30-1）。
- 4 論争の経過については古庄ゆき子編 1986『資料女性史論争』が詳しい。
- 5 著名人（多くが男性）の歴史が書かれた史料を手掛かりに描かれるのに対し、「女性史という領域は、オーラル・ヒストリーを取り入れた叙述の先駆けをなした」（倉敷伸子 2007 : 16）。こうしたオーラル・ヒストリー自体が、「白人、男性、支配層によるそれまでの歴史的なナラティブに挑戦」するものであった（桜井厚 2015 : 66）。
- 6 こうした状況に対し、近年では運動史へ注目すべきだとの指摘も出ている（たとえば、石月ほか 1999, 早川紀世 2013）。
- 7 資源動員論は、「資金や労働、組織形態……といった条件・変数に注目して運動一般の形成や成功を説明するアプローチ」（濱西 2016 : 123）である。ちなみに「資源」については Oberschall が、物質的な資源（仕事や収入など）から、物質的ではない資源（権威や信頼、技能など）まであらゆるものが含まれると説明している（Oberschall 1973 : 28）。
- 8 濱西栄司がまとめているように、社会運動研究には、資源動員論による説明（どのように社会運動が発生したのか）と、新しい社会運動論による説明（なぜ社会運動が発生したのか）という系譜がある。しかしすでに両者は並列関係にはなく、「動員論を中心とした包括的説明枠組みの一部に『新しい社会運動論』は位置づけられる」という見方もある（濱西 2016 : 121）。
- 9 Costain（1992）による資源動員論的アプローチによる女性運動研究のまとめによれば、女性運動が必ずしも豊富な資源を必要とするわけではないことや、新しい資源と精神的な準備が結びついて運動が発生したことなどが明らかにされてきたという。Costain（1992）の研究では、アメリカの女性運動は、資源や戦略以上に、政治的機会が運動の成功を左右すると結論付けている。
- 10 オルタナティブ・メディアとは、「一般的に大手新聞社やテレビ局などの主流メ

---

ディアに対する代替的なメディアと理解されている」(藤原広美 2015:87). 詳しい紹介は本論文 3 章にて行う.

- <sup>11</sup> 「1955 年, 朝日新聞の『ひととき』欄の投稿者たちが東京で結成した女性グループ……草の実会は戦争をくぐり抜けた主婦たちが『互いの向上をはかり, 手をつないで世の中を明るくする』(規約) ことを目的に結成. 結成翌年の会員数は 1500 人近くに達した. 反戦平和を活動の基礎とし……老人問題や子どもの権利, 教科書問題から消費税反対まで多様な活動がつつられた」(朝日新聞 DIGITAL 2011 年 3 月 28 日).

# 1章 「リブ神話」を越えて

## 現代日本女性運動史全体像構築の必要性

### 1節 新しい女性運動の登場

1960年代、従来の「労働運動」「階級闘争」では解消されない「新しい社会運動」と呼ばれるような運動が登場する。この新しい社会運動の特徴は、それを担う主体が労働者から「女性や青年、マイノリティなど、近代産業社会の周辺的存在であり、自己定義できるアイデンティティを奪われてきた存在」へと変化し、それに伴い運動の争点も、「経済的・政治的利害への拡大」ではなく、「アイデンティティの承認」へと変化した点にある（川北稔2004: 55-6）。

日本においては、1960年の「安保闘争」、60年代を通しての「学生反乱」<sup>1</sup>などを経た後、住民運動や市民運動へと移行していく（安立清史1985）。1970年に入るところには、それまでの「都市に住む高学歴男性層」によって担われていた市民運動ではない「新しいタイプの運動」が台頭してくるが、その「もっとも代表的な運動である女性解放運動は……『ウーマン・リブ』としてスタートを切った」（長谷川公一・町村敬志2004: 12）<sup>2</sup>。この運動は、「高度に経済成長をとげた資本主義社会の中にも性差別がしっかりと抱えこまれているということを、告発するものであり、性差別は「階級抑圧に還元されることのできない問題である」ことを明らかにした（久場嬉子1987: 201, 203）<sup>3</sup>。

日本のウーマン・リブ（以降、リブと称する）の登場について、リブの活動家である秋山洋子は次のように振り返っている。1960年代後半にはすでに、「さまざまな職場や大学や友達同士で、女の問題や女性史を勉強する集まりが持たれ」ており、その後「1970年10月4日の朝日新聞都内版」で初めて「ウーマン・リブ」という言葉が登場、そして同年10月21日の国際反戦デーで行われた女性グループのデモが日本のリブの旗揚げ日となっている（秋山1993: 31, 35）。

この「新しい」女性運動を日本の第二波フェミニズムの起点だとする論者も多く、後で説明するように、近年でも1970年代リブへの関心は衰えてはいない。しかしながら筆者は、そうしたリブ研究のなかで主流となっている、リブは後続の女性運動に引き継がれていないという見方には納得しかねる。なぜなら、そのように見ることによって女性運動の矮小化を招いてしまうからだ。矮小化とはつまり、女性運動の存在が無かったことにされ、何ら影響力のないもののように扱われてしまうということだ。

本章では、なぜこのような見方が主流となってしまったのか、そしてその見方による弊害とは何かを述べた後、後続の女性運動グループがリブとの関係をどう捉えていたのかについて記述する。まず2節では、リブとはどのような運動であったの

かということのリブ活動家の手記やリブ研究の蓄積から確認しておこう。続く3節では、1980年代から近年に至るまでに行われたリブ研究の動向についてまとめる。結論の先取りになるが、この2節3節を通じて、“リブは1975年の国際婦人年を機に70年代前半と後半とに分けられる”という「75年断絶説」という見方について説明していく。そして4節ではこの見方を打破すべく、1975年に発足したグループに焦点を当て、彼女たちがリブをどのように捉えていたのかについて記述する。

## 2節 ウーマン・リブの「新しさ」

### 2-1. 自己変革志向の運動——性役割の発見と拒否

リブとは、すでに述べた通り、1970年代に盛り上がった女性解放を目的とした女性運動の総称である。もちろん、それまで女性運動が存在しなかったのではない。それ以前から多くの女性運動家団体が活動していたが、そうした既存の女性運動(以降、既存の婦人運動と称する)とは異なる視点を持つ運動とされるのがリブである。リブの大きな特徴として、性の解放を主張した運動、女性自身の意識の変革を求めた運動ということが挙げられる。

戦後の日本においては、「参政権の獲得により平等は一応達成されたのだが、その実質化は個々人の努力によるべきものというのが一般的な認識」(藤枝濤子 1985: 46)であった。そして1970年に入るころ、「平等なんだから、女だって何でもできるんだと反発する半面……どう生きればいいのか、言葉にならない矛盾や不安を抱えて」(大田恭子 1996: 71)いた女性たちによって担われた運動がリブであった。

リブが登場する以前にも、「女性問題」は存在していた。しかしそれは「制度改革に追いつかない女性の意識の遅れや能力の不足を補って民主主義社会の政治主体として、また労働者として自立させるという問題」であった(江原 1985a: 103)。それは「あたかも女性が原因であるがゆえに生じる問題であるかのような響き」を持っていたが、それに対してリブは、「『問題なのは女性ではなく女性の解放なのだ』と主張した」(江原 1985a: 103)。つまり、女性が悪いとする社会のあり方を問題として告発したのである。

そこで70年代に登場したのが、*personal is political* (個人的なことは政治的なこと)というスローガンであった。秋山はこのスローガンについて、「政治や社会とはまったく関係ない個人的問題として片付けられてきたところにこそ女に対する抑圧が集約されていることをはっきり示している」と評価しており、さらに、そうした抑圧を「問題として意識し、分析して解決の方向を見出すためには、女自身の意識変革が必要」(秋山 1993: 174)だと主張している。秋山のいうように、女性たち自身の意識変革はリブの重要な課題であった。

これは女性の意識の遅れを変えようとするような“意識変革”ではなく、社会における「女性」という枠組み自体を問い直すものであった。そのような例として、女性であるがゆえに課せられてきた母役割、妻役割といった性役割を批判した点や、「女性らしい」ふるまいを批判した点が挙げられる。これらが重要なのは、当時の女性の人生は、「娘、妻、母といくつにも輪切りにされ、家族の絆で結びつく相手の男性

(父、夫、息子)によってその運命は大きく左右され」ていたからだ(藤枝 1985 : 46). つまり女性は、「誰その娘さん」「誰そのお母さん」という、男性の付属品としての存在でしかなく、リブはそうした役割に合わせて生きることを拒否したのである。「自分以外の何者にもなりたくないという思い」(田中美津 [1972] 2000 : 83) や、「私は女性であっても〈おんな〉になりたくなかった」(森節子 1996 : 169) という言葉からも分かるように、リブは、女性が「社会で承認された性役割イメージに合わせて生きてきたという発見」(西村光子 2006 : 13) から出発した運動なのである。

## 2-2. 性の解放

以上のように、女性が周辺に置かれる社会を、リブは「男性中心主義社会」と呼び、批判した。男性中心主義社会のなかでの、付属品的な役割を担わされる「女性」というカテゴリーに焦点が当たると同時に、女性の「性」にも焦点が当てられた。この「性」に含まれるのは、妊娠・出産・病気といった身体や生殖に関わることから、性行為やパートナーとの関係に関するものまで、広範なテーマに言及していた。当時、そうした「性」に関する話題を口にすることは、女性にとってのタブーであった。林郁いわく、「これまでの婦人解放運動は性の問題を正面から論議しなかった。女が自身の性を正直に大勢の前で語るのは画期的なことだった」(林 1996 : 25)。

さらに、リブは女性にのみ付されている「処女規範」についても指摘、批判した。

当時、親が娘に強いた第一の規範は「結婚までは処女でいること」だった。処女であることが若い女の商品価値であり、一緒に食い扶持が保障される結婚への片道切符であり、主婦か娼婦に分かれる基準であった。(西村 2006 : 11-2)

処女規範は、男性中心主義社会において、女性を「母親(妻/娘)」か、「娼婦(愛人/遊び相手)」かに分けるものであった<sup>4</sup>。処女規範を批判するなどのタブーに触れたこともあり、メディアは、「リブはフリーセックスを推奨する運動だ」という「大なる揶揄をもって取り上げた」(西村 2006 : 12)。1985年にリブの総括を行った江原は、カリカチュアライズされた形でしかリブが報道されなかったため<sup>5</sup>、リブをヒステリックで身勝手な女性たちとしか連想できない人が多いと記している<sup>6</sup>。こうしたリブへの「誤解」によって、彼女たちは当時、世間から冷たい目でみられた(たとえば、「ヒステリー女、バケモノ女」「ブスの恨み辛み」などと言われたという(瀬山・山下 2004))。

そうした「誤解」のためか、1970年代初期に起きたリブは、「次世代の女性たちにほとんど影響力を持たなかった」(江原 1985 : 101)と言われ、女性史の中にも位置づけられることなく、まるで存在しなかったかのように扱われてきた(加納 2003, 鹿野政直 2004)<sup>7</sup>。

## 2-3. 75年断絶説

こうしたリブの扱いに対して疑義を呈し、総括を試みたのが江原(1985a)だ。

70年代のリブ運動をふりかえり、その運動の中でいったい何が求められたのか、何が焦点であったのかを捉え返しておくことは、単に過去の運動を正確に次世代に継承するというだけで意味があろう。さらにこうした作業を通じてわれわれは、リブの主張の内で譲り渡すことのできぬ地点をはっきり自覚し、われわれの前に開かれている選択肢を明瞭に認識することができるようになるかもしれない。(江原 1985a : 101)

江原は、リブと既存の婦人運動との差異や、日米リブの差異などを整理し、リブが何を主張したのか、リブが反感を受けた要因は何であったかを明確にした。リブの登場から10年を経て、ようやく「日本のウーマン・リブ」という輪郭が描かれたといえる。また、80年代から90年代にかけては、リブ当事者の手記や、ビラやパンフレットなどを集めた資料集が発行されるなど、リブに関する情報が蓄積されていく時期でもあった<sup>8</sup>。しかしこのようにリブが掘り起こされていくなかで、リブとリブ以外の女性運動という境目が次第に濃くなっていったことも否めない。

リブは既存の婦人運動にはなかった「新しさ」を持った運動であるとして、リブとリブ以前の運動との差異が言及される一方で、さらに、リブと「その後」の運動との差異についても強く言及されるようになった。

おそらくその最初の論者が江原である。江原は、リブが国際婦人年である「75年を境に大きく二つに分けられ」る(江原 1985a : 105)と主張した。江原の区分によれば、70年代前半の運動は、「ぐるーぶ闘う女」を中心にした、世代的に若い女性の小グループ連合体が担っていた。一方後半の運動は「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会(以降「行動する会」と表記)」を中心に、世代や社会的地位が、前半と比較すると上層の女性たちによって担われていた、とまとめている。江原は、前半と後半とでこのような主体の交替があり、さらにこの両者の間にはほとんど協力関係はなかったとみている。それどころか後半になると、運動は広範な社会的承認を得るようになった一方で、そこに前半のラディカリズムはほとんどなく、「初期リブ運動の提起した問題は十分に引き継がれ」なかった(江原 1985a : 109)と述べている。さらに、「初期のリブ運動の主張にこそ、なぜ70年代において女性解放が問題化されざるを得なかったかという問題、すなわち新しい女性解放運動の必然性を切り開く視点が存在する」と指摘しており、江原自身も前半の活動に焦点を当てて議論している(江原 1985a : 109)。

こうした見方をしているのは江原だけではなく、牟田和恵もまた明確に、「ウーマンリブの『ラディカル』さが、その後の運動に必ずしも引き継がれなかった」(牟田 2006 : 298)と記している。牟田は、国際婦人年から「85年まで続く『国際婦人の10年』と連動した政府・自治体の女性施策」に深く繋がる運動を担っていたのが、「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会(現「国際婦人年連絡会」)」であったとし、リブとは時期が重なっているものの、両者は必ずしも同調していなかった(牟田 2006 : 295-6)と述べている。さらに、「そもそも個人の生き方と既存の権力構造とを問題にした『解放の運動』としてのリブ運動」が、国連・政府主導

の動きに対して、距離感を感じるのは当然であり、連絡会とリブとは「75年の時点では乖離していた」（牟田 2006：297）と主張する。

江原と牟田とでは、1975年以降の運動として例に挙げている団体が異なっているが、リブのラディカルさが引き継がれていないという見方は一致している。江原は後に「主体の交替という意味は、実体的な意味ではなく、反響や影響力に着眼して分析的に構成したときのそれ」であり、活動家らが実際に運動から身を引いたということではない（江原 1990：5）と説明している。しかし上野千鶴子によれば、現在ではリブを70年代前半と後半とで区別するような見方が「優位」になっており、「後発のフェミニズム・女性学の研究者がそう指摘するのみならず、リブの担い手の側からも積極的にこの『断絶』を支持するような証言がある」という（上野 2009：28）。

確かにリブの当事者からも70年代後半以降の運動に対して、「国際婦人年以降の運動」と「それ以前の運動であるリブ」（田中 2005：46）と、両者の差異を強調する形で言及されている。「ぐるーぷ闘うおんな」のメンバーでもある田中美津は、75年以降の運動は「いわゆる法制度を変えることに主眼が置かれるようになっていった……自らを問うところから始めているという発想が希薄になって」しまった（上野・田中 2003：48）として、75年以降の運動を否定的に捉えている。井上輝子もまた、「行政の中での行動計画づくりとか、……そこにエネルギーを吸い取られていったということは否定できない」（井上ほか 1996：56-7）と話しており、75年以降の運動の「衰え」を感じているようだ。

ここまでの話をまとめると、日本のリブという運動は次のような運動だと考えられていることがわかる。つまりリブとは、1970年代前半の、女性問題のあり方そのものを問い直し、人びとの意識変革を志向した運動であり、タブーとされてきた「性」の問題にも切り込んでいった運動である。さらに、江原が総括したように、そうした「ラディカルさ」は70年代前半の主張にみられ、後半（1975年を機に）になると薄れてしまったと、研究者や1970年代前半のリブの活動家の間で理解されている。このように、1975年を機にラディカルさが失われたリブとは70年代前半の運動である、とするような見方を本論文では、上野の語を借りて「75年断絶説」<sup>9</sup>と呼ぼう。75年断絶説は70年代前半のリブの担い手からも積極的に支持されていることもあってか、検討されないままであるどころか、90年代、2000年代を通してより強固に根付いてしまうのであった。

### 3 節 ウーマン・リブ研究の動向

#### 3-1. リブ（運動）からフェミニズム（アカデミズム）へ

##### —80年代・90年代のリブ研究

90年代から2000年代にかけて、リブを対象とした研究が進められていくのだが、そのなかで次第に、“リブからアカデミズムへ”という歴史観が支配的になっていく。70年代前半のラディカルさが、後半以降の運動に引き継がれなかったといわれる一方で、リブ研究においては、「リブの提起を80年代以降引き続き理論的に整備しそ

の影響を拡大していったのがフェミニズム・女性学」(伊田広行 1997: 239)だと主張されるようになったのである。このような、リブとアカデミズムとの結び付けを行った代表的な論者として、江原(1985a)、上野(1994)が挙げられるだろう。

江原は、「リブ運動が提示した問題は、その深さと重要性において現在でもけっしてその意義を失ってはいない」、「現在われわれが直面しているもっとも重要な課題は、リブ運動が提示した問題に対する『理論化』を行うことである」(江原 1985a: 155)と述べ、リブの主張の理論化を 80 年代フェミニズムの重要な仕事として位置づけている。

上野もまた、「フェミニズムを、リブを含むより広い文脈でとらえたい」と述べ、その理由として「第一に、リブの担い手たちは、75 年以降も活動をやめたわけではないし、第二に、フェミニズムの担い手たちは、リブから直接・間接のメッセージを受け取って、それを言語化・運動化しようとしているひとびとだから」という二つを挙げている(上野 1994: 23-4)。さらに上野は、自身のフェミニズムが「リブの理論的な後付け」(上野・田中 2003: 8)であると明言しており、「リブからフェミニズムへ、言葉は分節化したかもしれないが、……わたしたちに必要なのは、それを受け取り育てる力である」(上野 1994: 23)として、彼女もまたこのように、リブの主張の理論化が重要であると主張している。

両者の主張を深めるような形で、90 年代から 2000 年代にかけてのリブ研究の多くが、各テーマの議論の出発点にリブがあるとし、リブの再検討を行っている。たとえば、森岡正博は「日本の生命倫理の議論は、少なくとも一九七〇年代初頭には、ウーマン・リブによって明確に開始されていた」(森岡 2001: 38)と述べ、リブは「今日的な生命倫理のあけぼの」(森岡 2001: 39)と表現している。また、斉藤正美は 70 年代のリブが「性の『自己決定』という考えを生んだ」(斉藤 2007: 127)と述べ、その議論の原点にリブを位置づけている。両者とも各テーマの議論の原点に、70 年代前半のリブが位置づくとして、リブの主張の整理・検討を行ったのである<sup>10</sup>。

このようにして、リブの主張の理論化が、90 年代から 2000 年にかけて行われていくのだが、運動からアカデミズムへの連続性、結びつきが主張される一方で、運動から運動への結びつきが検討されることはなかった。

### 3-2. 行き詰まりとバックラッシュ・突破口としてのリブ

#### —2000 年代以降のリブ研究

以上のような、75 年断絶説や「リブからアカデミズムへ」という歴史観が維持されたまま、2000 年代を過ぎたころから、改めてリブへの関心が高まっていくことになる。これは、「ウーマンリブ再考」(渋谷晴子 2008) や、「リブ・ルネッサンス」(上野 2009: 32) と表現される<sup>11</sup>が、この傾向の特徴の一つとして、リブの時代を直接知らない人々がその担い手であることが挙げられている(秋山ほか 2004; 渋谷 2008)<sup>12</sup>。

自身もリブ再考の担い手であるという渋谷は、その担い手である「若い世代」を「アカデミックな場での女性学研究が可能となった世代でありながら、一方で理論

化傾向の困難とも直面し、それを乗り越える試みをしている世代」(渋谷 2008: 46, 48)と説明している。渋谷は続けて、アカデミズムにおけるフェミニズムの現状を次のように表現する。「フェミニズム理論が学問として洗練されていく一方」で「実感の伴わない」、「『私』の身近な問題経験」と離れてしまった(渋谷 2008: 47)。このような「理論と体験の乖離」<sup>13</sup>(渋谷 2008: 46)を指摘するのは渋谷だけではない。たとえば、皆川みずゑは「個人的な話を語り合った」リブと異なり、「個人の実体験を話し合って何が問題なのかを抽出しあう...というふうな場」がなくなった(皆川ほか 2009: 22)と述べている。渋谷いわく、そうした体験の乖離ゆえに、「若い世代」のフェミニストは「新たな『語り』を求めて」おり、「リブ運動からヒントを得て、現代における〈生き難さ〉を乗り越えよう」としている<sup>14</sup>(渋谷 2008: 50, 64)。

このようなフェミニズムの「行き詰まり」の背景には、2000年頃から強まるフェミニズムバックラッシュがある。牟田は、目標が達成されたためなのか、それともバックラッシュという逆風のせいなのかは分からないが、フェミニズム運動が目立っていない、第二波フェミニズムは「現在において、いったい、『どうなって』いるのだろうか」と疑問を投げかけている(牟田 2006: 292-3)。さらに、「フェミニズムの成長と成功は、リブの運動の出発点を離れ、制度化し権威化し、既存の社会体制の一部を担う勢力となっていくプロセスでもあった」(牟田 2006: 304)として、リブからアカデミズム、そして権威化という歴史の道程を描いている。

そしてさらに、バックラッシュへの対抗策を考えるうえでも「原点」であるリブを再考しようとする。秋山は2004年に開催された『リブという革命』というシンポジウムの趣旨を次のように要約している。

「大会シンポジウムのねらい」を要約すれば、リブ運動が拓いた地平を、その後のフェミニズム運動と女性学がいかに継承・発展させたかを検証することによって、最近激しくなった反動勢力からのフェミニズム・バッシングに対抗したい、というものです。(秋山ほか 2004: 261 下線は引用者)

千田有紀は、なぜ現状を知ることがバックラッシュへの対抗になるのかという点について、「バックラッシュ側に利用されないような形で自分たちの主張を通すことは、私たちの立っている地点を十分に理解すること」が不可欠で、その「解決の糸口を与えてくれる」のがリブである、と主張している(千田 2004: 29)。千田はリブを「政治的な成果を上げようとする運動ではなく、解放の過程自体を目的とする運動」であり、「重要だと思えるのは、運動の成果そのものだけではなく、論理を紡ぎ出す解放のプロセスの方」(千田 2010: 134)だと評価している。牟田も同様に、リブの主張は「既成の知の枠組みを問い直す側面」を持っており、「フェミニズムが現在直面している困難を考える上で示唆に富む」(牟田 2006: 298)と述べている<sup>15</sup>。

こうして、「リブからアカデミズムへ」という道程は、さらに“アカデミズムの権威化バックラッシュ”へと繋がっていく。そして、そのような“行き詰っている”状況である昨今、「原点」であるリブへの回帰が叫ばれているのである。

### 3-3. 維持されたままの75年断絶説の問題点——女性運動断絶史観

筆者はここまで見たような、“リブからアカデミズムへ”という歴史観を間違いだと否定したいのではないし、ましてや「正しい歴史」を提示したいのでもない。リブが女性問題を問い直し、意識変革を重視した運動であるという理解や、リブの主張に学ぶことが多いという主張に対しても深く同意している。しかしながら、75年断絶説を踏襲したままでは、“70年代は運動（リブ）の時代”“80年代90年代は理論化（フェミニズム）の時代”“2000年代のバックラッシュの時代”という一辺倒な歴史、そして「失敗」に至る歴史になりはしないかと危惧するのである。序章でも触れたように、村上信彦は女性史論争の火種となった論文のなかで、戦後の女性史が一部の有名運動家に焦点を当て、抑圧されていた女性たちが解放されていくという単線的な歴史を描いてきたと批判していた。筆者はそれとは逆に、“70年代に始まる第二波フェミニズムは2000年になるころには衰退した”という歴史観にならないかと心配してしまうのだ。

また、75年断絶説には次のような弊害もある。江原が1970年代後半を担った運動体として挙げている1975年に結成された「行動する会」のメンバーであった山口智美は、現在のリブに関するものは初期のリブばかりが高く評価され、「リブはすごかった」というリブを理想化する傾向（山口2008）や、「リブをポジティブに再評価することに力点が置かれ、批判できない」状況（山口2009）にあると指摘している。確かに山口の指摘する通り、多くのリブ研究が75年断絶説に沿った、「70年代前半のラディカルなリブ」に注目してきた。とりわけリブの「キャラクター」（秋山1993:203）といわれる田中美津や、「ぐるーぶ闘う女」などにその視線が集中しているくらいはある<sup>16</sup>。

しかし『資料日本ウーマン・リブ史』などの資料集を見ても分かる通り、1970年前後から、活動地域、年齢を問わず、学生、労働者、主婦と幅広い層の女性たちによって「女性解放」が叫ばれていた<sup>17</sup>。それにも関わらず、リブを“1970年代前半の運動”と限定的に捉えることは、むしろリブが同時代的には波及しなかった運動であるかのような過小評価へとつながってしまうだろう。また他方で、「リブの理想化」という現象によって「リブ」以外の女性運動の過小評価も引き起こしている<sup>18</sup>。たとえば海妻径子は、男性アクティビストによるリブ再考の特徴を次のように語る。

男性アクティビストや男性研究者たちからは、「リブには心揺さぶられるものがあつたのに、いまの女性運動にはそれがない」としばしば言われる。彼らの目の前にいる女性センター職員や私は、彼らにとっては「女ではなく」……そんな彼らも「文字の上」では女性運動に敬意を払うのだ。（海妻2010:88）

繰り返すが、70年代前半のリブに注目することが悪いのではない。しかしながら、日本の女性運動はその後も続いていくのである。3章でもみるように、70年代から80年代、90年代にかけて活動団体は増加しているし、5章、6章で取り上げたポルノグラフィやセクシュアル・ハラスメントの女性問題化にあたって、女性運動

が果たした役割は大きかった。だからこそ、女性運動の過小評価へとつながるような運動観が主流にあっては困るのだ。

そこで筆者は次節にて、1970年代前半へと視線を集中させている要因の一つである、75年断絶説の棄却を試みよう。取り上げるのは、75年断絶説で70年代後半の運動として名前の上がっている「行動する会」である。ここでは、行動する会の結成時と、結成から10年が経ったころのミニコミと、メンバーの手記から、当時の様子や問題関心、リブへの意識について確認しよう。

#### 4節 75年断絶説を再考する——1975年以降の「リブ」

1975年は、運動の切れ目の年だとされる一方、国際婦人年を機に女性に関連するイベントを行政が開催した年でもあった<sup>19</sup>。しかしこのことは、行政の活動に女性運動の「エネルギーを吸い取られていった」（井上ほか1996: 56-7）ということの意味するのだろうか。

国際婦人年を機に活動を始めた「行動する会」は、行政が主体のグループでも、「母親」や「妻」といった「役割」に依拠して活動するグループでもなかった。行動する会のメンバーは多様で、年齢も立場も異なる女性たちであった<sup>20</sup>。

会のメンバーである吉武輝子は会に参加するまでのことを次のように振り返っている。彼女は、70年代初期、男性中心主義の新左翼運動に対して居心地の悪さを感じており、そのため、「ウーマン・リブの主張はきわめて鮮烈で……この新しいタイプの女性解放運動に、私はぐいぐいと傾斜していった」、しかし当時40代であった彼女の目には、リブが「若さという限定つきの運動」にも見えていた（吉武2006: 126）<sup>21</sup>。そんな中、行動する会のメンバーでもある田中寿美子から吉武へ次のような電話があったという。

田中寿美子さんからの電話は新しい女性解放グループ結成のお誘いだった。「ねえ、吉武さん、日本にもリブ運動が誕生はしているけれど、どちらかという運動はアウトドロップ型で、若い方が中心。来年はいよいよ国際婦人年。国際婦人年を契機に、当たり前働いて生きているそれなりに年輪も重ねてきた私たちのリブの会。中年リブ運動を展開していく必要があるのではないかしら……」感うことなく、わたくしは二つ返事で引き受けた。（吉武2006: 194 下線は引用者）

田中寿美子もまた、リブを若者の運動と捉えていたことが窺える。同様に、同会メンバーである駒野陽子は、行動する会を「人生の半ばまで、割り切れぬ思いで社会の性差別に耐えてきたいわゆる『中年リブ』のエネルギーと熱気が一挙に吹き出した」（駒野1999: 14）と表現している<sup>22</sup>。

それでは、「中年リブ」と自らを位置付けた彼女たちにとって、行動する会はどのような場だったのだろうか。会が発足してすぐに行われた集会について、1975年の4月の活動記録には、次のように記してある。

[4月開催の集会は]女に対する差別は生活のあらゆる次元に偏在しながら、どこかたくみなベールでおおいかくされている。……このベールを一人ひとりが自身の体験を通してはっきりと表明し差別の実態として告発しようという集会であった……女が女であるがゆえの差別を受けている事実を女自身が認識する……そのための“場”として成果ある集会であった（行動する会 1975年4月号：1 □ 内補足は引用者による）

自身の体験から女性差別の存在を知り、その問題へ取り組もうとする姿勢は、1970年代前半のリーブが提示したものではなかったか。リーブが、自身の体験を「差別」として定義しなおした運動であるならば、彼女たちのこの集会もまた、リーブの集会として位置づけてもいいだろう。行動する会には幅広い年代、立場の女性が集まったため、彼女たちが取り組んだ問題もまた多様なものであったという。多彩な顔ぶれ、多様な問題関心をもった行動する会では、「何かせねばと思った女がこの指止まれと指を出すと同じ志をもった女たちがぱたぱたと指に止まり、すぐさま実行委員会が発足する」（吉武 2006：198）といったやり方で運動を進めていった<sup>23</sup>。

ここまで結成時の様子について述べてきたが、80年代に入ってからはどうだろうか。行動する会は、会の結成から10年を過ぎた1986年、ミニコミのなかで「行動する女たち」の10年と今後の運動」と題した、会の歴史を振り返る特集を組んでいる。そこでは「制度変革」を重視して活動してきたことが肯定的に語られていた。

私たちの運動は、おしつけられた役割である主婦・母の名によるのではなく、女の主体的な運動であった。これは、70年代初期のリーブ運動を継承しているが、リーブが、……意識変革中心の運動を展開したのに比較し、私たちは、役割分業体制化の具体的な性差別（メディア、教育、雇用、政治 etc）を洗い出し、告発し、差別的な社会制度を変えるための……運動に力をかけた（「行動する会」1986年9月号：2）

ここから見えるのは、行動する会のメンバーもまた、リーブは意識変革を重視した運動であると認識しているということだ。そして彼女たち自身の運動については、制度変革を重視した運動であると認めている。しかし当然のことながら彼女たちは、制度変革を重視したという点について「薄まったもの」というネガティブな評価を与えてはいない。むしろ、彼女たちの運動にはリーブの主張が引き継がれていると捉えている。行動する会の視点から見れば、制度変革に力をかけたという彼女たちの運動は、ラディカルさが薄まったという評価ではなく、異なる角度から運動を進めていったという理解が妥当ではないだろうか<sup>24</sup>。

## 5 節 まとめにかえて

「国際婦人の10年」は、新たな女性団体を多く生み出し、社会的発言にかつてない迫力を与えた（金谷 1997:3）。こう言われるように、国際婦人年をきっかけに運動へ動員された人々がいたことは確かである。しかし松井やよりがいうように、1970年代という時代は、「リブの投げた波紋は予想以上に広がり……第二の波が、日本の女性たちをおおっていった」（松井やより 1975 [1983]:44）。そう考えると、そうした国際的イベントの存在だけが、彼女たちを運動へと動員したとはいえないだろう。

また、リブが批判したリブ以前の運動（既存の婦人運動）にとっても、リブの主張は鮮烈なものであった。たとえば懇話会メンバーの酒井はるみは、リブは「その内容と形態において母親運動の盲点をあまりにも突いたものであり」、「新しい時代に相応した新しい動き」であったと語っている（酒井 [1971] 2000:34）。また、1974年に開かれた第14回「全国婦人の会」にて今後の運動の方針として、状況改善を行う運動であること、そして自らの意識を変える運動であることが、スローガンとして掲げられた（全国婦人の集い実行委員会 1991）。このように、リブの波紋は決して刹那的なものではなかった<sup>25</sup>。私たちが明らかにしなければならないのは、このリブの広がりであり、リブの主張を女性たちがどのように受け取ったのかということである。

1970年に起こる女性史論争の中で、村上信彦は、「真実の女の歴史にはさまざまな屈折や停滞があって、矛盾や葛藤をふくみつつ徐々に道を切り拓いてきた」（村上 1970:377）という理由から、運動史ではなく民衆史/生活史を描くべきだと主張した。しかし、近年の女性運動もまた、「矛盾や葛藤をふくみつつ徐々に道を切り拓いてきた」のであり、決して単線的な歴史で描けるものではない。私たちが女性解放の今を知るためには、個々の問題に取り組み、切り開かれてきた道を一つ一つ確認していくしかないだろう。

---

[注]

- 1 「多くの社会学者が、この時点を以て『新しい社会運動』の起源とみなしている」(安立清史 1985 : 165).
- 2 長谷川らは、この当時の運動のキーワードを「力の獲得 (empowerment) と自己決定」(長谷川・町村 2004 : 12) だと述べ、女性運動に続いて障害者の自立生活要求の運動があったことを記している。
- 3 「新しい社会運動」概念の提唱者の一人であるアラン・トゥレーヌは、女性運動を女性の権利の防衛のみを目的としておらず、「女性を従属した存在として生産し、男性の支配の手先として生産した支配システム」への挑戦であるという (Touraine 1980=1982 : 123-130).
- 4 「母」「娼婦」という対立関係は、様々な水準での女性の関係に適応される。たとえば、「沖縄の女と私達とは、同じ女という普遍性を共有しながら、……私達が本土の女であるが故に同じ被抑圧階級でありながら、沖縄にいる女たちを抑圧している」(「おんな解放学生戦線」1970 [1993] : 117 - 8). 千田有紀いわく、このような「母」「娼婦」という女性の分断が、「女の加害性と被害性を考える際の基本的な糸口となっている」(千田 2003 : 62-3).
- 5 メディア報道のポジティブな面としては、運動のビラを掲載したり座談会を開催したり、積極的にリブを取り上げることで、リブの顕在化する役割を果たした点が挙げられる (斎藤 2003). こうしたメディア報道が、各地の女性たちに「仲間の存在を知らせた効果は小さいとはいえない」(秋山 1993 : 33-48).
- 6 2017 年現在でも、酒井順子は、市川房枝の言葉を引用し、「日本のリブは『セックスの問題を中心にとりあげている』のであり、女性の地位向上についての活動は目立たなかったようです」(酒井 2017 : 137) という文章でリブを紹介している。
- 7 たとえば鹿野は、次のような女性史研究、「総合女性史研究会編『日本女性史第 5 巻現代』(東京大学出版会, 1982), 同『日本女性生活史第 5 巻現代』(東京大学出版会,) 同『日本女性の歴史』の「性・愛・家族」「文化と思想」の各巻 (角川書店, 92, 93 年), 永原和子・米田佐代子『おんなの昭和史—平和な明日を求めて』(有斐閣, 86 年) には、ウーマン・リブはほとんどあるいは全く無視されている」と記している (鹿野 2004 : 3). また、女性史研究者の伊藤康子 (2005) も、女性運動研究の重要性を主張しているにも関わらず、リブへの言及はない。脇田晴子らも、「国際婦人年と『国際婦人の一〇年』や「アメリカ等のウーマン・リブの影響」(脇田・林・永原編 1987 : 289) に言及するも、日本のリブについては触れていない。日本のリブに言及している女性史としては、阿部・佐藤 (2000), 伍賀惜子 (2002), 鹿野 (2004) があるが、これらも後にみる「75 年断絶説」的な見方を踏襲している。
- 8 『リブ私史ノート』(秋山 1993) や、『全共闘からリブへ——銃後史ノート戦後篇 8』(女たちの現在を問う会編 1996) などのリブ活動家の手記だけでなく、1992

- 
- ～1995年にかけて溝口明代・佐伯洋子・三木草子編集による、70年代当時のピラやミニコミ誌の記事などをまとめた『資料日本ウーマンリブ史』全三巻なども刊行された。
- 9 上野は、「日本のフェミニズム研究のうえでは、75年の国際婦人年を分水嶺として、リブとフェミニズムが交替し、運動体も担い手も交替したという『断絶』説が優位に立っている」（上野 2009：28 下線は引用者による）という。
- 10 他にも2000年以降の、リブを主題とした研究としては、野田さやか（2004）、田中垂以子（2007）などが挙げられる。最近では政治学者の大嶽秀夫（2017）が、各時代の政治思想と関連付けて、欧米、日本のリブやフェミニズムを記述している。
- 11 2004年に『リブという<革命>』刊行記念シンポジウム、「日本女性学会大会シンポジウム——ウーマンリブが拓いた地平」が開催されている。また、映像作品も作成されており、栗原奈名子（1993）、山上千恵子・瀬山紀子（2004）、松井久子（2014）など、約10年ごとにドキュメンタリー映像が作成されている。
- 12 リブに限らず、近年「1968年」「1960年代」に関する歴史研究が増えていることについて、西田・梅崎（2015）は「当時の諸運動がようやく『歴史』としての距離感を持って語りうるようになったこととともに、『1968年』を歴史として書こうとする世代が出てきた」（西田・梅崎 2015：2）と述べている。
- 13 渋谷によれば、若い世代のフェミニストにとって「フェミニズム理論を消費したり『理論的整合性』の追求をしたりするのではな」い、「リブの担い手が、既成の言葉や理論を安易に受け入れてしまうことを拒否し、自らの体験を語る言葉を求めてもがき、そうすることで紡ぎだした〈私の言葉〉が、「最大の魅力なのだ」（渋谷 2008：62）。
- 14 上野はこうした傾向を、「若い世代が私たちに対して批判的なスタンスをとるために、祖父母世代というほどではないけれど、もう一つ前の、田中美津さんの本に向かうような動き」（西川祐子ほか 2011：269）と説明している。
- 15 ほかにフェミニズムが直面している困難について、青山薫は次のように説明している。「リブとフェミニズムが女を縛る象徴として批判した『化粧とハイヒール』が消費社会において多数の女性を魅了する力をもち、男女共同参画社会基本法ができたと思えば激しいバックラッシュが大衆化し……ジェンダー平等は遠い」（青山 2010：27）。
- 16 野田（2004）が田中美津の主張を分析対象とした理由として、田中が「リブらしさ」を重視してきたことに加え、田中の言葉が活字化されていることを挙げている。田中は70年代当時から自身の経験や主張を、ピラ、パンフレット、雑誌、自著などに記しており、比較的その主張がより多くの人々に知られていたといえる。
- 17 近年では、柳原恵（2012）、（2014）が、これまでのリブ研究は都市部を対象としたものばかりであると指摘し、岩手県の農村部の学習サークル「麗ら舎読書会」を取り上げている。岩手のリブは、「『地縁、血縁、世間体』から自由」になった都市とは逆に、「地域にとどまり、地域のただなかで女の解放をめざしてきた」（柳原 2012：69）。

- 
- 18 ジェンダーフリーを日本で初めて使用した「一九九五年、東京女性財団のハンドブック [の中で] ……日本は遅れているから欧米に追いつくべきという『欧米中心主義』的な図式を採用…… (欧米の)『ウーマン・リブの波は社会の隅々まで広がり…… [一方で] 日本ではその運動があまり受け入れられませんでした』と記述してあることが、山口らによって指摘されている (山口・荻上 2012 : 2-5). 山口らはこのことを、日本の女性運動の歴史を否定することだと批判している (山口・荻上 2012 : 5).
- 19 総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、政府主催で「国際婦人年記念日本婦人 問題会議」が開催されるなど、行政主導の動きがいくつか見られた (井上ほか編 2005 : 204-6).
- 20 行動する会のメンバーは、「国会議員から、組合活動家、評論家、ジャーナリスト、アナウンサー、弁護士、教員、公務員、企業で働く女性たち、自営業の女性たち、主婦、学生、とあらゆる立場の人たちで、年代も 80 代から 10 代まで、と幅広く、3, 40 代の年頃が一番多かった」(駒野 1999: 14).
- 21 1971 年に行われた「リブ合宿」の感想には次のような批判的なものもある。

参加した女はみんな若かった……参加者たちのもう一つの重大な特徴は、定職を持たぬ女が多かったこと……職場の諸問題を語ろう、という自主講座(分科会)を私が提案した時、集まったのはわずか 10 名位しかいなかった……女にとって職場が問題にされえないような状況がリブ合宿にはあったということだ……特に「ぐるーぶ闘うおんな」の面々はこの傾向が強く、学生とその延長上にあるようなものが多かった。(「リブ FUKUOKA」1971 [1992] : 280-1)

- 22 「中年リブ」の結成は、1975 年以降だけでない。1970 年代前半にも「赤い六月」(1972 年結成)のように「今までリブに並々ならぬ関心を持ちながら、年令的にも、生活条件においても大人になりすぎてしまって、なかなか腰を上げられなかった人」たちによる団体が作られたりもしていた(「赤い六月」1972 [1994] : 50).
- 23 75 年 4 月の活動記録では、関心のあるテーマとして、マスコミの問題、家庭生活主婦、児童文化、売春問題、独新婦人の問題、保護と平等、裁判・調停・離婚問題、職業・組合の問題、公開質問状、9 つの部門が挙げられている(行動する会 1975 年 4 月号).
- 24 1970 年代前半のリブの中にも、法改正という点からリブを進めようとする声も上がっていた。「女から女たちへ」に寄せられた 22 歳大学生女性の記事には、「結婚しても女が自分の姓を名のれるように民法 750 条の改正を！」という主張が載せてある。

どうして結婚する男女の一方だけが、姓を変えねばならないのだろうか、そして、女が姓を変えることが常識になっている現在、女が男の系累に属し、家に嫁ぎ、<sup>よめ</sup>嫁になるという観念は、誰の頭からも消しきれはしない。……民法 750 条の改正を叫ぼう！夫婦が新しく姓を作るか、女が旧姓を名のる権利を法制化させよ

---

う！（「女から女たちへ」1972 [1992]：413 下線・フリガナは原文ママ）

彼女は、「現在の日本で、女が個人としての人権を主張しようと、入籍を拒めば、婚姻は成立せず、あらゆる妻としての権利は認められない」点に疑問を投げかけ、「民法を改正させよう！！女に対する正しい社会認識を、女自身の自覚を、さげぶためにも」と、「法律改正を目指すリブ」が必要だと主張している（「女から女たちへ」1972 [1992]：413）。

<sup>25</sup> 当時のミニコミ誌『女・エロス』には、「国際婦人年」があるためか、1975年には「あごら」や「婦人通信札幌」といった、いくつかのグループが結成されたと記してある（女・エロス編 1976：125）。

## 2章 既存の婦人運動とウーマン・リブとの架橋

### 「日本婦人問題懇話会」の会報にみるリブへの「共感」と「距離」

本章では、リブ登場以前から活動していた「日本婦人問題懇話会」に焦点を当て、リブ以前の婦人運動（＝既存の婦人運動）にあたる懇話会のメンバーが、リブの登場をどのように受け取ったのかという点を記述していく。その結果から、改めて女性運動の断絶と継承を捉えるかについて考察したい。

#### 1節 ウーマン・リブへの「共感」と「合流」

1章で筆者は、75年以降の運動として「行動する会」をとりあげ75年断絶説の棄却を試みた。行動する会は、自身らを「中年リブ」と位置づけ、さらにはリブを継承した運動であるとも位置づけていた。行動する会の結成時の様子を見てみると、リブの登場以前から女性運動に携わっていた女性たちも、リブの主張に共感していたことがわかる。たとえば、駒尺喜美（1970年頃40代）は、「リブによって、わたしは蘇生した」、リブは「わたしが力及ばず声にし得なかったことを、形にして表現してくれた」（駒尺1976：98）と、リブの主張を喜んで受け入れていた。上野千鶴子はこうした様子を「合流」という言葉で説明している。

リブより年長の世代は、それぞれの世代的な関わりから『中年リブ』や『主婦リブ』になっていった。「中年リブ」はとつぜんリブになったのではなく、それ以前から抱いていた問題意識にリブが行動と言語を与えることで、それに合流したのだ。（上野2009：29 下線，[]は筆者による）

確かにリブの主張へ共感し、自らも「(中年/主婦)リブ」と称して活動していた場合は、「リブになった」(＝合流した)と言っても差し支えなからう。しかし共感を示したからと言って、必ずしも合流したといえるわけではない。リブから批判される形となったそれ以前の運動に参加していた小沢遼子は、1970年当時、リブの主張に納得する気持ちはあるものの、批判された立場として複雑な気持ちを抱いたという。「男の価値観に合わせて生きてきた女としての自分を見るということは、……決して愉快的ことではなかったが、それらが真実ではないと否定する理由を見出すことはできなかった」（小沢1976：138）。

彼女のこうした葛藤を表す言葉は、「リブ」と「リブではない運動」との

関係を考えるうえで示唆に富んでいる。というのも、当然のことながら、70年代の女性運動に携わっていた女性たちが皆リブに共感したというわけではないし、かといって、リブの主張を全く受け入れられないものだと考えていたともいえないからだ。つまり、リブに「合流」しなかった運動であっても、それがリブとの対立や、リブへの無関心という意味ではないのである。小沢が述べたような葛藤を抱いていた女性もいたことは想像に難くない。この点に注目することで、リブの同時代的な影響力を知るとともに、女性運動に携わる女性たちの多様性を示すことができる。さらに、この2つを示すことで、人や組織の同一性に依拠しない運動の継承と断絶についても議論することが可能となるだろう。

そこで本章では、既存の婦人運動といえる「日本婦人問題懇話会」（以下、懇話会と称する）が、リブの登場をどのように受け止めていたのかを記述し、リブの影響力の同時代的な広がりを示すとともに、既存の婦人運動に対してリブが果たした役割とはどのようなものであったかを明らかにする。また、それを受けて、運動間の断絶と継承とはどのようなものとして捉えることができるのかについても考察する。

本章の構成は以下のとおりである。まず2節では、リブから既存の婦人運動に対する批判がどのようなものであったかを概説する。続く3節では、60年代から活動していた懇話会に焦点を当て、彼女たちの「女性解放」の考え方が、リブの登場を経てどのように変化したのかを記述し、4節では懇話会がリブに対して示した、共感と距離について述べる。そして最後5節にて、運動の断絶と継承に対する筆者の考えを説明する。

## 2 節 リブと既存の婦人運動

まずここでは、1章と重なる部分もあるが、リブが既存の婦人運動の何を批判したのか、リブと既存の婦人運動との差異は何であるのかを確認しておこう。リブの主張については、主に『資料日本ウーマン・リブ史』に収録されている資料から引用した。

### 2-1. 既存の婦人運動への批判

まず念頭に置かねばならないのが、リブの起きた1970年当時の女性が置かれていた状況である。1970年ごろは、「形式的・名目的な男女平等と、生活の実質とがいかにかけ離れているかを経験してきた」女性たちが声を上げ、「さまざまな職場や大学や友達同士で、女の問題や女性史を勉強する集まりが持たれ」始めた時期であった（秋山1993: 31）。

こうした動きの中で、リブは既存の婦人運動を以下のように批判する。

[戦後になると]法の上での男女平等を、当然の権利として実質化しなければいけないという運動がおきてきた。……[しかし]何故、保育

が必要となり、男女差別教育があり、低賃金であるのか等の追及がなされない……男に対しても、“理解”という保護を得ようということにしかなりえてない。（「メトロパリチェン」1971 [1993]：153 [] 内・省略は筆者による）

1970年に入り、それまでの運動のままでは「女性解放」は達成されないとの批判が行われ、「女性解放」とはどのような状況を指すのかが問い直されることになった。たとえば「侵略＝差別と闘うアジア婦人会議」の飯島愛子は、既存の婦人運動が要求してきたような女性の職場進出は「女性解放」ではない、と主張する。

戦後婦人運動は……家・男との関係は基本的に解決されたとしながら、他方では女性解放の視点から「職場進出論」、「女も働くべき論」を主張しつづけてきた。その場合の女性解放は何かからの解放なのか不明確なままだった。（飯島愛子 1972 [1994]：220 省略は引用者による）

女性も働くべきだと主張するだけでは、女性を抑圧するものの正体は分からない。だからこそ飯島は、「何かからの解放なのか」と、それまで言われてきた「女性解放」の曖昧さを指摘したのである。

また、女性の職場進出や労働参加を「女性解放」とするような考えを、リブは「男並みになる」<sup>1</sup>と表現する。これは女性も男性と同等の義務を負ってこそ平等になるという、言い換えれば「男＝人間、男＝社会」（「旧女性解放連絡会」1970 [1992]：211）という考えである。これをリブは「男の論理」と呼ぶ。このような社会においては女性が「社会で働くことは臨時的で、補助的でしかなく……男と対等に働こうとすると、女“性”として疎外されてしまう」（東大C 四五S I 二一有志、1970 [1992]：103 省略は引用者による）。この状況で「男性並み」を目指すことがいかに困難であるかは想像に難くない。

それでは、男性並みになる男女平等や、男の論理を前提とした女性解放を批判したリブが主張する「女性解放」とはどのようなものだったのか。彼女たちは「男の論理」に対して、「女の論理」による「女性解放」、つまり「女が女として生きられる社会を追求」（「メトロパリチェン」1971 [1992]：153）すべきと主張したのである。

## 2-2. リブの主張した「女性解放」

本項では、リブの主張した「女の論理」による「女性解放」の姿と、そしてその「女性解放」のためにリブがどのような運動を必要としていたのかについて記述していく。

リブは「男によって作られた既成の枠の中で、劣等な女を平等にむかえられてもらう [のではなく] ……対等な女として新しい社会を築こう」（「ラデ

ィカルリブグループ」1970 [1992] : 112 [] 内補足は引用者による) と主張する。つまり、男性＝人・社会ではなく、「女として生きること＝人間として生きること」(田中美津1970 [1992] : 205) になるような社会を目指したのである。

それを実現するために、リブは“ここにいる女”からの出発を訴える。「その女たちとは、あなたであり、あたしであり、どこにでもいるあたりまえの女たち」(5月リブ大会世話人一同, 1972 [1992] : 335) を指す。言い換えれば「母親」「妻」「娘」「労働者」というカテゴリーではなく、“彼女自身”から出発すべきだと主張したのである。

こうして、彼女たち各々にとっての「幸せ」「差別」とは何なのか、ということが問い直されていく。1972年に結成された「赤い六月」は結成当初に、「わたしたちは、身のまわりのことから、ひとつひとつにかくされた女たちへの差別を明らかにし、自覚していくなかで、ほんとうの敵は何なのか、誰なのかを告発してゆきます」(「赤い六月」1972 [1994] : 50) と宣言している。また、1971年に長野で開催された「リブ合宿」では、「やりたいことをやろう」というスローガンのもとに集った女性たちが一日中「自己紹介をしながら、その人のぶつかっている問題が語られ」た(「リブFUKUOKA 1971 [1992] : 280) という。ここでは、“「女性」という性全体の問題を取り上げよう”というよりも「わたし」が直面している・困っている出来事に焦点が当てられている。このように「わたし」から出発するという視点は、後で述べる通り、懇話会のメンバーらの「女性解放」の捉え方にも変化を与えるものだった。

「女性解放」の意味を問い直さなければならなかった状況であったにもかかわらず、既存の婦人運動では、そうした問い直しは不十分であった。既存の婦人運動は男性中心主義社会への批判的な視線を持っていなかったとする批判や、婦人運動はリブが登場するころには停滞していたと指摘するような声は、「若い世代」からだけではなく、「年長の世代」からも上がっていた。たとえばもろさわようこは1971年の時点で、戦前と戦後の女性の状況を比較し、リブに対して次のように言及している。

雇用労働者の三分の一以上を女が占め……女達の生活状況は戦前と大きくかわっている。しかし、そのことによって女たちに解放はもたらされず、……これらのことに対し、婦人運動が有効に働き得ず、その低迷がいわれていたとき…… [リブは] 戦後婦人運動にそれなりに参加、婦人問題に接近してきた女たちに、すくなからず衝撃を与えたことはいなめない。(もろさわ1971 : 16 [] 内補足は筆者による)

男性と同等の権利を要求するのではなく、“男性と同等であることを良しとする前提”そのものを疑ったところに、そして抽象的な「解放」ではなく、「わたし」の抱える問題を解決する、苦しさを解消しようとするところに、

リブの「新しさ」があった。

それではこの「新しさ」を、懇話会のメンバーはどのように受け取っているだろうか。共感し「合流」していくのか、それとも「若者の運動」と批判するのだろうか。3節では、既存の婦人運動である懇話会の発行していた「日本婦人問題懇話会会報」から、彼女たちが「女性解放」をどのように考えてきたのか、その変化をみていこう。

### 3 節 1960 年代から 70 年代の「女性解放」の変遷

#### —日本婦人問題懇話会

本節で分析対象とする懇話会とは、1961年9月、「六〇年安保後の混迷の中、幅ひろく婦人問題を論ずる場が必要と考えて」発足された会<sup>2</sup>である（日本婦人問題懇話会会報アンソロジー編集委員会 2000: 2）。ミニコミの創刊号は1965年に発行され、2000年に閉会するまで概ね年に1、2回の頻度で発行されていた。このミニコミは、懇話会が「女性問題を調査・分析し、問題提起をしてきた研究誌で、発足当時からイデオロギーや立場にとらわれず女性問題を自由に論じられる」場であった<sup>3</sup>（日本婦人問題懇話会会報アンソロジー編集委員会 2000: 2）。

分析する時期は、「初期リブ」とその「前史」「後史」に当たる期間である。それぞれの時期に合わせて、①ミニコミが創刊された1965年から1969年、②1970年から1974年、③1975年から1979年の3つの時期に区切り、懇話会において「女性解放」がどのように論じられてきたのか、その変遷を辿る。

本節では、懇話会の『婦人問題懇話会会報』（1965年創刊）の分析を通して、1960年代後半から1970年代末にかけて、女性解放に対するメンバーの意識がどのように変わっていったのかを辿っていく。なお、資料の引用については、（著者、号数：ページ）で記す。それぞれの発行年については、表1、2、3を参照いただきたい。

#### 3-1. 抽象的な「女性解放」—1965-1969年（1-11号）

まず、ミニコミが創刊された1965年から1969年までの時期に「女性解放」がどのように考えられていたのかを整理しよう。ミニコミにはほぼ毎号趣意書が掲載されている。その趣意書には、懇話会がすべき「しごと」として、「婦人の地位の向上と社会の進歩に役だつような調整・研究をすること」が挙げられている。彼女たちは、「男女の人としての平等の権利が規定されていても、……現実の社会では……職業や地位が女子に対してとざされ」ており、以下のような「未解決の問題」が生じていると考えていた。

追い出し離婚……同一労働差別賃金……長時間の労働とそれが婦人や子供の心身、家庭生活に与える影響、そのさけがたい結果でもある売

春制度の問題，社会保障制度の不備と生活難の問題（婦人問題懇話会会報 3号表紙の裏から引用）

これらの問題を解決するために彼女たちは，女性の「地位向上」が必要だと主張している．このように，60年代後半の懇話会においては，「女性解放」とは，多くの場合が「労働」や「経済的自立」と共に語られるものであった．たとえば，1968年7号では「婦人解放論として……もっとも一般的なのは，婦人も男子と同じに家庭の外へ出て労働し，経済的に自立するところにその第一歩がある」（山崎朋子，7号：60）と述べられており，「男女同権」という意味合いで「解放」が論じられている．

表1 創刊号（1965年）から11号（1969年）の特集テーマ

号数（発行年）	特集名
1（1965）	母の賃労働とパートタイム
2（1966）	結婚・家族について
3（1966）	働く婦人と保育の問題
4（1967）	女子の職業継続か中断か
5（1967）	現代日本の家庭
6（1967）	婦人の「適職」について
7（1968）	ひとり残らず有能な職業人へ
8（1968）	女子教育について
9（1968）	誰のための家庭
10（1969）	婦人と社会保障
11（1969）	高度産業社会と婦人

この点は前節でみたような，リブが批判した既存の婦人運動の「女性解放」のあり方にも一致する．しかしながら彼女たちのいう「女性解放」とは，ただ女性が労働の場に参加すればいいというものではなく，“労働を通じて達成されるもの”として認識されていた．たとえば田中寿美子は，経済的独立が「婦人解放論の古典的な命題」，「真理」であり，「やはり婦人は自分自身の解放，人間性獲得のために，主体性の確立のために働くもの」（田中寿美子，3号：10-1）だと述べている．この言葉を見る限り，少なくとも田中にとって，働くことや経済的自立は「女性解放」のゴールではなく，「女性解放」を達成するために欠くことのできない手段だと認識されていたといえる．

しかし，“「女性解放」とは何か” “何からの解放なのか” という点については論じられておらず，どこか抽象的であることは否めない．このような懇話会の議論を見ると，リブが批判したような「男並みを目指した運動」のようにも映る．しかし懇話会は経済的自立のみが「女性解放」に必要なのだ

と考えていたわけではない。

懇話会のメンバーは、女性の職場進出だけが「女性解放」であるとは主張していなかった。表1から分かるように、創刊号から11号にかけて、女性の労働と併せて、「結婚」「家族」「保育」というような「家庭」の問題が取り上げられている。それは、次のような女性労働者の変化という背景が影響していたと考えられる。女性労働者は、60年代後半になると「有夫者」<sup>4</sup>であるケースが増加し、「もはや女子労働が嫁入り前の腰掛けてきな時代をすぎ」（山川菊栄，1号：2）、「家庭責任を持つ婦人の職場進出が目に見えて増加し」た（駒野陽子，1号：21）。

そうしたなかで、家事を女性のみが担っていることへの疑問、また家庭を切り捨てる形で働くことに対する疑問などが現れるようになる。たとえば、「女だけが家庭責任を持つってだれが決めたの。出産はともかくとして、家事だって育児だって、男女が平等に責任を負うか、社会で共同で行ったっていい」（駒野陽子，3号：35）というように、男性の家事責任についても言及されている。さらに、経済的自立が婦人解放の真理であると述べていた田中寿美子は、母性保護の重要性にも言及しており、彼女が経済的自立のみに重きを置いていたのではないということが分かる。

妊娠，出産，そして育児という母性的機能をもつ女性という性〔の方が〕……負担を背負わされる……客観的条件をかえてゆくことの方が大切……母性を放棄したら女性が解放されるという考えには反対である。  
（田中寿美子，7号：12 []内は引用者による）

以上のように、60年代後半の懇話会においては、「女性解放」と「経済的自立」や「労働」とが深く結びつけられていた。しかし「経済的自立」＝「女性解放」というわけではなく、「女性解放」を達成するための重要な手段であると考えられていた。さらに、「女性解放」にとって重要なのは経済的自立のみではなく、家庭生活もまた考えるべき課題として捉えられていた。つまり、仕事か家庭か、という二者択一ではなく、仕事と家庭との両立が目指されたのである。確かに、「女性解放」の具体的な内容を議論してはいないものの、仕事と家庭との両立についての議論が登場するなど、単に「男性並み」を目指した運動という評価では捉えられない部分もあった。このことは、70年代前半に彼女たちが「女性解放」そのものを捉え直すための重要な下地であったといえよう。

### 3-2. 問い直される「女性解放」——1970-1974年（12-21号）

1970年を過ぎたころから、それまで労働を通じて達成されるものと考えられてきた「女性解放」の内実が、つまり「女性解放」とはどのような状態を指すのかということが、問われるようになっていった。表2を見ると、「女性解放」自体をテーマとして取り上げている号が散見できる。特に14号で

は、メンバーに対して①自分にとって婦人解放とは何か、②ウーマン・リブについて、③婦人問題に関心を持った動機、④「女であること」を強く意識させられるときは、という4つの項目でアンケートを取っている。1970年にリブが登場したと考えれば、1971年の時点で既に、懇話会はリブの存在を意識していたといえる。

表2 12号(1970年)から21号(1974年)の特集テーマ

号数(発行年)	特集名
12(1970)	女子の雇用構造の変化
13(1970)	高度産業社会と消費
14(1971)	現代の婦人解放
15(1971)	母性とは何か
16(1972)	沖縄の婦人問題
17(1972)	保護と平等
18(1973)	婦人解放と家庭
19(1973)	家庭科教育と家庭責任
20(1974)	東と西の女性解放
21(1974)	男女の賃金格差

筆者はここで、①の質問項目が「婦人解放とは何か」ではなく、「自分にとって婦人解放とは何か」となっていることに注目したい。というのもこれは明らかに、「婦人労働者」や「母親」というカテゴリーに当てはまる人びとにとっての解放、ではなく、メンバー個々人にとっての解放を問うているからだ。③、④の項目もまた、自身らの経験から語られる内容であり、同様の特徴があるといえるだろう。これはリブが重視した“個人の意識改革”という運動論とも一致する。またアンケートにも、「『婦人解放』とは、女が自由になることです。自由とは、自分の行動を自分の意志で決定できる状態」(梶谷典子, 14号:47)という回答や、「自分の業績, 生活態度, 人格等が、『女としては』『女だから』というバイアスなしに, 男女共通の客観的規準で, 自他ともに確認できるようになること」(井上輝子, 14号:49)という回答があるように、経済的自立と直結しないような「女性解放」の考え方が登場しているのが分かる。

また、「社会的進出, 経済的自立は, ……それだけで, 女性解放とは直接には結びつかない」(水野作子 18号:22 省略は引用者による)というように、「経済的自立」=「女性解放」という図式を完全に否定する声も上がっていた。さらには、「婦人労働者が増加することが婦人の地位を高めることとストレートに結びつかず, かえって, 差別を助長し, 婦人に一そう(ママ)きびしい重荷を負わせる側面があることも見落してはならない」(駒野陽子, 12号:20)と、婦人労働者が増加することによって差別が助長されているという社会の矛盾に対する批判も現れている。

このように懇話会にとって70年代前半は、女性というカテゴリーに共通する「解放」ではなく、彼女たち自身の「解放」を各人が問い直す時期であったと位置づけられる。そのなかで、従来言われてきた経済的自立と「女性解放」との関係についても疑義が突きつけられたのであった。しかし多様な「女性解放」の姿が語られるようになった一方で、懇話会メンバーにとって労働や経済的自立が重要なテーマであり続けていたのも確かである。たとえば上記14号のアンケートの①の項目に対する回答にも、「経済的にも、精神的にも自立できること」（藤井治枝, 14号: 50）、「母性が保護され、家事育児が義務ではなく、女性の教育、能力、好みにしたがって、男女同一機会のもとに、男女同一賃金で、仕事に従事できること」（菊地千鶴子 14号: 53）とある。労働の場における男女差別解消を望む声が無くなったわけではなかったのである。

懇話会メンバーのなかで、「労働」と「女性という性」との両立が「女性解放」にとって必要だとする考えは多数派であった。このことは、懇話会メンバーの多くが労働者であったことを考えれば当然だと言えよう。つまり、労働者である彼女たちが個人的な問題から「女性解放」を問い直そうとするならば、労働という問題を抜きにすることはできないということだ。彼女たちは闇雲に「男性並み」を目指して経済的自立を要求したのではない。個人的な問題であるからこそ、改めて労働の場でおきる男女差別や経済的自立について議論する必要があったのである。

70年代前半が60年代後半と異なるのは、「女性解放」が経済的自立の先にある抽象的な何かではないという点だ。懇話会メンバーが必要だと考えているのは、女性たちによる自由な選択である。彼女たちは、自身の希望した選択が可能となるような社会が必要だと主張しているのである。そしてその選択として「働くこと」を希望しているのである。つまり、働くことで「女性解放」が達成されるのではなく、働くために「女性解放」が必要だということのように変化していったのである。

### 3-3. 「女性解放」の進め方——1975-1980（24-30号）

70年代後半になると、「女性解放」のためにどのように運動を進めていくか、具体的に何が必要なのか、という議論に移っていく。そして、1975年以降に登場してくる大きなテーマとして、「男女平等」と「性別役割分業」<sup>5</sup>があった。この二つに注目が集まったのは、1975年の国際婦人年の「スローガンとして“平等”が大きくうたわれたこと」（島田とみ子, 23号: 24）の影響が大きかった。国際婦人年で採択された「メキシコ宣言」と「世界行動計画」は、懇話会のメンバーたちにとっても、彼女たちが運動を進めていくための後押しとなったようである。

メキシコ宣言と世界行動計画は、女性解放に不可欠の条件として、『性別役割分業の現状とその意識』の変革をかかげた。……この旗印をどう

具体的行動に展開していくかが、これからの女性解放運動の重要な課題である。（駒野陽子，25号：15）

75年以降、「女性解放」のための指針の一つとして、「性別役割分業」の変革が急務とされ、変革のためにはどのような運動や社会保障が必要なのか、といったことが議論されるようになった。

表3 22号（1975年）から31号（1979年）の特集テーマ

号数（発行年）	特集名
22（1975）	保育問題をめぐって
23（1975）	男女の平等について
24（1976）	現代の婦人運動論
25（1976）	性別役割分業思想をめぐって
26（1977）	雇用における男女平等
27（1977）	女性解放と社会保障
28（1978）	家事労働の評価について
29（1978）	国連婦人の十年に向けて
30（1979）	女の自立と子の人権
31（1979）	女性の自立と家庭

この点だけ見てしまうと、75年断絶説でいわれるような、75年以降の運動は「権利の獲得、法の改正というふうなところに照準が絞られ……国際婦人年以降は、従来の権利獲得運動の流れに返っていった」（田中美津 2005: 46）と映るかもしれない<sup>6</sup>。しかし70年代後半、懇話会メンバーが求めていたのは、「人間らしく生きたいという素朴な願望」（吉武輝子，23号：19）であった。

吉武は、「女の方から人間らしく働ける条件を整え、逆に男の働き方を新たな条件に近づけさせる」ことが必要だと主張する（吉武輝子，23号：19）。さらに彼女は「性別役割分業」の弊害を次のように指摘している。「性別役割分業」は「男女平等という名のもとに悪しきモーレツ型社員に女が組み込まれること、……女が自ら人間として働くことの権利を人間として生きることの権利を放棄すること」につながる（吉武輝子，23号：21）。彼女のいう「男女平等」が、「男性並み」を目指すことではないのは明らかだろう。

また70年代後半も懇話会は、「身近な問題」に目を向けていた。田辺久子は、「男女不平等」は「労働、教育、法律、制度など」多岐にわたるが、「家庭における不平等こそは、日常的で、身近かな問題である」と述べる（田辺久子，23号：72）。彼女は、そのような家庭と社会における男女不平等を断ち切るには「『女性が社会で働く必要がある』……[そうなれば]家庭内の男女の役割も変えざるを得ないし、女性が働きやすいように家事、育児の

共同化も進められるようになる」と主張している（田辺久子，23号：72 []内は引用者による）。田辺は，家庭内での男女不平等を身近な問題として挙げ，その解消のために働くことが必要だと主張している。吉武も田辺も女性の労働という点に着目しているが，両者ともただ男性と同じように働くことを目的にはしていない。女性が働くとはどういうことなのかを問い，様々な場面における「男女不平等」を解消するための前提として女性の社会進出が必要だと主張しているのである。

このように，70年代後半における懇話会の議論の中心は，より具体的な労働条件や保障へと移っていく。懇話会メンバーの多くが「女性解放」を労働と結びつけて議論してきた。しかしこのことは，60年代から彼女たちが同じ議論を繰り返してきたということではない。懇話会の多くのメンバーが女性労働者として「女性解放」を問い続けてきた結果なのである。

#### 3-4. 小括り

本節でみたように，60年代後半と75年以降の懇話会の動向については，すでに多くの論者が総括している既存の婦人運動の姿と大きく異なる点はないように見える。つまり，「解放」の中身が問われてこなかった60年代の議論と，1975年の国際婦人年以降の制度変革志向，という見方である。ここで筆者が主張したいのは，この時期のみ取り上げてしまうことで，70年に入るところから現れる懇話会の議論の変化が見逃されてしまうということだ。ここまで見てきたように，懇話会にも70年代前半の議論が存在する。しかし60年代後半と，70年代後半の時期のみをみれば，“懇話会は「女性解放」の内実を問わない「男女平等」を目指した，制度変革志向の運動であった”と解釈される可能性が出てしまう。

本章で行ったように，60年代後半から70年代前半，そして70年代後半まで続けてみていくことで，懇話会の中では70年代初期からリブの存在が意識されていたことや，彼女たちが「女性解放」とは何かを問い直したことが，自身らの身近な問題から「女性解放」を考えていたことが明らかになる。これらのことは，リブの同時代的な影響の大きさを主張するうえでも重要であろう。

### 4節 リブへの共感と距離感

3節では，懇話会がリブに影響を受けていたという点を強調して記述してきた。しかしこれは，懇話会が次第にリブに迎合していくという結論にはならない。本節では，懇話会がリブに対して一定の距離を置いてきたことを示し，その距離の重要性を考察する。

3節で見た14号のアンケートから，懇話会においてリブは登場した当初から意識されていたといえるだろう。リブの主張する「女性解放」や運動論だけでなく，既存の婦人運動に対する批判をも，懇話会のメンバーは概ね受

け入れていた。たとえば菅谷は、「私たち戦前派が永い間余りに習慣化されていたために気づかなかつた多くの性差別をいぐり出して（ママ）くれた。それらの功績のなかでも性の問題はとくに大きい」（菅谷直子，25号：66）と性を問題化した点を高く評価している。

また、自身が置かれた状況から変えていこうとするリブの積極的な姿勢を評価する声もある。

明日の女性解放のために今日の女性が耐えるのではなく、只今現在「いやなことはいやだ」と主張することによって、今日の女性自身の解放をめざすこと……外面的なものさしではなく、家庭人として職業人として、自己のおかれた場において、いかに自己のアイデンティティを確立していくのか……リブの第一の出発点はここにある。（辺輝子，14号：8）

女性が解放される“未来”を目指す運動ではなく、“現在”の女性、自分自身のために活動していこうというリブの姿勢を、辺は高く評価している。このように懇話会のメンバーには、リブを肯定的に評価する者も少なくない。特に、既存の婦人運動が取り上げてこなかった「新しい婦人解放の要求」や、「社会主義的な婦人運動のまやかし」、つまり、『女も労働者として、階級斗争に参加することで、社会を変革し、婦人解放を達成できる』というまやかしを告発した点（駒野陽子，14号：30）などが高く評価されている。

しかし、こうした肯定的な評価をする一方で、懇話会のメンバーがリブに対して一定の距離を感じていたことも確かである。たとえば彼女たちはリブを、「今の若い人たちの運動」（梶谷典子，14号：47-8）と呼び、自身らを「リブの人たちの主張や行動をかなり評価し、理解しようと努めている者」（菅谷直子，18号：61）と表現している。彼女たちのこのような発言には、懇話会が自身らをリブのグループであるとは考えていなかった様子がうかがえる。彼女たちは、自身らとリブとは異なる運動であると考えていたのではない。

また当然かもしれないが、リブの主張に賛同する者ばかりではなかった。梶谷は、アメリカで起きたリブのニュースを見たときに感じた期待感とは裏腹に、日本でリブが起きたときに感じた違和感を次のように述べている。

[日本のリブによる]現状の告発には共感できても、それではどうしたいのかというところがどうもはっきりしない……理想の状態についてのある程度の青写真をつくり、効果的な戦術を考え、具体的な問題をひとつひとつ洗い上げて解決に持っていくことが必要なのではないでしょうか（梶谷典子，14号：47-8 [ ]内・省略は引用者による）。

梶谷は、リブが職場や家庭といった日常的な場面に存在する性差別に対し

てどのような行動を起こすのかといった点が不明瞭だと指摘している。こうした、リブの具体性のなさに対する批判については、江原が次のように説明している。「自分の体験を語り合い怒りや不満を確認しあうことは……自己変革を可能にする」が、「語り合いだけでは運動が空転してしまい方針も共同行動計画も決まらず、……消耗感ばかり堆積してしまう」ことにもなりかねない（江原1985: 138-9）<sup>7</sup>。江原はこれを、「個人の変革」を重視したリブの方法論の限界だという、

しかしながら、そのような限界があるということは、身近な問題から出発するというリブの運動論を否定するものではない。むしろ、梶谷のような批判的な視点を以てリブを捉えるからこそ、彼女たちは彼女たちに合った女性解放運動の方向を見出したのではなかろうか。たとえば1章でもみたとおり、行動する会の発足の際にも、田中寿美子が「中年リブ」のグループを発足しようと吉武に誘いをかけていた。ここで田中が「リブ」ではなく、「中年リブ」と称する点に、「リブ」と彼女たちとの間にある距離を感じられるだろう。

さらに、リブの具体性のなさを指摘した梶谷は、自身らのことを「エリート女」と呼び、「エリート女」だからこそ出来る運動があるのだと主張する。

[男社会に] 入り込む程、男社会……女の置かれた状況も見えて来ます……いろいろな立場の女がいた方が女全体の視界が広がる……“エリート女”の立場で、できることをすればいい。（梶谷典子, 22号: 56 [ ] 内・省略は引用者による）

このように、彼女たちはリブとの距離を詰めようとはしていない。彼女たちは彼女たちの運動をしていこうと考えていたのである。しかしこのことは、懇話会とリブとの対立や、無関心の表れではない。この距離は、懇話会がリブの運動論に共感し、それをうけて、彼女たち自身の問題に根差した「女性解放」を目指したからこそ起きた距離なのである。

そしてこの距離は、懇話会がリブと同じ時代を並走した関係にあるということを示している。道場信親が、「なぜか後に来るものの方がより好ましいものであるかのように」（道場信親 2006: 245）描いてしまう<sup>8</sup>と指摘しているように、私たちはつい、既存の婦人運動とリブの関係を段階論的に捉えてしまいがちである。つまり、古い運動と新しい運動というとらえ方である。気を付けなければならないのは、リブが登場したことによって既存の婦人運動が終焉を迎えたということではないという点だ。60年代の婦人運動から70年代のリブへ、という見方ではなく、両者はお互いを意識しつつ批判しつつ、新たな運動の方向を見出していったのである。運動間にある距離は、「ひとりひとりできるだけ自分に合った生き方を選んだ上で、できることをやってみる」（梶谷典子, 22号: 56）という、女性運動の多様性を現しているのである。

ここまで懇話会のミニコミを資料として、懇話会のメンバーが「女性解放」をどのようなものとして捉えてきたのか、その変遷をたどってきた。3節でみたように、懇話会にとってリブという運動の登場は、「女性解放」の内容を問い直すきっかけとなった運動として位置づけられる。懇話会のなかでも60年代後半から徐々に「男並み」を目指す「女性解放」という考え方にはすでに陰りがみえていた。こうした状況であったからこそリブという「女の論理」という「新しい」視点は受け入れられ、「女性解放」の問い直しにつながったのである。しかし一方で、4節で説明したように、懇話会のメンバーたちはリブへの共感を示しながらも一定の距離を置いて活動を続けていった。彼女たちは自身らを「リブ」と称することはなく、「日本婦人問題懇話会」というグループとして2000年まで活動を続けていった。リブかそうでないかという、どちらか一つの運動に収斂するのではなく、一定の距離を保ちながら活動してきた懇話会の姿を、日本の女性運動グループが互いに影響しあいながら進んできたことの証左として提示したい。

## 5節 結論——運動間の「断絶」と「継承」

本章で見てきた運動間の距離というものを踏まえて、最後に、運動の断絶と継承についての筆者の考えを述べておきたい。一体どのようにしたら、運動が断絶/継承しているといえるのだろうか。

本章では、運動間の距離がすなわち対立ではないということを示してきた。これによって、活動家らが自身をリブと自認しているかどうかに関わらず、リブの影響はあったのだということを主張できた。これは、活動家らの見立てを根拠とせず、運動の断絶や継承を論じるために重要な主張である。それというのも活動家らの見立てを根拠に断絶や継承を論じるならば、最終的には、Aは断絶と言っているがBは継承と言っている、といった水掛け論で終わってしまう恐れがある<sup>9)</sup><sup>10)</sup>。そのため、運動の断絶や継承を論じるためには、当事者の見立て以外から出発する必要がある。

それでは、何をもって運動の断絶や継承を論じられるのだろうか。ここで再度本章の中身に戻ろう。本章では、「女性解放」についての懇話会の考え方を60年代後半、70年代前半、後半に分けてみていくことで、70年代前半のリブの登場が懇話会に与えた変化を明らかにした。このことを踏まえて、リブの登場は懇話会にとって、V.Taylor (1989)<sup>11)</sup>のいう「ターニングポイント」として位置づけられるだろう。Taylorは、運動が処女受胎のように突然出現することはなく、私たちが運動の「誕生」や「終焉」として見ているものは、実は運動の「突破口」や「ターニングポイント」と呼べるものだと述べている。つまり、60年代後半に女性解放への行き詰まりを感じていた懇話会にとって、リブがもたらした新しい女性解放の思想は、一つのターニングポイントとして機能したのだとみることができるのだ。

そうすると、本章では懇話会という一つのグループ内での変化をみたが、

グループを限定せず、あるテーマに焦点を置いて運動の展開を見ていくことで、その運動にとってリブがどのような役割を果たしたのかが見えてくるのではないだろうか。つまり、ある運動が展開するにあたってリブが果たした役割を明らかにすることで、リブから後続の運動へ何が継承されたかがいえる、ということである。そのため重要となるのは、どの運動に焦点を当ててみていくかという点である。そこで、続く 3 章において、リブを含む女性運動がどのようなテーマに取り組んできたのかを明らかにしよう。

---

[注]

- 1 「ぐるーぷ闘うおんな」は、これまで「女は貝に、壁の花になるか、又は男のコトバで語り、男並みにガンバルことで男＝闘いの通行キップを手に入れるか、の二者択一を迫られる者として存在し、存在させられた」と述べる（「ぐるーぷ闘うおんな」1970 [1992] : 230）。
- 2 この時の参加者は、「山川菊栄、石井雪枝、伊東すみ子、菅谷直子、田中寿美子、渡辺恵美」である（日本婦人問題懇話会会報アンソロジー編集委員会 2000: 345）。
- 3 サイズはA5判で、ページ数は毎号70ページ前後。
- 4 「一九五三年には女子雇用者総数四〇八万に対し有夫者は八・二%にすぎなかったのが六四年には三二・九%」に増加している（山川菊栄, 1号: 2）。
- 5 正確な語を用いるならば、性別分業もしくは性役割分担となるが、本章では懇話会の用いた語をそのまま使用したい。そのため引用文以外は「性別役割分業」と表記する。
- 6 田中美津は、「リブは、私が私を革命すること、変わることに、社会が変わるということと一緒に考え動いていこうとした」（田中 2005: 46）と75年以降の運動とリブとの違いを述べている。
- 7 1971年に行われたリブ合宿の参加者からも、合宿参加者の多くが「定職を持たぬ女」であり、『ぐるーぷ闘うおんな』やリブ合宿で大勢をリードしたような女たちが語る『女の問題』は、すぐれて抽象的」だった（「リブ FUKUOKA」1971 [1992] : 281）というように、具体性のなさを指摘する声は少なくない。
- 8 道場親信は、『段階論』的理解の孕む問題性」について、一方を古い／新しいと位置づけてしまう可能性や、「その結果、現に生き生きと行われている活動や運動が『段階論』的に位置づけられ、選別される、という転倒が起きる」という点を指摘している（道場 2006: 243）
- 9 誰をリブと呼び、誰をリブと呼ばないのか。これは活動家と研究者によっても意見の分かれるところだ。たとえば、加納実紀代は、「侵略＝差別と闘うアジア婦人会議」をリブのグループとして位置づけたいと述べるが、一方でグループメンバーからは異議があるかもしれないが、と研究者と会のメンバーとの認識に差異があると言及している（加納 2011）。一方そのメンバーである宮地佳子は、「侵略＝差別と闘うアジア婦人会議」の特徴を「リブに触発された20代、30代の人たち」（宮地 2011 : 140）としながらも、会自体を「リブのグループ」とは位置づけてはいない。このように、同じグループを定義するのであっても、誰が定義するかによってもその判断は異なるのである。
- 10 このような定義の困難さの例として、上野千鶴子（2006）は、運動の

---

資料作成を挙げている。『日本婦人問題資料集成』にはウーマン・リブが、また『資料 日本ウーマン・リブ史』Ⅰ～Ⅲには「行動する会」が記載されていない。これは資料集作成が、「当事者による選択的な歴史の再構成の産物であり、決して『客観的』でも『中立的』でもない」（上野 2006 : 150）ことの現れである。

- <sup>11</sup> Taylor は、アメリカの女性運動研究は、1900年代から1920年代までと、1960年代以降の女性運動という二つのピークにのみ焦点が当てられてきたと指摘する。彼女は運動の「abeyance」に注目し、運動が活発でなかったとされる1945年から60年代までの女性運動の分析を行っている。そして、この時期の運動こそが、二つのピーク（1900年代から1920年代と、1960年代以降）を繋ぐネットワークや集合的アイデンティティなどの形成する役割を果たしたと結論付けた。

### 3章 女性たちはミニコミの中で何を語ってきたのか

#### タイトルのテキストマイニングを通して

2章では60年代後半から70年代後半までの懇話会の分析から、既存の婦人運動とリブとの共感と距離感を描き出し、そして運動の断絶/継承についての筆者の考えを示した。その際、リブから後続の運動への継承を明らかにしていくために、あるテーマの運動に焦点を当ててみていくことを提案した。そこで3章では、これまで女性たちがどのような問題に取り組んできたのかを、テキストマイニングを用いて明らかにし、次章以降で本論文が焦点を当てていくテーマについて考察しよう。

#### 1節 問題設定

女性運動はこれまでどのようなことに取り組んできたのだろうか。筆者はここまで、リブの新しさとは何か、そしてそれが同時期にどのように受け取られたのかということを書き記してきた。その過程で、リブがそれまで扱われてこなかった「性」を取り上げた運動であることなども説明した。この「性」については、身体や生殖に関わることから、性行為やパートナーとの関係に関するものまで、多岐にわたるものであった。このことからリブは、今日の「生命倫理のあけぼの」(森岡 2001: 39)、「性の『自己決定』という考えを生んだ」(斎藤 2007: 127) 運動とも言われている。ただ、このように多様な関心を含んでいる「性」という語であるが、女性運動のなかでいつごろ、どのようなことと関連付けて語られてきたのかについては、あまり明確ではない。さらに言えば、彼女たちが「性」に対してどれほど高い関心をもっていたのかということも実は明らかではない。もしかしたら、1970年代以降、「性」への関心は低くなっているというような可能性もある。

「性」に限らず、女性たちが活動するなかでどのようなテーマに関心を抱いてきたのか、そこにどのような変遷があったのかというような全体像を把握することは、これまでなされてこなかった。各運動グループや、運動家の個人史などには、いつごろどのような活動をしたのかという年表はあるものの、そこから関心の推移を知るのは困難である。

しかしながら、女性運動がこれまで何に取り組んできたのかを明らかにすることは、これまで女性たちに起きてきた様々な変化が、決して国際的動向などの影響を受けて生じたのでも、経年によって自然史的に生じたのでもなく、女性たちがその変化のために主体的にかかわってきたということを示すためにも必要な作業である。そこで本章では、各時代に発行されていたミニコミのテキストマイニングを行い、女性たちが取り組んできたテーマの全体像の把握を試みたい。

本章ではまず、2節にてミニコミとは何か、女性運動にとってどのような存在で

あるかについて論じる。そして3節ではテキストマイニングという手法について説明した後、今回作成したデータの概要を記す。4節では、ミニコミの記事タイトルの分析結果を提示し、先行研究と照らしながら説明を加える。最後5節では、4節の結果から、リブから現在につながるテーマとして「暴力」について取り上げる。

## 2節 女性とミニコミ——「語る」ための場

### 2-1. 「語る」ということ

ウーマン・リブに始まる第二波フェミニズムのなかで、「語る」という行為は大変重要な意味をもってきた。「自分の感情や思想を表現する機会も意欲も奪われがちであった女性たちが、自分の言葉で、自分の信条や意見を表現し始めた」（井上ほか2006：134-5）のが1970年ごろ、つまりウーマン・リブの時代であった。千田有紀は、「言葉を紡ぎ出していくこと、そのこと自体が解放の言葉を紡ぎ上げていくことであり、解放の過程だった」（千田2010：133-4）と、「語る」ことは女性の解放にとって重要なものであったと評価している。だがこの「語る」という行為は、「言葉を紡ぐ」という字義通り、「話す」という行為に限定されるものではない。たとえば、木村涼子は、女性たちの主体形成には、「話す」ことだけでなく、識字運動などの「『書く』行為を重視した取り組み」が重要な意味を持ったと言及している（木村2000：38）。また清原悠は、「書くこと・読むこと・話すこと」（清原2014：97）が循環関係にあることを、ある女性団体の機関誌の投書を分析することで示している。清原の分析から、機関誌の書き手と読者の関係は、書くだけ読むだけという固定した一方的な関係ではなく、書き手＝読者であり、その誌上で（さらには誌上を超えて対面で）コミュニケーションを行うような関係であったことがわかる。つまり、女性たちは機関誌という場で、「書く」という手法を用いて語り合ってきたのである。

### 2-2. ミニコミとは——コミュニケーションツールとしてのミニコミ

「個人やグループが、発行する小さな出版物」（丸山尚1985a：10）を、日本では総じて「ミニコミ」と表現する。ミニコミとは、「マスコミ」に対して「Mini Communication Media」という和製英語の略語（南陀楼綾繁1999：10）<sup>1</sup>である。このミニコミには厳密な条件はなく、たとえばページ数や大きさ、刊行頻度、さらには販売しているか広告をとっているか否かなどもその発行者によって異なっている<sup>2</sup>。丸山は、彼の考える望ましいミニコミの性格について以下5点を挙げている。

一、意見や情報を持っているふつうの人（市民）が、自由にそれを伝えたり交換し合うためのメディア。二、……利益を追求しないメディア。三、……多様性にあふれているメディア。四、読者など人とのかかわりにおいては、……つねに開かれた人間関係を保障しているメディア。五、……少数者（マイノリティー）の立場からの言論・表現活動を重視する……異常性の追求ではなく日常の暮らしの

中から、社会的課題に取り組むメディア。(丸山 1997 : 91-2 下線は引用者による)

先の清原の知見にもあったように、ミニコミとは一つの交流の場であることが望ましいとされている。また、マスメディアとの対比として、「マイノリティーの立場」に立脚することが重要とされている。丸山は「問題意識を捨てきれない人々によってようやく世の中に送り出されるのがミニコミであり」(丸山 1985a)り、「マスコミが社会の反映であるなら、ミニコミは.....人々の生き方の表明であり、つながりのためのメディアである」と述べている(丸山 1985b : 7)。

丸山がこのようにミニコミを捉えるのは、ミニコミと社会運動とが密接な関係にあると考えていたためである。ミニコミは「情報や人の意見、運動の中で培った体験などを交流し、共有し合うコミュニケーションのための手段」であった(丸山 1997 : 58-9)。例えば「ミニコミ氾らん時代」(丸山 1985a : 80)である1960年代から70年代は公害反対の住民運動や、ベ平連運動などの市民運動が起きた時期であり、そうした運動と共にミニコミの発展があった(丸山 1985a)。

### 2-3. オルタナティブ・メディア

このように、マスメディアとは異なる、マイノリティーの立場を重視したメディアであるミニコミは、オルタナティブ・メディアの一つに位置づけられよう。オルタナティブ・メディアとは、「一般的に大手新聞社やテレビ局などの主流メディアに対する代替的なメディアと理解されている」(藤原広美 2015 : 87)。ただ、主流とオルタナティブとを明確に区別することは難しく、何を「オルタナティブ」とするのは「メディア論の専門家の間でも論点となっている」(ウォルツ 2005 [2008] : 14)<sup>3</sup>。

しかし多くの論者に通ずるのは、それがマイノリティーのためのメディアであるという主張だ。たとえば、M ウォルツは『人権』や『ジェンダー』『セクシャリティ』『障害』『宗教』などを理由に社会の隅に追いやられたグループが、自分たちと同じグループに向けたコンテンツを発信している場合が多い」と、マスメディアから排除された人々によるメディアであると説明している(ウォルツ 2005 [2008] : 55)。Fuchs (2010) もまた、オルタナティブ・メディアは抑圧や支配を受けた人々やグループの立場から表現されるものであり、優位な社会に疑問を投げかけるような批判的なメディアであるべきだと主張している。つまりオルタナティブ・メディアとは、情報や経験の共有を目的としたメディアであり、異議申し立てをするうえでも重要な役割を果たすものだといえる。

このような性格をもつオルタナティブ・メディアを分析することは、マスメディア研究とは異なる知見をもたらしてくれる。たとえばフェミニズムの領域では、「メディアは『あるべき』『あるはずの』女性像を提示する」ものであり、「メディアが男性によって支配されているとき、メディアの描く女性像は、男から女への要求と期待の表現」(井上輝子 1995 : 2)だと考えられている。つまりマスメディア研究から明らかになるのは、その社会における女性の規範ということだ。

しかしながら、「主流メディアの提供物だけを観察するメディア分析の取り組みは、カウンター・ヘゲモニー的な取り組みの重要性を見落とししたり、少なく見積もるなどの危険を冒している」(ウォルツ 2005 [2008] : 50). 言い換えれば、マスメディアの研究が、社会が女性をどう扱ってきたかを明らかにするのに対して、オルタナティブ・メディアの研究は、女性が何に取り組んできたかを明らかにすることだ。両者とも必要な研究であるにも関わらず、後者への取り組みは十分になされてきたとはいえない。オルタナティブ・メディアとフェミニズムの関係が深いからこそ、後者にもっと目を向けるべきである。

#### 2-4. フェミニズムとミニコミの関係

フェミニズムの発展にオルタナティブ・メディアは欠かすことのできない存在であった。両者の関係についてはピープマイヤー (2009 [2011]) が詳しく述べている。ピープマイヤーは、「『ガール・ジン』をアメリカ合衆国における 20 世紀末のフェミニズムが展開した場として考察し」(上谷香陽 2013 : 2), フェミニズムと「ガール・ジン」<sup>4</sup>, つまり「多種多様な非公式の出版物」(ピープマイヤー 2009 [2011] : 72) との結びつきの強さについて説明している。

非公式の出版物の数々—スクラップブック、健康についての冊子、謄写版の文書—によって、少女と女性たちはしばしば些細すぎる、個人的すぎる、物議をかもし過ぎるという理由でほかの場所では語られないことを言うことができるようになった。(ピープマイヤー 2009 [2011] : 83)

女性たちが語るための場として「非公式の出版物」が重要な機能を果たしてきたというのである。70 年代の日本においても、「コミュニケーションの媒体として数多くのビラ、リーフレット、機関誌、ニュースレター、およびミニコミ誌などインフォーマルな印刷物」が発行され、これらはリブの「急速な広まりを促し、運動の独自性を社会に印象づけた」(井上ほか 2006 : 135)。このようなことは 70 年代に限定されるものではない。松浦さと子 (1997) は、90 年代の女性たちが活動のなかで HP や FAX, ビデオなどを用いた事例を挙げている。様々な媒体のオルタナティブ・メディアが女性たちの活動と共にあった。Atton が、ジンは書き手と読者のあいだにアイデンティティやコミュニティーを形成する (Atton 2002, 54-5) と述べているとおり、オルタナティブ・メディアは、「女性たちが団結する助けとなった」(ピープマイヤー 2009 [2011] : 78) のである。

またこれらのミニコミの役割は、彼女たちの組織を維持したり、思想的に同じ方向を向けさせたりすることにあるのではない。たとえば清原によれば、草の実会は、個々の会員が「会の内部では多様な意見によって考えを深め、会の外部では特定の行動をする」(清原 2014 : 110) ように機能したという。草の実会のそうした機能について、清原は投稿者の言葉を借りて「個々人を育てる培養基」(清原 2014 : 110) と表現している。

女性たちにとってミニコミとは、何かを教えてもらうための教科書ではなく、情報共有や体験の共感、ときに違和感について語り合う場であった。こうした「語り」を通じて、女性たちは「女性差別と闘う主体」（木村 2000 : 37）を形成していったと考えられる。彼女たちが何について語り合ってきたのかを明らかにすることは、そうした主体形成の過程を知ることにもつながるといえよう。

## 2-5. 分析資料としてのミニコミ

こうした「語り」であるミニコミは、これまで数え切れないほど発行されてきた。その特徴は、時代・団体によってさまざまであり、女性団体を紹介する『わたしの便利帳』という本をみても、多くの団体が定期的にミニコミを発行してきたことが分かる。インターネットや SNS 等の電子媒体が普及した現在でも、ミニコミを発行し続けている団体は多い。

そして、ミニコミは当時の女性たちだけでなく、後世の人びとにとっても重要な役割を果たしてきた。たとえば、多数のリブグループのビラや機関誌の記事を収録した資料集『日本資料ウーマン・リブ史』の発行は、70年代当時を知らない世代がリブの主張に触れることを可能にした。リブ研究はこうした資料集<sup>5</sup>から多くの情報を得てきたのである<sup>6</sup>。こうした当時の資料は、「単に『歴史的』資料としてあるだけではない……日本の市民社会が現在のような形をとるに至ったいわば『経路』を知るうえでも……重要な意味をもつ」（町村敬志 2012 : 44）。いわばミニコミは、後世の人びとが当時の人びとと語れる場でもあるのだ。「フェミニズムが見えない時代」（菊地夏野 2004:34）であるからこそ、「経路」を確認しておくことには意義がある。

## 3 節 テキストマイニングと女性団体のミニコミ概要

### 3-1. テキストマイニングの意義

テキストマイニングとは、端的に言えば、コンピューターを使用して大量のテキストデータから知見を得る手法である（石田基広 2008, 樋口耕一 2014, 左古輝人ほか 2016）。この手法の利点として、左古は次の点を挙げている。

生身の人間が通常の《読む》行為……では読み通すことが不可能な、巨大な自然文コーパス (corpus.資料体) から……コーパスが全体として有する傾向を偏りなく把握したり、特徴的な部分や側面を発見したりするのに資する。（左古ほか 2016 : 66）

そしてこの手法によって得られるのは、「収集したテキストに共通する話題（テーマ）であったり、テキストを書いた人の癖であったりとさまざまである」（石田 2008:1）。つまり、テキストマイニングを行うことで、一冊ずつ丹念にミニコミを読み込んで得られるのとは異なる知見を得られるということだ。また左古（2014）は、「ジェンダー」という語をタイトルに用いた刊行物のテキストマイニングを行って

いる<sup>7</sup>が、その効果の一つとして専門家らの、あまりにも自明すぎるために言語化されないような「常識」を、「明確な言葉で述べることができる」(左古 2014 : 33) 点を挙げている。

つまり、本章がミニコミのテキストマイニングから明らかにしようとしているのは、(1)ミニコミに携わっていた女性たちの共通の話題であり、そしてそれらは(2)彼女たちにとっての「常識」を発見することにつながるのである。これらはミニコミの外部にいる人間がフェミニズムの「経路」を知るうえで重要な手がかりを与えてもくれるだろう。

### 3-2. 対象—1950年から2009年にかけて発行されたミニコミについて

今回分析対象としたミニコミは、以下の①～③のミニコミのなかから、(1)から(5)の基準で選出した。今回抽出にこれらのデータベースを用いたのは、女性団体やミニコミの情報を掲載しているデータベースがこれら以外に無いからだ<sup>8</sup>、そうした消極的な理由だけでなく、『女の便利帳』『ミニコミ総目録』共に、団体やミニコミを地域やテーマで限定することなく網羅的に把握することを目的として作られており、情報量の点から見ても優れたデータベースであるからだ<sup>8</sup>。

- ①日本全国の女性団体についてまとめている『女の便利帳』第一巻(1996年発行)巻末にある「刊行物」一覧に掲載されているもの、及び同便利帳三巻(2000年発行)に「本」マークのついているもの<sup>9</sup>、『ミニコミ総目録』の女性問題の欄に掲載されているもの、これらのうち、東京都ウィメンズプラザの図書資料室に所蔵されているもの<sup>10</sup>。
- ②「WAN (women's action network) ミニコミ電子図書館」, 「国立女性教育会館リポジトリ」で公開されているもの(2016年10月31日時点)。
- ③団体別に資料集が出されているもの(今回分析に用いた資料集は、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集成』と『リブニュースこの道ひとすじ』。)

- (1) 発行年がわかる(1950年から2009年<sup>11</sup>までに発行されたもの)
- (2) 定期的に刊行されている(講演会の記録集や、アンケート集などは除いた)
- (3) 発行団体が行政機関ではない
- (4) 新聞の切り抜き集、本の索引集ではない(記事を抽出する際にも、新聞の切り抜きは除いている)
- (5) 紙媒体<sup>12</sup>であり、日本語で書かれている

上記の条件に合致するものから、それぞれ重複して掲載されているものなどを除くと全部で127団体であった(以降、今回分析対象とするミニコミについて127誌と表現する)。途中から誌名を変更したものも1誌と数えている。この127誌から記事のタイトルを抽出した<sup>13</sup>。また今回の調査では、IBM/SPSS社製ソフト Text Analytics 4.0.1を使用した。

表 3-1 掲載されているミニコミ数と今回確認できたミニコミ数

	掲載数（上記条件に当てはまるもの）
女の便利帳 1 巻	281 団体（63 団体）
女の便利帳 3 巻	287 団体（1 巻と重複しないのは 7 団体）
ミニコミ総目録	67 団体（22 団体）
WAN ミニコミ電子図書館	64 団体（53 団体）
立女性教育会館リポジトリ	46 団体（46 団体）

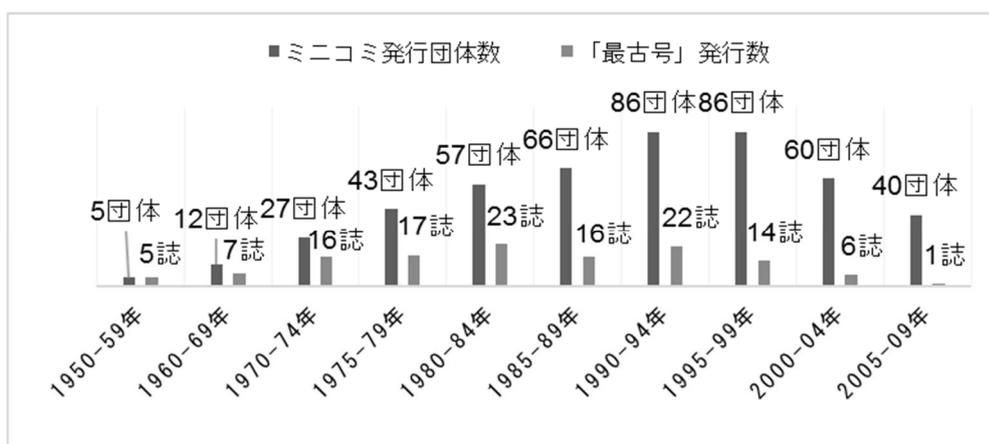


図 3-1 ミニコミ発行団体数の推移と「最古号」発行数

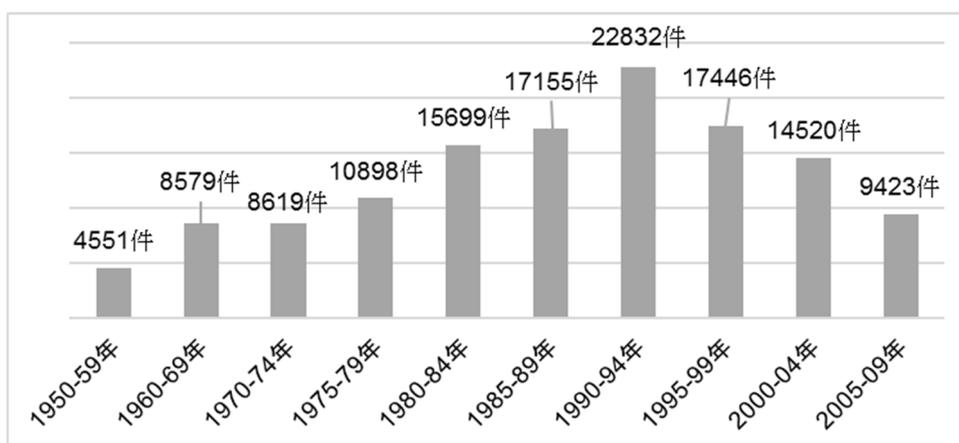


図 3-2 ミニコミ記事数の推移

図 3-1 は各年代の発行団体数、「最古号」の発行時期を、図 3-2 は今回対象とした各時期の記事（タイトル）の総数を表している。ここでいう「最古号」とは、今回確認できた最も古い号を指し、創刊号から残っていれば創刊号を、14 号から 50 号まで残っていれば 14 号を「最古号」としている。

図 3-1, 3-2 をみると、90 年代にもっとも多く多くの団体がミニコミを発行していたことが分かる。ワープロの登場<sup>14</sup>など新しい機器の広まりの影響もあるだろう。しかし、「最古号」の発行年の推移をみると、70 年代から 90 年代にかけて、新しい

ミニコミが5年ごとに平均して15-20誌発刊されている。このことから70年代から少しずつ増えていったミニコミが、90年代前半にその数のピークを迎えたのだといえるだろう。

続いて、図3-3はミニコミそれぞれの発行頻度を表している。隔月は2カ月に1回、季刊は1年に3-4回、不定期は次号発行までに1年以上空いているものや、欠号が多く頻度が確認できなかったものなどが含まれる。今回対象としたミニコミは季刊が最も多く、月刊、隔月の順となっている。また、図3-4は1誌が発行されていた年数を表している。今回対象としたミニコミのなかで、最も長い期間発行されていた（現存していた）ものは、1955年から2006年までの52年（1誌）であった。また、127誌中82誌は10年以上発行を続けており、また127誌中33誌は2009年以降も発行を続けている。

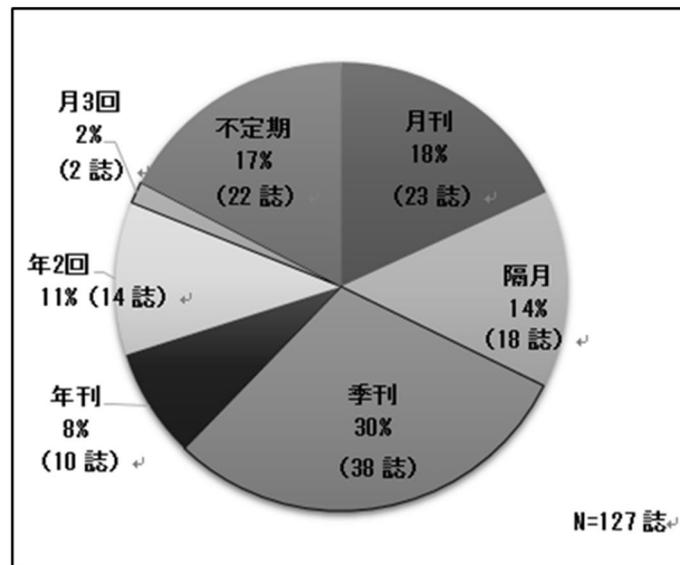


図3-3 発行頻度

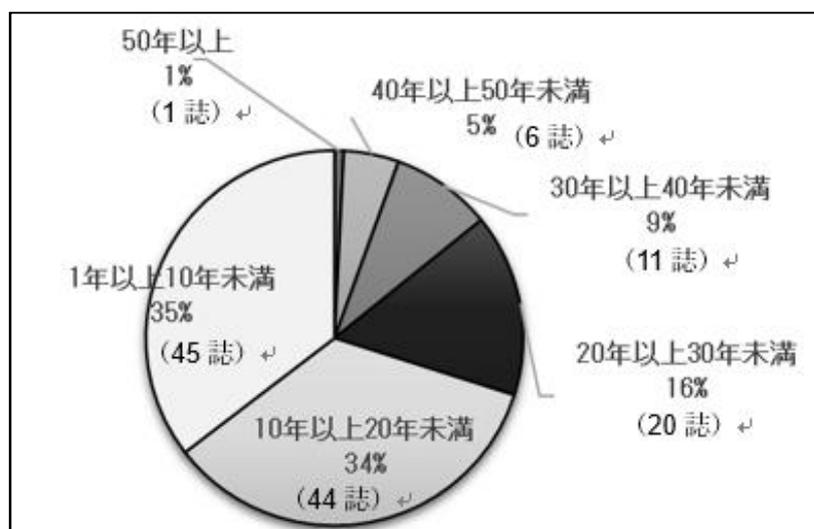


図3-4 発行年数

最後に簡単にミニコミの構成について述べておく。ほとんどの団体において編集担当がミニコミ発行の指揮を執っている。記事自体は主に会員が書いている。誌面の内容は一様ではないが、団体の活動記録や、イベント等の案内、他団体や本・映画の紹介、新聞や雑誌の記事の抜粋、読者投稿欄などが中心となっている。中には詩や料理のレシピ、4コマ、イラストや写真を載せているものもある。誌面のイメージとしては、図3-5を参考にしてほしい。

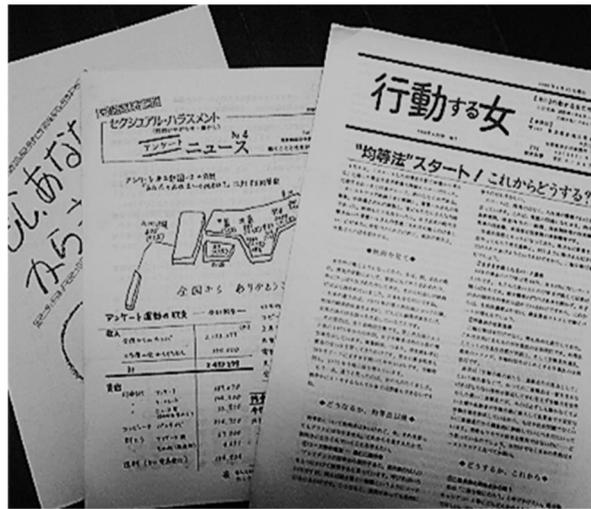
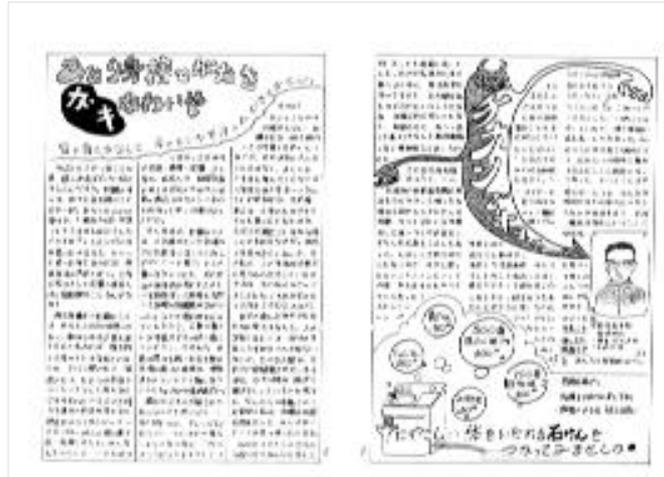


図3-5 ミニコミ誌面一例

以上、今回分析する127誌について簡単に説明した。次節では、抽出したタイトルを年代別にテキストマイニングし、それぞれの時代でどのようなことに関心もたれてきたのかを概観する。

#### 4節 関心の推移

本節では、テキストマイニングの結果(表4-1)について概説した後、個別の語に焦点を当ててその変化について考察する

#### 4-1. 127誌全体の頻出語句

まず、50年代から60年代まで<sup>15</sup>、70年代以降を5年に区切り、それぞれの時期に用いられてきた語（基本的には名詞）を抽出した<sup>16</sup>。語の抽出は、一タイトルを一行とし、一行単位で計算している。一タイトル内に同じ語句が何度使われていても、抽出されるのは1つである。（たとえば「女性による女性のための運動」というタイトルの場合は、「女性」と「運動」が1つずつカウントされる）。抽出した語は、平仮名・カタカナ・漢字・略語は区別せず同義の語としてカウントした。また、「母/母親」「原発/原子力発電所」「保育所/園」「子育て/育児」「フェミニズム/フェミニスト」「買春/売春/買売春」は、同義の語としてカウントした（表記はどちらか一方としている）。以上の条件で作成した今回のコーパスは、全タイトル120,177行（エクセルのファイルで約16MB）であった（各年代のタイトル数については表4-1にそれぞれ記載してある）。

表4-1は頻出率の高い順に35位まで抽出したものである。これを見ると、女性たちの関心が時代ごとでさまざまであることが窺える。しかしそれと同時に、各時代に共通する語も多く、時事的な問題への関心と、常態的に高い関心を持たれているものがあるといえる。1950-2009年までどの時代においても表れるのは、「子ども」「平和」「教育」「労働」「社会」である。（ただしそれ以外の語については上位35には入らなかった時期があるが、まったく使用されなくなったということでもない）。抽出された語すべてを説明することはできないため、ここでは①呼称について（黄セル）と、②時代背景を表す語（灰色のセル）について説明した後、さらに70年代以降に登場する「差別」と「性」（緑のセル）という語について詳述する。

表 4-1 全体の頻出語句上位35 [50-80年代 1~16位] ①

	1950-1969 (タイトル数 13506)		1970-1974 (タイトル数 8608)		1975-1979 (タイトル数 10861)		1980-1984 (タイトル数 15650)		1985-1989 (タイトル数 17119)	
	抽出語	抽出数	抽出語	抽出数	抽出語	抽出数	抽出語	抽出数	抽出語	抽出数
1	婦人	633	婦人	369	女	752	女	888	女	990
2	母	482	女	298	女性	426	女性	603	女性	557
3	子ども	474	安保	260	私	301	私	520	私	541
4	平和	366	女性	212	婦人	262	婦人	409	教育	318
5	私たち	316	教育	209	労働	244	教育	338	子ども	316
6	教育	271	私	202	教育	239	子ども	332	家族	286
7	主婦	264	運動	168	子ども	238	差別	269	性	265
8	私	246	差別	159	差別	233	平等	261	差別	225
9	運動	234	解放	139	解放	170	平和	253	男	217
10	生活	203	労働	137	男	158	労働	242	裁判	216
11	地方	200	闘い	133	母	145	家庭科	177	家庭科	201
12	保育所	192	母	129	主婦	145	母	171	原発	192
13	職場	181	沖縄	129	安保	143	法/法律	163	労働	170
14	家庭	169	子ども	119	育児	141	性	156	平和	162
15	女	166	裁判	93	保育	139	戦争	149	離婚	140
16	母親大会	162	中国	90	運動	128	家庭	149	私たち	132

表 4-1 全体の頻出語句上位 35 [50-80 年代 17~35 位] ②

	1950-1969		1970-1974		1975-1979		1980-1984		1985-1989	
	159	1.2	90	1.0	123	1.1	149	1.0	128	0.7
17	反対	1.2	保育	1.0	性	1.1	保育所	1.0	運動	0.7
18	労働	1.2	優生保護	1.0	社会	1.1	男女	0.9	婦人	0.7
19	戦争	1.1	保育所	0.2	平等	1.0	男	0.8	人権	0.7
20	日本	1.0	リブ	1.0	婦人年	1.0	運動	0.8	買/売春	0.7
21	女性	0.9	私たち	1.0	私たち	1.0	家族	0.8	母	0.7
22	時事	0.9	平和	0.9	法/法律	0.9	社会	0.7	世界	0.6
23	中国	0.8	社会	0.9	制度	0.9	私たち	0.7	学校	0.6
24	安保	0.8	歴史	0.8	日本	0.9	主婦	0.7	教師	0.6
25	選挙	0.8	主婦	0.8	裁判	0.8	アメリカ	0.7	育児	0.6
26	先生	0.7	環境	0.8	家庭	0.8	仕事	0.6	暮らし	0.6
27	政治	0.7	アメリカ	0.8	男女	0.8	制度	0.6	社会	0.6
28	沖繩	0.7	性	0.7	政治	0.8	離婚	0.6	日本	0.6
29	社会	0.7	デモ	0.7	自立	0.7	職場	0.6	主婦	0.6
30	憲法	0.7	家族	0.7	世界	0.7	老い/老後	0.6	体	0.5
31	アメリカ	0.7	日本	0.7	保育所	0.4	核	0.6	家庭	0.5
32	世界	0.7	旅	0.6	平和	0.7	優生保護	0.6	行動	0.5
33	値上げ	0.6	育児	0.6	アメリカ	0.7	保育	0.6	職場	0.5
34	仕事	0.6	男	0.6	7 イ ミ ニ ス 7 2	0.7	買/売春	0.6	7 イ ミ ニ ス 8 6	0.5
35	保育	0.6	反対	0.6	心	0.6	日本	0.6	保育	0.5

表 4-1 全体の頻出語句上位 35 [90-00年代 1~16位] ③

	1990-1994 (タイトル数 22690)			1995-1999 (タイトル数 17297)			2000-2004 (タイトル数 14438)			2005-2009 (タイトル数 9386)		
	抽出語	抽出数	割合 (%)	抽出語	抽出数	割合 (%)	抽出語	抽出数	割合 (%)	抽出語	抽出数	割合 (%)
1	女性	1388	6.1	女性	1501	8.7	女性	1399	9.7	女性	924	9.8
2	女	1012	4.5	私	685	4.0	私	450	3.1	裁判	238	2.5
3	私	835	3.7	女	648	3.7	女	397	2.7	子ども	207	2.2
4	性	366	1.6	子ども	279	1.6	子ども	360	2.1	女	202	2.2
5	子ども	361	1.6	暴力	217	1.3	憲法	260	1.8	労働	186	2.0
6	家族	352	1.6	社会	202	1.2	平和	251	1.7	私	181	1.9
7	男	346	1.5	差別	201	1.2	子ども	251	1.7	インターネット	178	1.9
8	教育	320	1.4	性	192	1.1	社会	247	1.7	教育	163	1.7
9	差別	313	1.4	世界	187	1.1	差別	242	1.7	差別	160	1.7
10	社会	306	1.3	教育	185	1.1	裁判	238	1.6	平和	158	1.7
11	裁判	267	1.2	参加	183	1.1	労働	214	1.5	憲法	148	1.6
12	フェミニズム	246	1.0	家族	182	1.1	フェミニズム	196	1.4	性	146	1.6
13	人権	219	1.0	人権	178	1.0	教育	179	1.2	相談	134	1.4
14	平和	216	1.0	日本	171	1.0	性	179	1.2	支援	123	1.3
15	日本	210	0.9	平和	157	0.9	育児	176	1.2	社会	120	1.3
16	労働	208	0.9	フェミニズム	156	0.9	戦争	174	1.2	韓国	115	1.2

表 4-1 全体の頻出語句上位 35 [90-00 年代 17~35 位] ④

	1990-1994		1995-1999		2000-2004		2005-2009			
	語句	回数	語句	回数	語句	回数	語句	回数		
17	戦争	195	沖繩	155	相談	167	暴力	114	1.2	17
18	母	171	男	149	世界	162	世界	112	1.1	18
19	あなた	169	労働	144	暴力	152	育児	105	1.1	19
20	育児	169	北京	140	あなた	149	平等	105	1.1	20
21	世界	163	私たち	139	議員	142	健康	104	1.1	21
22	老い/老後	159	育児	134	健康	140	改正	85	0.9	22
23	政治	156	50年	129	DV	140	介護	85	0.9	23
24	私たち	148	慰安婦	128	支援	138	日本	85	0.9	24
25	アメリカ	146	暮らし	128	平等	129	制度	84	0.9	25
26	慰安婦	142	母	126	韓国	128	私たち	83	0.9	26
27	平等	140	戦後	119	運動	123	9条	82	0.9	27
28	体	134	議員	118	介護	122	人権	76	0.8	28
29	セクハラ	133	介護	118	家族	121	フェミニズム	75	0.8	29
30	自分	129	あなた	118	戸籍	116	運動	74	0.8	30
31	仕事	119	セクハラ	116	男女	111	法/法律	69	0.7	31
32	暴力	117	憲法	113	人権	108	戦争	67	0.7	32
33	相談	116	韓国	108	男	107	アメリカ	67	0.7	33
34	家庭	114	裁判	102	体	105	均等法	64	0.7	34
35	暮らし	113	運動	101	制度	103	慰安婦	63	0.7	35

#### 4-1-1. 呼称の変化（黄セル・オレンジセル）

女性運動のグループなので当然ではあるが、各年代とも、女性を表す語の頻出率が最も高い。しかし注目すべきは時代によって「婦人」、「女」、「女性」というように変化が見られる点だ。ここではまず、第一の変化である70年代の「婦人」から「女」への変化をみてみよう。鹿野政直によると、こうした呼称の変化は単に経年のためではなく、「みずからが属する『男ではないほうの性』をどう表現するかの意識化」（鹿野2004：71）によるものだとまとめている。たしかに、「婦人」と共起する語を見ると、6・70年代とも上位には「職場」「平和」「労働」「運動」といった語がある、一方「女」は、「男」「体」「差別」「生き方」といった語と共起している。このことから見ても、「婦人」と「女」が単に入れ替わる形で変化したのではなく、「婦人」が語る問題、「女」が語る問題は、内容も異なっていたのだということが推測される。また、リブ以降の一つの特徴であるが「女」と表現方法があり、これもまた「女」の使用の増加につながっていると考えられる。

次に第二の変化である「女」から「女性」への変化をみてみよう。ちょうど「婦人」が減少し、「女性」が上昇してくる80年代前半をみると、「女性」と共起している語は、「解放」「差別」「社会」「労働」であり、「女性」もまた、「女」と「婦人」のどちらかの代替語というわけではなく、ちょうど二つの語を折衷するような形で用いられた語であったといえるだろう。

さらに女性を表す語として、「母親」「主婦」という呼称についても、変化が見られる。リブ以降のフェミニズムが、役割に依拠して活動することを拒否したこと<sup>17</sup>は知られているが、両語の使用の減少はその表れであろう。両語の頻出率は、60年代までが最も多く、70年代を境に減少している。とりわけ「主婦」の方は90年代には35位以下にまで減少し、00年代には「母親」も35位以下まで減少している。後者の減少の方が緩やかであったのは、活動者自身が母親である場合だけでなく、活動者とその親である母との関係について語られること場合があるからだろう。しかし「母親」「主婦」の語の使用が減少する一方で、「子ども」「育児」、「家庭」や「家族」はどの時代も頻出率が高い。このことから「母親」「主婦」という語が減少したからといって、女性たちが「子ども」や「家庭」への関心を失っていたとはいえない。むしろ、表4-1を見る限りでは、「子ども」「家庭」への関心は常に女性たちの関心の中心にあったのである。

#### 4-1-2. 時代背景を反映する語（灰色セル）

頻出語はそれぞれの時代背景をよく表している。たとえば70年代前半の18位と80年代前半32位とに「優生保護」の語があるが、これは1972年から1974年にかけて、1981年から1983年にかけての優生保護法改正をめぐる動きの影響が大きい。

また80年代前半・後半11位の「家庭科」をみてみよう。「家庭科」は、80年代前・後半とも、「共修」という語との共起が最も高く、それぞれ割合は20%（前半）、15%（後半）であった。80年代は、家庭科共修をめぐる運動が活発な時期であり、

それを反映している結果だといえる。次に 80 年代後半の 12 位「原発」をみると、「原発」と最も共起していた語は「チェルノブイリ」(24.5%)、次いで「広島」(8.3%)であった。これは、1986 年に起きたチェルノブイリ原発事故を受けての結果であることは疑いようがない<sup>18</sup>。ほかにも、各時代に盛り上がりを見せた話題が、使用語の頻出率に表れている。

このようにある時期にのみ高頻度で現れる語もあれば、ある時期から女性たちの関心の中心となったような語もある。70 年代前半の「性」「差別」の語の台頭がその代表であろう。1970 年代に両語が台頭してくるということは、リブが提起した「性」や「差別」の問題が、その当時の女性たちに広く受け入れられたということだろう。両語とも頻出率の変動はあるにせよ、1970 年代から 2000 年代にかけて高い頻出率を維持している。このことから、1970 年代以降「性」「差別」は女性たちにとって中心的な話題の一つであったといえる。さらに次の項では、この「性」「差別」が 70 年代以降どのような語と共起して用いられていたのかに注目し、女性たちの取り上げてきた「性」と「差別」の問題の内容にももう少し踏み込んで考察する。

以上簡単ではあるが、抽出した語について説明してきた。表 4-1 から、女性たちが何について語ってきたのか、その推移を概観することができた。おそらく個別の語の推移についていえば、既存の研究のなかで論じられてきた話でもある。そして今回の表 4-1 のような形で示したことは、これまでの主張の数量的な裏付けにもなりうるだろう。また、年代記的な記述からは見えてこない女性の歴史をみることができた。たとえば呼称の変化などは、機械的に切り替わるのではなくゆるやかに変化していった様子が見える。こうした変化は、その語を使用するという実践を通して獲得されてきたのである。どのような語が選択・使用されてきたのか、それは些末なことがらではなく、それ自体一つの実践として捉えるべきものであろう。

## 4-2. 個別の語と共起

ここまで、女性たちが各時代でどのようなことに関心を持ってきたのかを確認したが、用いられている語が同じであるからといってそれら全てが同じ文脈で用いられたわけではない。たとえば「教育」は、学校教育や家庭教育、生涯教育といった異なる用いられ方をする語である。どのような語と共に用いられてきたのかを確認することで、より彼女たちの関心の推移を捉えることが可能になるだろう。ここでは、70 年代に登場した「差別」と「性」という語を例に、両語がどのように用いられてきたのか詳細にみてみたい。手順としては、「差別」「性」が使用されているタイトルのみを抽出(それぞれ「差別タイトル」「性タイトル」とする)し、それぞれの頻出語(共起する語)を抽出した。ちなみに 5-60 年代はそれぞれ抽出数が少なかったため(差別タイトル 43, 性タイトル 15)省略した。

### 4-2-1. 「差別」

表 4-2 は「差別」と共起する語の上位 20 である。

表 4-2 「差別」と共起する語上位 20

	1970年代 (N=392)			1980年代 (N=494)			1990年代 (N=514)			2000年代 (N=402)		
	抽出語	抽出数	割合 (%)									
1	男女	46	11.7	撤廃	116	23.5	撤廃	105	20.4	女性	120	29.9
2	女	46	11.7	条約	93	18.8	性	93	18.1	撤廃	116	28.9
3	女性	43	11.0	性	91	18.4	婚外子	80	15.6	裁判	75	18.7
4	性	41	10.5	女性	69	14.0	女性	76	14.8	男女	72	17.9
5	裁判	29	7.4	男女	53	10.7	男女	43	8.4	条約	56	13.9
6	教育	27	6.9	女	37	7.5	裁判	37	7.2	賃金	54	13.4
7	部落	24	6.1	婦人	36	7.3	条約	30	5.8	婚外子	44	10.9
8	賃金	23	5.9	裁判	30	6.1	女子	28	5.4	間接	29	7.2
9	婦人	20	5.1	批准	28	5.7	賃金	26	5.1	労働	20	5.0
10	解放	18	4.6	教育	24	4.9	女	26	5.1	戸籍	20	5.0
11	労働	17	4.3	平等	19	3.8	相続	24	4.7	性	19	4.7
12	私生児	17	4.3	女子	17	3.4	人権	22	4.3	選択議定書	18	4.5
13	女子	13	3.3	労働	17	3.4	続柄	19	3.7	国連	17	4.2
14	男	13	3.3	賃金	16	3.2	住民票	18	3.5	日本	17	4.2
15	告発	13	3.3	部落	14	2.8	委員会	17	3.3	平等	15	3.7
16	意識	10	2.6	人権	13	2.6	反対	16	3.1	女子	14	3.5
17	法/法律	10	2.6	抗議	13	2.6	子ども	14	2.7	法	14	3.5
18	社会	10	2.6	子供	11	2.2	国会	14	2.7	判決	13	3.2
19	抗議	10	2.6	委員会	11	2.2	人種	13	2.5	社会	13	3.2
20	子ども	10	2.6	法	11	2.2	検証	12	2.3	人権	13	3.2

80年代以降は「女性差別撤廃条約」に関連する記事が大きな割合を占めている。共起する語から、差別がどこにあるのか、そしてどのような差別があるのか、という問題が浮かび上がってこよう。当然とっていいだろうが、全体を通して「男女」や「性」による差別が、「賃金」「雇用」「労働」「教育」といった場面で起こっていることがわかる。

また、「婚外子」や「別姓」，「部落」についても「差別」の問題として取り組んできた。特に長い間取り組まれていたのが、「婚外子」であろう。呼称こそ、70年代は「私生児」、80年代は（表欄外になるが）「非嫡出子」（抽出数8個、1.6%），

90年代以降は「婚外子」と変わっているが、出生によって子らが受ける差別について常に高い関心が寄せられていたといえる。

さらに、差別タイトルのなかで70年代から00年代までの「私生児」「非嫡出子」「婚外子」（以後、まとめて「婚外子」とする）を含むタイトルを抽出した。「差別」「婚外子」と共起する語のネットワーク図が、図4-2である。線がつながっている語は共起しているという意味である。

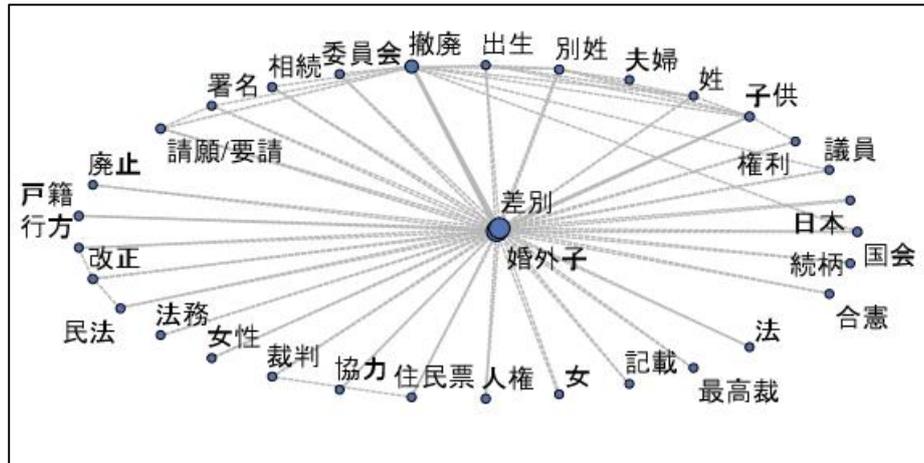


図4-2 「差別」×「婚外子」と共起する語

これら共起する語から、「婚外子」については、「住民票」や「続柄」「相続」などが問題とされていたといえる。また、少々わかりづらいが、「夫婦」「別姓」「出生」「子」が線で結んであることから、別姓夫婦の子が「婚外子」として高い関心が寄せられていたことが推測される。

とりわけ90年代に「婚外子」が上昇するのは次のような背景に起因するだろう。1987年頃から夫婦別姓が問題視され始め、子に関して、「1988年5月、婚姻・非婚を区別しない方法による住民票の交付と精神的苦痛に対する慰謝料を求めて、市を提訴.....95年3月1日から、住民票における世帯主との続柄は、婚外子・婚内子を問わず、『子』と記載されることとなった」（鹿野2004：130）。

#### 4-2-2. 「性」

表4-3は「性」と共起する語の上位20である。

表 4-3 「性」と共起する語上位 20

	1970年代 (N=183)			1980年代 (N=376)			1990年代 (N=373)			2000年代 (N=333)		
	抽出語	抽出数	割合 (%)									
1	女	43	23.5	差別	79	21.0	暴力	82	22.0	暴力	74	22.2
2	差別	41	22.4	女	58	15.4	差別	58	15.5	教育	55	16.5
3	教育	25	13.7	教育	48	12.8	女	41	11.0	女性	31	9.3
4	解放	17	9.3	女性	27	7.2	教育	34	9.1	被害	28	8.4
5	女性	15	8.2	生	23	6.1	人権	29	7.8	生	28	8.4
6	論理	13	7.1	人権	22	5.9	女性	24	6.4	子ども	17	5.1
7	政治	10	5.5	男	18	4.8	子ども	20	5.4	体	16	4.8
8	男	9	4.9	子ども	12	3.2	差	16	4.3	差別	15	4.5
9	労働	6	3.3	商品化	10	2.7	生	15	4.0	犯罪	15	4.5
10	侵略	6	3.3	差	9	2.4	慰安婦	14	3.8	戦時	15	4.5
11	愛	5	2.7	嫌がらせ	9	2.4	男性	13	3.5	女	14	4.2
12	安保	5	2.7	撤廃条約	9	2.4	法/法律	13	3.5	差	14	4.2
13	子ども	5	2.7	暴力	9	2.4	体	12	3.2	奴隷	12	3.6
14	学校	4	2.2	買/売春	8	2.1	社会	11	2.9	法/法律	11	3.3
15	商品化	4	2.2	関係	8	2.1	表現	11	2.9	ジェンダー	11	3.3
16	産む	4	2.2	優生保護	8	2.1	自由	10	2.7	現場	11	3.3
17	行動	4	2.2	愛	8	2.1	虐待	9	2.4	愛	10	3.0
18	生	4	2.2	意識	8	2.1	被害	9	2.4	裁判	10	3.0
19	管理	3	1.6	セミナー	6	1.6	人種	9	2.4	搾取	10	3.0
20	搾取	3	1.6	学校	6	1.6	買/売春	8	2.1	男性	10	3.0

ウーマン・リブが、従来語ることがタブーとされてきた「性」に焦点を当て、問題化してきたことはこれまでの章で述べた通りである。本章の2節で触れた、これまで語ることができなかった話題の一つが「性」に関連するものであった<sup>19</sup>。「差別」の方の共起が、どこに、どのような差別があるのか、を表していたとするならば、「性」の方は、どのような文脈で「性」が語られてきたのかを表しているといえよう。たとえば、前項で女性の呼称が変化した点を説明したが、「性」との共起では70年代から90年代において「女」が上位を占めている。これは、やはり「婦人」にとっては「性」を語ることがタブーであったからだと考えてもいいだろう。

また、「性」と共起する語に、よりネガティブな表現（「いやがらせ」「暴力」「虐待」「被害」など）が多い。これまで女性たちが「性」を語る際には、何らかのトラブルと関連づけて語ってきたことの表れといえる<sup>20</sup>。

特に筆者が注目したいのは、「性」と最も共起する語が、「差別」から「暴力」へと移行した点である。先ほどの表 4-1 の 90 年代をみると、90 年代前半から「暴力」という語（青いセル）が急増しており、さらにその後 00 年代後半まで高い出現率を維持している。さらに、「差別」と最も共起している語が 80 年代以降「女性差別撤廃条約」に関連するもので占められているということも踏まえると、女性たちの関心が「性差別」から「性暴力」の方に移行したと推測できる。

全体の語句の出現率の高さもそうだが、リブが持ち込んだ「性」の問題に接続されるという点からみても、「暴力」というテーマに焦点をあてることで、70 年代リブから 90 年代の「女性に対する暴力」に対する運動との間にある継承をみられるのではないだろうか。これは、リブが提起した「性」の問題が、90 年代以降「暴力」の問題へとどのように接続されていったのか、という問いに言い換えてもいいだろう。少なくとも 90 年代以降、女性たちが「性」を論じる際、踏み込んで言えば「性」を問題化する際、重要な役割を果たしたのが「暴力」という概念だった。

そこで、次章以降では 1990 年代以降の「暴力」への取組みと、リブとの関係について記述していく。その前に、5 節で「暴力」概念について簡単に説明を加えておく。

#### 4-3. 小括り

4 節ではミニコミのタイトルに用いられてきた語を抽出、その頻出率の変遷を明らかにした。ここから、常態的に高い関心を持たれている話題、その時代を反映する話題、ある時期から登場する新しい話題があることがわかった。また、同じ話題であっても異なる語が用いられてきたことも明らかになった。女性たちの活動は、途切れることなく行われてきた。70 年代に提起された「差別」「性」の問題についても、内実の変化はありつつも、近年に至るまで女性たちの中心的な問題であり続けている。4 節でみてきた表は、こうした女性たちの活動の蓄積を表している。

ここまでミニコミを語りの場であるとしたうえで、そこで何が語られてきたのかをテキストマイニングを通じて明らかにしてきた。近年、ミニコミの保存・アーカイブ化の重要性が主張される<sup>21</sup>とともに、そうしたミニコミを分析資料として用いることについて検討するような研究もみられる。たとえば野口由利子は、「アーカイブズにおけるミニコミ資料利用の展開の可能性」という論文のなかで、従来分析の「補助的資料」として用いられることの多かった「ミニコミ資料自体の分析を試み」ている（野口 2016 : 39）。本章で行ったテキストマイニングも、そうしたミニコミ研究の一つに位置づけられるだろう。従来の内容分析が行ってきたように、女性たちがミニコミのなかでどのように語ってきたのかを明らかにすることに加え、何について語ってきたのかにも注意が払われるべきだろう。

## 5 節 「暴力」概念と女性運動

最後に、本論文の以降の章で取り上げる「暴力」の問題について簡単に述べておこう。（なお、表 4-1 の「暴力」という語のセルは青い網掛けがしてある）。

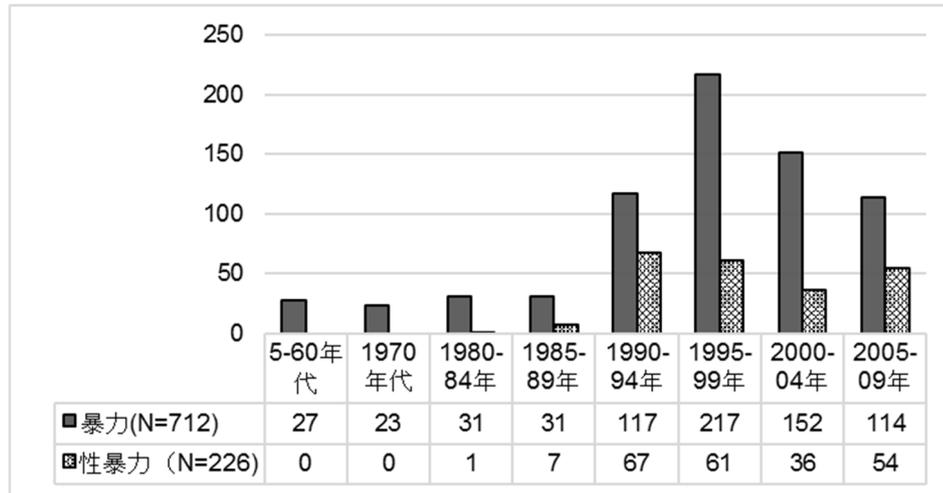


図 5-1 「暴力」「性暴力」をタイトルに含む記事の変遷

図 5-1 は、「暴力」という語を含むタイトルの記事（「暴力」記事）数の変遷である。「暴力」記事 712 件の内、「性暴力（〇〇性暴力の表現含む）」の語が用いられた記事が 226 件であった。この図から、暴力、性暴力ともに、1990 年代前半から急増していることが分かる。こうした増加には、1993 年 12 月に「『女性に対する暴力の撤廃宣言』が採択され」たことや、1995 年 9 月に「北京で開催された国連の世界女性会議では、女性に対する暴力は重大問題領域のテーマとして取り上げられた」（段林和江 2000：141）ことなどの影響が大きい。

ここでいう女性に対する暴力とは、単一の事象ではなく様々な「問題」の総称である。

男女間の力関係の不均衡を利用して女性の性的自由を侵害するものであり、……女性に対する暴力のなかには、家庭における殴打、近親姦、夫婦間の強姦、出生時の産み分け、女児の間引き、制度としての買春観光、持参金殺人、性的奴隷、強制的異性愛、強制妊娠、強姦、強制売春から殺人まで含んでいる。さらに職場や教育の場でのセクシュアル・ハラスメント、国境を超える人身売買、そして文化としての「性器の切断」、ポルノグラフィなどがある。（渡辺和子 1994a：14-5 傍点は原文）

これらは「20 世紀末から、国際会議においてしばしば重要な議題となってきた」（江原由美子 2008：123）。この問題を論じる過程で重要な役割を果たしたのが「人権 rights」という視点であった（J.Gelb 2003）。「女性への暴力は、もっとも基本的な人権である生存権を脅かし、経済的、精神的、性的な自立と自己決定権を奪う

という認識」(渡辺 1994a : 16) から、女性の人権侵害の問題として、問題化していくことになる。表 5-1 は「暴力」と共起する語の上位 10 位である。90 年代をみると、たしかに「人権」という語との共起が見られる。渡辺は、女性の人権を侵害するものとして「女性に対する暴力」が「世界共通の普遍的な問題」として位置づけられたのが 90 年代であった(渡辺和子 1994b : 65) と述べており、また大越愛子は、「現在の日本のフェミニズムの主要課題」は「いかに女性の人権……性的人権が侵されてきたかの解明」(大越 1994 : 46) することだと主張している。女性に対する暴力は、女性に対する人権侵害として位置づけられたことで、90 年代、2000 年代と「暴力」は女性たちの中心的な関心になったのだろう。

表 5-1 「暴力」と共起する語 上位 10 位

	00年代			90年代			80年代			
	抽出語	抽出数	割合 (%)	抽出語	抽出数	割合 (%)	抽出語	抽出数	割合 (%)	
	暴力	266	100.0	暴力	334	100.0	暴力	62	100.0	
1	女性	100	37.6	性	134	40.1	女	12	19.4	1
2	性	95	35.7	女性	106	31.7	性	10	16.1	2
3	被害	39	14.7	女	45	13.5	ポルノ	8	12.9	3
4	dv	21	7.9	夫	37	11.1	校内	7	11.3	4
5	支援/援助	19	7.1	人権	17	5.1	暮らし	4	6.5	5
6	配偶者	15	5.6	支援/援助	16	4.8	女性	3	4.8	6
7	防止	14	5.3	行動	15	4.5	教師	3	4.8	7
8	軍	13	4.9	家庭	14	4.2	教科書	2	3.2	8
9	裁判	12	4.5	恋人	14	4.2	社会	2	3.2	9
10	国連	11	4.1	子ども	13	3.9	運動	2	3.2	10

繰り返しになるが、女性に対する暴力とは一つの事象を指すのではなく実に多様な問題を含む概念である。それは「宗教や政治体制が何であろうとあらゆる国で昔から日常的に行われてきた」(B.グルー 2000 : 1) . という普遍的な一面をもつ一方、それらは「それぞれの地域特有である」(J.True 2012 : 3) . たとえば、ダウリ殺人や女兒の間引き、性器切断は女性に対する暴力の問題として位置づけられているが、これらを日本国内の女性問題として扱うには、少々現実味が薄いのではないか。こうした世界の至るところに、それぞれの地域的な特徴をもって存在する女性に対する暴力の問題に対しては、各地域や時代における、草の根女性運動が重要な役割を果たした。女性に対する暴力と称される問題は、それまで取り組まれてきた個別の問題が「暴力」と名付けられることによって、「同じ問題として認識されるようになっていった」という経過がある(幅崎 2006 : 41) .

それでは、ここまでの話を踏まえて考えると、どこに焦点をあてるのが本論文の目的にとって適切だろうか。筆者は、「女性に対する暴力」という広範な運動ではなく、そこに組み込まれるまえの個別の活動に注目するのが望ましいと考えている。

まず、本論文では90年代の「暴力」に対する取組みではなく、90年代と70年代をつないだという意味で80年代に焦点を当てる。そして、本論文が見ていくのは、現在では「暴力」の問題として位置づけられており、かつ80年代に「暴力」として取り上げられた「ポルノグラフィ」と、同時期に問題として取り上げられていった「セクシュアル・ハラスメント」の二つである。つまり、70年代のリブは、80年代のポルノグラフィの問題化、セクシュアル・ハラスメントの問題化にとって、どのような役割を果たしたのか、ということが、それぞれ5章、6章で論じられる。そして、それらを論じる前に、ウーマン・リブとはどのような運動であったといえるのかについて、4章で改めて論じたい。

---

[注]

- 1 南陀楼は、「このような小さなメディアを呼ぶコトバとしては、『ミニコミ』のほか、『同人誌』『自主出版物』……『機関誌』『タウン誌』……『フリーペーパー』などを挙げている（南陀楼 1999 : 10）.
- 2 丸山は、「利潤の追求を目的に発行されるメディアは、ミニコミとは言えない」が、ミニコミの販売、広告を取るという商行為自体は、継続の手段として「積極的に行われるべきだ」と述べている（丸山 1985a:12）. また、情報発信を行う媒体は時代ごとに変化しており、FAX、メール、インターネットの掲示板、近年では SNS を情報発信の主要媒体としている団体も少なくない.
- 3 オルタナティブ・メディアは、媒体も選ばない. 特にインターネット上では主流メディアとオルタナティブ・メディアの境界は曖昧なものとなっている（藤原 2015）. また、M ウォルツの著書を訳した神保哲夫は、オルタナティブ・メディアは日本で「市民メディア」と訳されることが多いが、多種多様なオルタナティブ・メディアを一括りにそう呼ぶのは無理があると解説にて述べている（神保 2008 : 255）.
- 4 ジン（Zine）とは自主制作の出版物を指す語であるが、ピーブマイヤーは、「ジン」が主に男性によるメディアであったことを指摘し、女性によるジンを「ガール・ジン」と呼ぶ. ちなみに先に引用したウォルツ（2005）が原著内では「zine」と記している箇所を、邦訳では「ミニコミ」や「同人誌」と訳している.
- 5 他にも、『リブニュース この道ひとすじ——リブ新宿センター資料集成』『行動する女たちの会 資料集成』『侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集成』などがある.
- 6 「若い世代」がリブに共感を寄せ、リブ再考という流れが生まれた（渋谷晴子 2008）というのも、こうした当時の声が残っていたからこそであろう.
- 7 同様の研究として井上輝子（2006）や、D.Haig(2004)がある. 井上は「ジェンダー」「ジェンダーフリー」が「学術研究以外の場、つまり図書出版・行政・教育の場で」どのように現れ、用いられてきたのかを明らかにしている（井上 2006 : 62）. また Haig も、1945 年から 2001 年までに「sex」「gender」という語がタイトルに用いられた論文数の推移について調査しており、「gender」という語の使用の変遷を明らかにしている.
- 8 ちなみに、『女の便利帳』1~6 巻以外では『女のネットワーク——女のグループ全国ガイド』（横浜女性フォーラム編 1991）があるが、団体の掲載数の多さと、ミニコミ情報の簡潔明瞭さから、本章では前者のデータベースを用いた.
- 9 『女の便利帳』は第 6 巻まで発行されており、テーマや地域ごとに女性の活動、会社、病院、弁護士等が紹介されている. 掲載団体や情報は巻数ごとに更新されている. 第 1 巻においては、ミニコミ一覧のページが設けてあるがそれ以降の巻では見られないため、第 3 巻では本やミニコミを発行している団体であるという

---

「本」マークのついた団体を抽出した。

- 10 所蔵されている団体資料は、図書資料室に寄贈されたものである。
- 11 2009年までとしたのは、機械的に10年ごとで区切ったのもあるが、SNSの普及（注12参照）に伴う紙媒体のミニコミの減少などが挙げられる。2009年以降の分析は、SNSという媒体の特性などを踏まえて改めて行いたい。
- 12 ミニコミが紙媒体であることに重きをおく論者は多い。ピープマイヤーは、ジン制作者らが「ジンとは紙のメディアである」として、ブログやメール等の電子メディアとは異なるものという考えを強調している（ピープマイヤー2009[2011]:120）。また、『女性展望』の編集長である久保公子も、情報伝達という点で電子媒体も有用ではあるが「活字メディアはやはり大事にすべき」と話している（柏原登希子ほか2014:19）。日本におけるインターネット普及率（70%を超えるのは2005年）や、SNS（「mixi」など）の誕生（2004年）、スマートフォン発売や「Facebook」「Twitter」の開始した時期（2008年）（総務省2012,「Digital Arts」）を考えると、2010年以降は電子メディアの割合は増加しているだろう。電子メディアと女性運動との関係については、改めて論じる必要がある。
- 13 目次のあるものは目次どおりに抽出し、目次のないものについて筆者の判断（書き手一人につき1タイトル）で抽出した。抽出する際、「編集後記/会計報告/バックナンバー/次号予告」いずれかの文言のみがタイトルになっているものは省略した。
- 14 ワープロやコピー機を「一般人が買ったり、利用したりできるようになったのは80年代前半ごろである」（南陀楼1999:17）。
- 15 5-60年代は記事数、ミニコミ発行団体数が少なかったことから、5-60年代はまとめて分析を行った。
- 16 今回の分析では「問題関心の変遷」を知ることを目的としているため、以下のような語句は抽出しなかった。①「資料/特集/連載/報告/参加/案内/紹介/書評/本/会議/総会/例会/集会/分科会」②個人名や団体名、都道府県以下の地名。③「目」「手」などの身体を表す語（たとえば「私たちの目で見た○○」「女の手でつかみ取ろう」といった表現で使用される。こうした表現方法については別の機会に改めて考察したい）
- 17 江原由美子はリブとそれ以前の「従来の婦人運動」との違いについて「リブ運動は、母や主婦や女子労働者といった社会的に承認された役割イメージに依拠することを拒否した」と説明している（江原1985:110）。
- 18 女性運動に限らず、チェルノブイリの原発事故以降、各分野のミニコミのなかで原発への関心が高まったことは、『ミニコミ総目録』内での統計にも現れている（丸山1992）。
- 19 「リブ運動は男性中心的な現代への性文化に対して徹底的な批判を行」い「他方、医療の中での女性の性、妊娠、出産、人工妊娠中絶等の扱い方を取り上げた」（江原1985:123）。
- 20 たとえば女性の性的欲望や快樂については積極的に議論がなされてこなかったと言われている（斎藤正美2007, 田中亜以子2008）。

---

<sup>21</sup> 『社会と調査』8号(2012年発行)では、「データ・アーカイブと二次分析の最前線」という特集を組んでいる。また、小澤かおるはマイノリティーの情報保障という観点から、「少数者に関する書籍や資料」を収集したライブラリ・アーカイブズの必要性を主張している(小澤2014:2)。

## 4章 沈黙の装置と告発の根拠

### 70年代リブの問題提起の方法

本章では、リブが明らかにした女性を沈黙させる男性中心主義社会の仕組みについて説明した後、リブがそうした社会からの脱却をどのように試みたのかについて記述する。

#### 1節 女性と暴力

##### 1-1. 日本における女性に対する暴力への取り組み

女性差別撤廃条約が国連総会で採択されて以降、女性に対する暴力に関する取り組みは、その管轄範囲を大きく広げていった（林陽子 2010）。日本では「一九九〇年代後半から二〇〇〇年代にかけて……性暴力に関する国内法の整備が加速し、国が取り組むべき重要課題として『女性に対するあらゆる暴力の根絶』が掲げられるようになった」（伊藤良子 2013：69）。

このような制度的な流れの背後に、女性運動の存在があることは忘れてはならない。日本の女性運動がこの問題に取り組むようになっていったのは 1980 年代に入ってからだといわれている（戒能民江 2002, 角田由紀子 2001, 幅崎真紀子 2006）。こうした取組について「全国セクシュアル・ハラスメント 1 万人アンケート調査」<sup>1</sup>に携わった原田恵理子は、1980 年代以降の女性運動は「女性が抱える困難、主として女性に対する暴力問題を可視化」する役割を果たしたと評価している（原田 2004：16）。さらにフェミニズムの功績として、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどを「犯罪化」（上野千鶴子・牟田和江 2013：30）したことが挙げられたり、「性暴力をつねに被害者の観点からとらえようとするフェミニズムの視線は、性暴力の概念そのものを拡張してきた」（加藤秀一 2000：23）点が評価されている。

このように 1980 年代以降、日本における反性暴力への取り組みは大きく動き出した。当然のことながら、現在「暴力」と認識されているような諸々の事象が、80 年を境に突然現れたわけではない。それらが「問題」として「可視化」可能となるには、それらを「問題」として認識する土壌が女性たちのなかに培われていなければならない。たとえば江原由美子は、リブが男性中心的な性文化を批判し、「警察や病院のそれに対する対策や、被害者である女性への取り扱い方の内にひそんでいる性差別イデオロギーをあらわにした」（江原 1985a：123）と、1970 年代には反性暴力的な視点がすでにあつたことを示している。さらに、戒能は「女性たちが沈黙を破るきっかけをつくった」のが「一九六〇年代後半以降のフェミニズムの第二の波」であったと評している（戒能 2002：6）。しかしながら、「沈黙を破るきっか

け」がどのようなものであったのか、リブが果たした役割は具体的には明らかにされていない。

## 1-2. 性暴力被害と沈黙

女性は多くの場面で沈黙を強いられてきた。特に性暴力（とりわけレイプや強制わいせつの被害など）の場合、「被害者の多くは告訴することを拒む」（宮園久栄 2003 [2009] : 156）。その説明には従来、「男性と女性では性規範（＝性的ダブルスタンダード）が存在していることが、主な理由と説明されてきた」がそれだけではない（宮園 2003 [2009] : 156）。

性暴力事件には他の犯罪被害と次のような点が異なると言われている。

被害者の側の「落ち度」という観念を梃子にして被害者に帰責されるとともに、女性の性的経験をケガレとみなす「辱められる」といった観念の圧力によって公に訴え出ることが断念させられ、被害者の精神的毀傷をより重苦しいものにしてきた。（加藤 2000 : 23 下線は引用者による）

つまり、性暴力事件の被害に遭ったのは被害者に何らかの原因があるとされ、「侮辱され非難され……告訴をしない（できない）という選択をせざるを得ない状況に追い込まれる」のである（宮園 2003 [2009] : 157）。たとえば、「刑事司法の場で、性犯罪における被害者女性については、言動、服装、履歴などを材料に貞操観念のなさが頻繁に話題と」されてきた（佐々木陽子 2003 [2009] : 158）。

「挑発的な恰好をしている」「男関係が激しい」「実は望んでいた」「スキがあった」「夜道に、それもタバコを買いに、夜中の二時に一人で出掛けるなんて。やって下さいというようなものですよ」と、被害者は言われてきました。（森田ほか 1998 : 26）

以上のような非難が、性暴力の被害を訴えた女性に対してなされてきた。このような非難のもとにある考え（たとえばレイプ神話等）は、加害者や、男性だけが持つのではなく、「多くの女たちもまたそう信じ込まされてきた」（ブラウンミラー 1975=2000 : 241）。それゆえそうした非難は、彼女の身近な人物（親や友人）、被害を訴え出た機関（警察や裁判所）など、至るところで起きる可能性を持っている<sup>2</sup>。こうした非難を含め、様々な理由から、女性が被害を訴え出ることが困難にされてきたのである<sup>3</sup>。

しかし、このように女性が沈黙を強いられるのは性暴力被害だけに限らない。正確に言えば、少なくとも 1970 年代は、女性はあらゆる場面で非難を受けやすい性であり、様々な非難を避けるために沈黙しなければならなかった。「沈黙を破るきっかけ」がどのようなものであったのかを確認しておくことは、リブの意義を再確認するだけでなく、女性に対する暴力の問題を考えていく際にも重要な示唆を与えてくれるだろう。

本章の構成は以下の通りである。まず、70年代前半のリブが明らかにした女性を沈黙させる装置について説明し(2節)、その装置をリブがどのように破ったのかを明らかにする(3節)。そして、リブが沈黙を破った取り組みの例として「墮胎罪」「未婚の母」への差別に対する告発を取り上げる(4節)。

## 2節 何が女性を沈黙させるのか

### ——男性中心主義社会における女性の分断

2節ではまず、女性が沈黙せざるを得なかった社会のあり方について説明しよう。本論文の1, 2章で述べたことを簡単に繰り返すと、リブは、「男が一人前の人間で、そこまで行こうと、それに追いつけという」(井上ほか1996: 52)考え方を男性中心主義として批判し、『女の論理』による社会全体の変革(江原1985a: 154)を目指した運動であった。日本でリブが起きた1970年ごろは、「参政権の獲得により平等は一応達成されたのだが、その実質化は個人々の努力によるべきものというのが一般的な認識」(藤枝1985: 46)という状況であった。男女平等が達成されたはずの社会では、「女性問題」とは努力しない/意識の低い女性をどうするかという「あたかも女性が原因であるゆえに生じる問題であるかのような響き」(江原1985a: 103 傍点は原文ママ)をもっていた。

しかしながら、仮初だとしても男女平等が達成された社会において、何故女性たちは沈黙しなければならなかったのだろうか。結論を先に述べるならば、“男女平等は達成されている”という前提が男性中心主義社会に存在することが、彼女たちが声を上げることを困難にしてきたのである。

#### 2-1. 「女の論理」——「母」「娼婦」という分断

まず、沈黙させる装置について説明するために、リブの「女性は分断されている」という重要な指摘について確認しておこう。

男性中心主義社会を一言で説明するならば、「人間=男性」という社会である。このような社会においては、多くのことが「男性」を基準に測られてしまう。その弊害については様々であるが、とりわけ性暴力については、それを性暴力と認めるかどうかの判断ですら、被害を受けた側(多くが女性)の感情、考えは無視されてきた。それゆえ、「性暴力」という概念が導入される前は「男性中心主義的な立場から『暴行』『乱暴』『いたずら』などと矮小化した表現が用いられてきた」<sup>4</sup>(伊藤良子2013: 65)。

そうした社会のあり方そのものを批判し、「女の論理」から社会を捉え返そうとしたのがリブであった。しかし、ここでいう「女」とは、誰を指す言葉なのだろうか。運動の主体は、「女性」という性にカテゴライズされるならば誰でも良いということなのか。もちろんそうではない。リブは、「女」というカテゴリー自体を議論の対象に据える。

ここまでの章で、リブが女性に課せられた役割を否定したという点については触

れた。母親、妻、娘、女性労働者などである。運動の主体もまた、このカテゴリーに依拠して行われてきた。上野千鶴子は、この既存の婦人運動を次のように批判的に説明している。

それまでの女性運動の担い手は、労組婦人部や社会主義運動の中の女性たちか、さもなくば主婦連や母親大会の女たち、つまり「男に認められたい女たち」か「男にその存在を許された女たち」、「主婦」「妻」「母」などの「女役割」を担う女たちであった。（上野 1994 : 3 下線は筆者による）

そして、このような「女性」というカテゴリーに付された役割を発見、拒否したのがリブであった（江原 1985a, 西村 2006）。しかし逆に、「主婦」「妻」などには当てはまらなかった女性とはどのような存在であったのだろうか。この点についてリブはさらに、「女性」というカテゴリーが男性中心主義社会にとってどのような存在であったのかについて言及していく。この女性の「役割」について、田中美津は、「便所からの解放」というビラのなかで次のように指摘する。

男にとって女とは、母性のやさしさ＝母か、性欲処理機＝便所か、という二つのイメージに分かれる存在としてある。全体である対象（女）のふたつの側面—母性（やさしさ）、異性（SEX）とに抽象化してそれぞれに相反する感情を割りあてる男の分離した意識……男の〈母〉か、〈便所〉かという意識は、現実には結婚の対象か、遊びの対象か、という風にあられる。（田中美津 1970 [1992] : 203）

田中いわく、男性（社会）にとって女性とは次のような二つの存在に分けられる。一つが、子（家）と結びつけられる＝「母」「妻」であり、もう一つはそれ以外の（性的な）女性＝「娼婦」「愛人」である。こうした二分については、『主婦』と『娼婦』、『妻』と『妾』（「おんな解放学生戦線」1970 [1992] : 117）、「子育ては妻、セックスの快楽は遊廓」（「ウルフの会」, 1972 [1994] : 269）、「生殖専従者としての主婦、セックス・マシンとしての娼婦」（「女性解放戦線」, 1972 [1994] : 366）という言葉でも言及されている。

そして両者は、「互いに反目しあうことによって自分の地位を支えるというあまりにも屈辱的な存在状況を強いられ」（「おんな解放学生戦線」1970 [1992] : 117）、「しばしば「娼婦」の方が劣る存在とされてきた<sup>5</sup>。「娼婦とはその存在そのものが反体制的な者」（「ぐるーぷ闘うおんな」1971 [1992] : 243）であり、「母」と「娼婦」は「体制の内にいる女と外にいる女」（「おんな解放学生戦線」1970 [1992] : 117）という関係におかれている。

それというのも、「娼婦」というカテゴリーが意味するのは、結婚という制度を前提とした「バージン至上主義」（田中美津 1970 [1992] : 203）社会における「処女規範」という規範を犯した女性、言い換えれば「逸脱者」の女性を指しているからだ<sup>6</sup>。

体制の外に置かれるということは、それだけで差別される対象となりうる。江原は差別を論じるなかで『「不当な」行為に対して罪悪感をいだくのは、他者を正当な他者として認識した時』であり、「当該社会の『正当な』成員」でなければ『差別』は差別者の側に罪悪感をいだかせない（江原 1985b : 84 傍点原文）と述べている。この主張に照らして「母」「娼婦」を考えてみれば、「母」とは男性中心社会における正当な成員であり、「娼婦」はそこから外れた存在のように映る。つまり「差別されるべきではない存在=母」と、「不当に扱われても仕方のない存在=娼婦」という図式がみえてくる。

それでは、「女の論理」の女とは、既存の役割に拠らない女性、つまり「体制外」にいる女性の視点ということなのか。しかしそうであるならば、両者はどのように区別されるのか、そもそもその区別は可能なのだろうか。

## 2-2. 「母」「娼婦」のあいまいな境界線——どこにもいない女

女性が「母」と「娼婦」に分断され、後者が社会から排除されるのは、「結婚というワクからはみだした性関係は.....陰湿な後ろめたさを伴う」もの、「汚れたもの」とされてきたからである（田中美津 1970 [1992] : 203）<sup>7</sup>。しかし実際にその女性が処女かどうかは、見た目で判断できるものではない。そこで判断基準とされるのが、「らしさ」であった。

奇怪なことに実際にバージンであるかどうかなんて実はあまり意味がないことなのだ。重要なのは「バージンらしさ」なのである。たとえばバージンでなくたって、白いウェディングドレスを花嫁らしく＝バージンらしく楚々と着こなす厚かましさをさえあれば、全ては丸くおさまる。（田中 1972 [2010] : 75-6）

つまり「母」であるためには、彼女が処女かどうかという事実は、あまり関係がない。さらに言ってしまうと、「娼婦」として排除される際、彼女がどのような人間であるかという事実はあまり関係がないともいえるのである。Jayyusi いわく、人が誰かを「タイプ」に分類する際、その「タイプ」に分類した明確な基準や理由には言及しなくても良く、さらに、その「タイプ」が持つ（とされる）特徴を個人の特徴として担わせることが可能になる<sup>8</sup>（L. Jayyusi 1984 [2014]）。このような議論を踏まえると、「母」「娼婦」への分類には明確な基準は存在しなくても、分類すること自体は可能であるということだ。それにも関わらず、その分類には「貞操」という明確な基準があるとされているのである。

そしてリブの指摘の最も重要な部分は、女性は分類されるだけでなく、「娼婦」＝「体制外の女」といった結びつきがなされるという点だ。つまり、「不特定多数と性行為をするような女性は他の逸脱行為も行っているはず」と結びつけられ、また、「何かしらの逸脱行為を行うような女性は不特定多数と性行為しているはず」というように結びつけられる傾向があるのだ。四方由美（2008）が、「犯罪報道」においては、女性被害者・被疑者をどちらもジェンダー規範を逸脱した人物として描く特徴があると指摘するように、「母」から逸れるとみなされた女性と貞操観念の低さとは

結び付けられることは珍しいことではない<sup>9</sup>。

恐ろしいのは、彼女をよく知らない人物にも（むしろ知らないからこそ）見た目、言動といったものから「母」か「娼婦」か、つまり「軽んじて」扱っていいのかどうかを判断されるということだ。そこに彼女の意思や意図は関係しない。そのため、女性は常に「母」として評価されるようにアピールし続ける必要がある。

私の今までの人生の印象は、“女らしさ”との闘い、……それは恐怖との闘いであった。その攻撃は日々、毎分毎秒、ありとあらゆるところから、父から母から、教師から、人間という人間が私をおそった。……“結婚”“適齢期”“恋人”“母の座”……美人コンテスト、女の裸、etc.... あらゆる名をもった存在が……一秒も無く休むことなくおそってくる。それとの不断の闘い。（全学連のリブたち [作者不明] 1971 [1992], 121)

「母」「娼婦」という女性を分断するまなざしは、男性のみが所有しているのではなく女性もまた持っている。つまり男性中心主義社会に生きる人々のまなざしなのである。それでは、そのような社会が要求する「母」らしさに沿って、「母」であり続けられればいいのかといえば、それも簡単なことではない。リブは、「母」であり続けるという要求を達成することが如何に困難であり、不可能なことであるかを説く。

母という存在——女の性の中で唯一誰からも肯定され賛美される者。しかしその存在がどのように肯定されているのかといえば、「自我を殺す」事によってのみ賛美されるのだ。イワク「子につくす母」として。（「女戦線」1970 [1992] : 110)

週刊誌のグラビア……メロドラマでお目にかかる美しく、賢く、清く、オナラなんかしたこともない、オムツのすえた匂いからも遠い……アンボも、公害も、物価高も生活の気のきいた香辛料位にしか思えない、……男の厚い胸に顔をうずめ、あとはなんにも考えずにいられるしあわせな女たち。そんな女は一体ドコニイルノカ？（「女性解放連絡会議準備会」1970 [1992] : 200)

「母」であり続けるためには、女性自身の生き方、考え方などは全く必要がない。彼女が社会で「市民権」を得ることは「夫に従順で子に優しくあらねばならない」という押しつけを受け入れることと引きかえ（「ぐるーぶ闘うおんな」1971 [1992] : 243）であった。そのうえ、ただ我慢していればよいというわけでもなく、上記引用のような“しあわせそうな姿”でいることまで要求されるのである。

このような要求は、家庭内（夫婦関係）だけでなく、労働の場でも同様に行われる。「女が職場で生きていけばあい可愛い [原文ママ] 女の子でやるか、それでなかったら普通の女とは違うんだぞ、というふうに威丈高でやるか」のどちらかであった（亜紀書房編集部 1971 [1975] : 24）。「母」であるということは、「本当の」彼女は存在しないということを意味する。彼女たちは社会から求められる女性像を

「どこにもいない女たち」(「女性解放連絡会議準備会」1970 [1992]: 200) と表現し、批判した。

### 2-3. 女性を沈黙させる装置——告発するための資格

以上、女性は曖昧な基準で分断され、勝手なイメージを付与されてきたことを説明した。それでは、このような分断が行われることで、なぜ女性の告発が困難になるのか。その答えは冒頭で述べたように、「男女平等は達成された」という前提の存在にある。

ここでいう「男女」の「女」とは、女性という性別に属する人々すべてを指すのではなく、これまで述べてきたような、「母」に分類される人、というよりも「母」像に当てはまるはずの人が想定されている。つまり、「母」に当てはまらないのであれば、平等に扱うに値しないということになり、彼女に降りかかる多くの困難や差別的扱いは当然のこと、仕方のないこととされてしまうのである。これが「当該社会の『正当な』成員」でなければ『差別』は差別者の側に罪悪感をいだかせない(江原 1985b: 84) ということである。

佐藤裕(2005)は差別を「排除行為」と定義し、『よそ者』という関係を作り出すことだと説明している(佐藤 2005: 29)。差別者が、被差別者の間にある差異を「意味のあるものとしてその場に持ち込む」ことで排除を行うのである(佐藤 2005: 58)<sup>10</sup>。佐藤のいう「意味のあるもの」として引かれる線は、男女の間ではなく「差別される女性(=「娼婦」)」と「そうでない女性(=「母」)」の間に引かれる<sup>11</sup>。リブが指摘したのはまさにこの点であり、女性があらゆる場面で分断されるということなのだ。ここまで見てきた通り、「母」「娼婦」の間に大きな隔たりはないのだが、あるように思われているのである。そうすることで差別は「対岸の火事」<sup>12</sup>となり、一部の人びとの問題へと矮小化されてしまう。

それでも、彼女たちは不当に扱われたことを「不当だ」と告発することが可能なはずである。しかし江原は告発の困難さについて次のように述べている。告発をする場合には、「その行為が共同規範にてらして不適切であることが立証されねばならず」、「立証ができぬままに他者を『告発』する者は逆に社会的な避難をこうむる」

(江原 1985b: 92)。つまり告発するという行為には、まず、彼女が告発するに値する女性かどうか(「母」かどうか)が問われ、さらになぜその行為が「不当」であるかを説明しなければならないということになる。そのとき彼女が照らされる基準は、男性中心主義社会の「常識」である。つまり、「男性」に合わせられない女性に原因があるので、それは「不当」に当たらないと判断されてしまうのである。

また告発は、「不当な扱いを受けた女性」ということを周囲に提示する行為でもある。E.Goffmanは、男性から女性に対するマナー(たとえば重い荷物を持ってあげる等)について次のように述べている。「このマナーは若くて可愛い女性には十分に適用されるが、そうでない場合<sup>13</sup>には限られた範囲でしか適用されない。その彼女たちは慎重に、そうしたルールが適用されなかったことを追及しないようにする」

(Goffman 1977: 312)。裏を返せば、それを追求することで、彼女にそのマナーが適用されなかった理由を説明されるかもしれない。このとき女性に帰責するような

説明がなされる可能性があることは、改めて述べる必要はなからう。

このような仕組みは、「男女平等は達成された」という前提がなければ成立しない。つまりこの仕組みには、「女性 (=母)」であればそのような扱いを受けるはずがないという、女性の告発を打ち消す前提が必要なのである。それゆえ 1970 年初頭、「男女平等の内実は、女にとってまことに矛盾に満ちたもの」(小沢遼子 1978: 136) であり、女性という性をネガティブなものとして捉える女性も少なくなかったのである。

物心ついて以来、私は、女である私自身が嫌いでした。女だということは、弱くて情けないつまらない生き物であることでした。美しさや正しさは男のもので、女の価値はせいぜいその男に認められることだと思い、そういう存在でしかない自分がいやでならなかった。(中野冬美 1996 : 20)

ここまで見てきたようにリブは、女性が「母」「娼婦」という家を維持する役割と、性欲を処理する役割とに分けられ、後者の方がより貶められてきたという「常識」の発見と批判から出発した。そして、「娼婦」に分類されることだけが女性を貶めるのではなく、「母」であれという要求もまた、彼女たちをさらに苦しめる要因であることを明らかにした。さらに、「母」であれば平等であるという建前があることによって、女性たちは「不当な扱い」に対して沈黙を選択せざるを得なかったのである。

### 3 節 他者評価の拒否と自己肯定

#### 3-1. 嫌なことは嫌だと言おう

ここまで、女性が告発することの困難さについて説明してきた。告発するためには、それを行うだけの十分な理由を示す必要がある。それゆえ、母親として、妻として、消費者として、という役割に依拠した運動しか認められなかった。

そこでリブは、不当さの根拠を他者に認めてもらおうとすることを拒否し、自身らのなかに不当さの根拠を見出したのである。

女たちはその感情からかけはなれたところでさまざまな行動をしいられ、伝統や因習の中におしつぶされてきた。……「ねばならない」という論理に追いつけぬまま……ひきまわされてきたのだ。女たちは今まで何とりたいことが言えず、したいことができなかつたことか。この際、私たち女はそういう借りものの論理からはなれて、私たち自身がやりたいことをやり、言いたいことを言おうではないか。(リブ FUKUOKA 1971 [1992] : 283 下線は引用者による)

他者から「良い/悪い」を評価され、振り回されてきた女性たちは、自身らにとっての「良い/悪い」で評価することを提案する。「言いたいことが言えないのは不当である、なぜなら…」と説明し、不当だと認めてもらうのではなく、「言う」ことを

選択したのであり、「言いたいことを言おう」と呼びかけたのである。リブが「徹底的に『肯定』をもって応答した」（北田暁大 2005 : 232）運動と評されるのはこうした理由からだ。

とりわけ重要なのは、「拒否すること」の肯定であった。

そうだ、だまって耐えていくことなんかない。なにも歯をくいしばって涙をポロポロこぼすことなんかない。……いやなことはいやだとはっきり言ったらいいのだ。……踏まれている足の痛さを耐えしのぶことはない。痛いっ！と叫ぼう。それでわからなかったら踏んでいる足を取り払うのだ。そうしなければいつまでたっても踏まれっぱなしだろう。（「れ・ふあむ」1971 [1992] : 69 下線は引用者による）

このように「リブが『理解』よりも『拒否』を望んだのはあまりにも強い性別意識の中で、自己の内にも他者の内にも張り巡らされている罣にとらわれることを何よりも恐れたからであろう」（江原 1985a : 111）。こうして彼女たちは、「『母、妻、献身的な女性、永遠の女性などの言葉の渦に自己限定することを拒絶すること』」から出発し、（河野信子 1967 [1992] : 84）、「男たちの偉大なる欺瞞、その欺瞞を基盤に成り立つ世界……それら一切を拒否する」（『お茶の水女子大学・大学祭パンフレット』1970 [1992] : 107）ことにしたのである。

「母」らしさという基準から外れることが許されなかった社会のなかで、女性たちが自分たちの気持ちに正直に生きるというのは、重要かつ難しいものであった。

「足の痛さを耐えしのぶ」ことが当たり前だった彼女たちに、「本当は」どう感じているのかを言葉にすることは簡単ではない<sup>14</sup>。また、リブの「具体性のなさ」（リブ FUKUOKA）1971 [1992] : 280-1）が指摘されることもしばしばあった。しかしこのとき重要であったのは、具体的な「何をしたいしたくないか」という方針や戦略を打ち出すことだけでなく、それを「してもいいしなくてもいい」という、彼女たちの抱いた感情の肯定すること、「ねばならない」という考え方を拒否することであった。筆者はこれを「肯定の論理」と呼ぶことにする。

### 3-2. 「私」からの出発——「語る」ことと自己変革

私にとってリブとは、自分以外の何者にもなりたくないという思いから出発して、それを邪魔するものに対して、何とか力を合わせて変えていこう、それは女たちみんなの共通問題だから、ということだったと思うのです。（田中美津 2000 : 83）

リブとして活動していた女性たちは、「らしさ」の沿って生きることを拒否した。このとき彼女たちが用いたのが「語る」という手段である。1章でも触れたように、近年の「若い」フェミニストが感じるリブの魅力とは、「既成の理論によらない……自らの体験を語る言葉」（渋谷晴子 2008 : 62）であった。この「言葉」は、「もつと

もプリミティブな形としては、愚痴・ぼやき・ロげんかなどの表現形態がある（高橋 1994 : 356）。女性たちは「感じ方や経験を語り合う中で……『男性優位社会が女性についてつくりあげてきた（客観的知識）と、『女性自身が持つ（経験的知識）』とのズレ』——を自分たちに共通する問題として確認してきた」のである（豊田千代子 1993 : 356）。

『リブ FUKUOKA』のメンバーは、当時のことを次のように振り返っている。

週1回の研究会は、自分のこと……仕事や職場の人間関係について、話すことから始まったように思う。話してみると自分が矛盾した願望をもったり、必要以上にコンプレックスをもっていたり、また過度にがんばっていたりする姿が浮き上がってくる。話すことによって、こだわり続けていたものからの呪縛がゆるみ、気持が軽くなるのを感じることもあった。（「リブ FUKUOKA」1985 [1992] : 290）

個々の経験を語るということは、各々の苦しさを癒すための作業に留まるものではない。高橋は、「語る」方法の特徴を4つ挙げている。①自己を参照枠として世界を見ていくこと。②自己が矛盾に満ちた存在であることを認識すること。③自己を肯定すること。④自己の痛みを語る過程は社会運動としての意味を持つようになること（高橋 1994 : 358-60）。4つ目は特に、「その語りにより傾ける他者が存在するならば、自己と他者が衝突し、なんらかの共通の尺度、すなわち社会性が生まれる可能性が存在する」（高橋 1994 : 363）として、より広範囲に向けた運動へつながっていく可能性を示唆している。その点で、コンシャスネス・レイジングという「語る」手法は、セラピーやアサーションとも異なる手法であった<sup>15</sup>。

「社会運動の発生には、通常、主体内部での社会的不満・相対的剥奪の蓄積が前提とされるため、こうした「愚痴や感情の吐露」は、「運動の形成にとって必要なもの」（高橋 1994 : 364）である。心の内を言葉にすること自体が、女性たちが運動をすすめていくための重要なプロセスだった。リブのコンシャスネス・レイジングという手法は、「斬新な『自己変革技術』（石川准 1988 : 62）として評価されている。

以上のように、女性に沈黙を強いる社会のあり方を明らかにした女性たちは、そうした社会の枠組みのなかで抵抗することを止めようと試みた。その際、告発の根拠として「私」を置き、肯定の論理を用いて自己の気持ちを語るどころから出発したのである。

### 3-3. 「女（わたし）」の問題

それでは「自己」から出発することで、どのような新しい尺度が生まれてくるのだろうか。というのも、「私が不当だと思ったから不当なのだ」と主張するだけでは、しばしば「自分さえ良ければいいのか」「自己中心的」といった批判を招いてしまう。ここで重要なのは、「私」は出発点でしかなく、運動の目的ではない。「私」だけの利益を求めるものを女性運動と呼ぶことはできない。

3章でも少し触れたが、リブは独特の表現を使用しており、その内の一つに、「女」と書いて「わたし」と読む(=「女(わたし)」)、という表現がある。これは「Personal is Political」のスローガンを一文字で表したもので、「私の問題は女性の問題」という意味を表現しているものといえる。これは、逆もまたしかりである。つまり、「女性」という性への攻撃は、個々の女性にも降りかかる問題として捉えられるということだ。

田中美津は、「誰か」に起きた出来事を、それが対岸の火事ではなく自身の身に起きていたかもしれない出来事として繰り返し言及している。たとえば田中が、連合赤軍の「永田洋子はわたしだ」と発言したことは彼女の著書にもたびたび記されている。「総括」という形でリンチ・殺人を犯した永田のことを、田中は「あたしと永田洋子のたどってきた道は、それはどこまでも交わることのない二筋の糸」(田中1983:55)といい、決して永田の行ったことを肯定はしない。しかし、「永田との違いなど、偶然でしかない」(田中1983:57)と述べ、永田が全く理解できない「異常者」ではないのだと、もしかしたら自分が「永田洋子」になっていたかもしれない可能性について言及している。

このような「自分かもしれない」という問題の捉え方は、70年代は特に「子殺し」の問題に良くみられる。田中は「子殺し女は私であり、あなただ」(リブ新宿センター1974[2009]:139)と訴えているが、これは田中だけでなく、多くの女性が「子殺しの母は自分自身のことではないか」(「斗!おんなメトロパリチェン」1972[1994]:17)、「子殺しを耳にするたびに私は、出産後に会社をやめたころの……逃げまどう羊のような自分を思い出します」(「あごら」1974b:45)と、自身が「加害者」になっていたかもしれない、なるかもしれない問題として「子殺し」のニュースを取り上げている。

ここでは、「子殺し」が、「心神喪失の状態での行為であったことは言えても、「特殊な人間」の行為とはいえない」(「あごら」1974a:14)というように、「異常な母親」による「特異」な事件<sup>16</sup>ではないのだと主張しているのであり、それは女性全体の問題であると主張しているのである。

リブが自身の身近な出来事から出発しようとしたことは既に述べたが、それは利己的な運動であったということではない。自分の身に起きたことは、他の女性も経験している/するかもしれない問題として、逆に、他の女性が経験した問題は自分の身に起こるかもしれない問題なのである。このように、個々に噴出した問題を、「女性問題」として捉えることで、それらへの取り組みは「女性運動」となり、支援/抗議/要望など様々な形態の活動へと繋がっていくのである。

#### 4節 「逸脱」を転換する試み——女性に対する非難への疑問

以上のように、「私」の問題として出来事を捉えることで、「母」ではない女性に原因がある問題としてみなされてきたこと、切り捨てられてきたことが、女性差別の問題、「私」の問題として発見されていくことになる。ここでは、「母」から排除された「逸脱者」の問題とされてきた「墮胎」と「未婚の母」に関するリブの議論

を取り上げよう。

#### 4-1. 優生保護法改正案と墮胎罪

1972年、優生保護法改正案が提出され、それに対して各地の女性たちによって反対運動が起きた。

[優生保護法]改正のポイントは現行法の「妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」という人工妊娠中絶の適応事由から「経済的理由」を削除し、かわりに「精神的健康」を加えて母体の精神または身体の健康を著しく害するおそれのあるもの、と改めたことにある。（久野綾子 1972：2 下線は引用者による）

この改正案および優生保護法そのものをめぐり、優生保護法を障がい者差別であると主張する立場からは「優生保護法撤廃」が叫ばれ、他方、「優生保護法撤廃＝中絶全面禁止」になるという立場からは今回の改正案（経済的理由の削除）の廃案が叫ばれた。しかし、改正案の提出により、「女性の中絶」という事象そのものが議論の俎上に上げられることとなり、「産む産まないは女が決める」や、「産みたい社会を」といったスローガンも現れ<sup>17</sup>、母・子を取り巻く社会のあり方を見つめ直す契機にもなった。

改正案提出という出来事は、中絶を禁ずることになる刑法「墮胎罪」の存在に女性たちの目を向けさせることにもなった<sup>18</sup>。墮胎罪への反発は、概ね以下のようなものである。「墮ろさせられて、その上墮ろさせた社会の責任まで、全部女に押しつけられるなんて！」（「リブ新宿センター」1974 [2009]：106）。「優生保護法撤廃を叫んだとたん、すべての墮す（墮させられる）女は墮胎罪にひっかかっていき、『犯罪者』の名を荷せられていく」（「紅館」1973年：3）。このように、優生保護法改正案の提出は、ほとんど知られていなかった「墮胎罪」の存在まで知られることになったのである。

「墮胎罪テッパイに向けたビラデス」……「——ホント？そんなのまだあるの？」墮胎罪撤廃に関するビラまきには、ケッコウ反応がある。だいたい、  
「まさか！」といった驚きの顔。（「リブ新宿センター」1974 [2009]：32）

さらに、「リブ新宿センター」では、「刑法『墮胎罪』が、婚姻制度を乱す男女関係に対する『みせしめ』として機能してきた」（「リブ新宿センター」1974 [2009]：108）のだと主張し、その裏付けとして『判例体系』にある「墮胎罪」の判例を挙げている。

やたら「情交関係を結び」とか「妊娠中の情婦野口某女」等の言葉がでてくる。いや、そういったことばで卑しめられる男女関係以外は出てこない……つまり、女は一般的に「産み性」として強制されてきたのではなく、「家」を存続

させるための「出産」のみを、……公認してきたのだ。（「リブ新宿センター」1974 [2009] a : 107)

彼女たちは、「墮胎罪」という刑法は、中絶自体を罪に問うているのではなく、婚姻外の妊娠を罰していると解釈している。それゆえこの法は、「母」「娼婦」という女性の分断を強化するものとして存在していると、批判するのである。

#### 4-2. 「未婚の母」差別から「働く母」差別へ

「墮胎罪」が未婚の母への見せしめだと批判されるようになる少しまえ、未婚の母差別だとして、ある事件が女性たちの関心を引いた。優生保護法改正案が提出される2年前、1970年、結婚せずに出産した女性（K子さん）が、相手男性（既婚者）に子を連れ去られ、勝手に養子に出されるという事件が起きた。女性は、裁判を申し立てるも、すべて女性側の訴えが棄却され、最終的にKさんが相手方に慰謝料を払う形で子を取り戻した（溝口ほか編1994, 198）。この事件が多く女性の関心を集めることになったのは、女性側の訴えを退けた次のような判決内容のためである。

判決の文章は「未婚の身で幼児を育てる立場にあり、勤務中は高令者（六十歳）の祖母が看護に当たる...」「幼稚園教諭の身で...」「生まれる子にとって所謂私生児という不幸な境遇になることが予想されるのに...」などとなっており、働く母、未婚の母と子に対する偏見が歴然としています。（「働く母・未婚の母差別裁判に抗議する会」1973 : 66）

第一審、第二審とも、「妻子ある男と婚姻外の関係をもって子どもを産み、勤務の都合上他人の手をかりなければ子どもの養育ができない女は母親として失格である……という判断が全体を貫いている」（「女・エロス編集委員会」1974 : 131）。彼女を支援する会のメンバーは、この判決は、当事者であるK子さん個人への攻撃であると同時に、「女性労働者、未婚で子供を産む女性への許しがたい差別判決」（Kさんと共に差別裁判と闘う会1973年4月 : 64）だとして裁判官を非難する<sup>19</sup>。「Kさんを支援する会」では、この一連の事件を「働く母」「未婚の母」に対する差別であると認識し、「『Kさんはわたしだ』というのが、リブの女たちの支援活動の基本」となった（三木草子1994 : 195）。

このようにリブの女性たちは、裁判官の発言が、Kさんだけでなく、同じ状況にある女性全体に向けられていると受け取った。これは「女（わたし）」の問題、つまり、自身らもまた差別される側にいると位置づけることで、裁判官の発言を個人に対する侮辱というだけではなく、女性差別の問題として取り上げ、非難することを可能にしたのである。

#### 4-3. 小括り

「男性中心主義社会」とは、明確な形をもつものでもなければ、「男性」対「女性」

という構図で批判できるものでもない。だからこそ、その「男性中心主義社会」ゆえに起きた出来事、「逸脱（とされているもの）」に対し、その都度意味の転換を図らなければならなかった。その際に必要であったのが肯定の論理であり、「女（わたし）」の問題という捉え方の転換であった。「普通」「常識」という尺度ではなく、「私」「女性」という尺度で物事を捉えていくことが、男性中心主義社会への抗議の手段なのであった。

## 5 節 沈黙を破ったリブ

本章では、1970年頃の日本の男性中心主義社会のなかで、女性たちがどのようにして沈黙を強いられてきたのかについて説明し、それにリブがどのように対抗したのかを明らかにした。本章冒頭の問いである、どのように沈黙を破ったのか、に答えるならば、女性たちは自身や相手の感情を肯定することによって、沈黙を破ったのである。

彼女たちは、「言いたいことを言おう」「いやなことはいやだと言おう」と呼びかけ、様々なテーマについて話し合った。そのなかで、従来女性に責任を負わされてきたような事柄が、女性の側から見れば、なぜ女性だけが責任を取らされるのか、非難されるのかという疑問・批判へとつながっていった。リブは、自分の抱える悩みや不満から出発し、「女性」全体の問題であると一般化していく。さらに、他者の問題を自身の問題として引きつけて考えることで、自分と関連する「女性」全体の問題であると捉えることを可能にしたのである。本章4節にて、そうした男性中心主義社会の「常識」のなかで女性の「逸脱」とされてきた「中絶」「未婚の母」に対する女性たちの批判、それらを「自分たちの問題」として定義していく過程を記述した。

本章でみてきたように、リブの登場した1970年は、性暴力の被害者支援や、性暴力に関する法の整備を要求するなどの活動が行われていたわけではない。しかしそれは、性暴力被害が無かったということではない。むしろ、大学闘争の活動家らの間で当時、「女を懲らしめるために、強姦したり、性暴力を加えたりすることは、日常的に行われていた」（町野美和 1996：125）し、「リブは強姦事件の被害者だとか、何か原点になる傷があった」（北山ほか 1996：207）女性が多かったと言われている。

このような状況のなかで、性暴力への二次加害に対する批判、「被害」に対する認識の違いについても疑問がもたれるようになっていた。

夜遅くなるとチカンにおそわれるかもしれないから親が心配する？……そもそもチカンが出る状況、チカン、そのものが悪いわけで……ところが世の中、チカンすら認めようとする。男はみんなチカン性があるのヨ、つまり、男ならばしかたがない、おそわれる女の方がよくないのだ、と。あんたがみだらなカッコをしてるから、女のくせして、夜遅くウロウロしてるからと。（『吾亦紅』, 1974 [1994] : 334）

相手からいわせれば合意の上で、私からいわせれば強姦された格好で、初のセックス体験をした。彼にいわせれば、“あんなのやったうちに入らない”のだが、私は出血におどろき、それがバージンの破れるときの現象であることも彼から始めて教わる始末だった。（「リブ新宿センター」1974年5月 a : 34）

以上のように、男性中心主義社会の「常識」とは異なる尺度から社会を捉え返すとき、「逸脱」は「逸脱」でなくなっていく。それは従来、被害者の落ち度として責められてきた強姦や強制わいせつの被害について問い直すことにもつながっていくのである。5章・6章では、新たに女性問題として、今後取り組んでいくこととなる、ポルノグラフィとセクシュアル・ハラスメントについて、問題化の過程を取りあげる。

---

[注]

- 1 このアンケート調査については6章にて詳しく触れる。
- 2 宮淑子(1984)『ドキュメント性暴力(レイプ)』,読売新聞大阪本社社会部(2011)『性暴力』には,多くの性暴力被害者の声が載せられている。この2冊を見れば,後者が発刊されるまでの約30年の間に,性暴力に対する認識が変化したことが分かるだろう。しかし一方では,性暴力被害者を非難するような考え方や対応が,残念なことに今もなお根強く残っていることも分かる。
- 3 他にも性暴力被害は,加害者が親類や身近な関係にある人物である場合には異なる告発し難さがある(たとえば,親族による性虐待の場合などは,他の親族から告発しないと言われるなど,加害者の方が庇われることがある)。また,本論文では詳述していないが,男性の性暴力被害者も女性とは異なる告発の困難さがある。“男性の性暴力は特定の場合(同性愛者間,刑務所など女性がいない場)だけに起こる”や,“男性が被害を受けるはずがない”などの偏見から,性被害だと認められなかったり,「男性なのに情けない」「(加害者が女性であれば)ラッキーだった」と言われたりもする(岩崎直子2001,グループウィズネス編2005)。そもそも2017年7月の法改正まで,「強姦罪」は男性被害者には適用されておらず,「強制わいせつ罪」として扱われていた。
- 4 強姦罪が「守ろうとしているのは,女性の基本的な人権ではなく社会風俗であり,……『男の所有物である女』を強姦することは,所有権者である夫または父の所有物の価値を低下させる行為である」という従来の社会規範を変えるために,性暴力という新しいカテゴリーが必要であった(伊藤2014:73)。
- 5 既存の婦人運動の主体が「母」や「女性労働者」であったのに対し,「娼婦」は「救済と矯正の対象」(江原1985:120)もしくは「侮蔑と救済の対象」(上野1993:3)であったと言われている。
- 6 当時,女性が結婚するための条件として重視されたのが「処女であること」であった。「女は男の子孫を生ませるための所有物であり,男の所有物であるが故に男は女を養う義務があり,男に占有され扶養されるが故に女は処女を守り,結婚後は貞操を守る義務があった」とされ,そのため「童貞を破られたといって慰謝料を請求することはできないが,処女の場合はその対象となる」(「ぐる一ふ闘うおんな」1972[1992]:256)
- 7 こうした考え方は,男性だけが暗黙裡に持っているようなものではなく,それを良しとするかどうかは関係なく,女性を含む社会全体が前提としている考え方であったといえる。たとえば「第20回母と女教師の会」性教育分科会にて,「いくらひらけた世の中でも,結婚するときには,男性は女性に処女を求めます」という発言に対して「反論がでなかった」こと(伊矢別子,1972,リブ史Ⅱ:280)や,「好きな男と寝て,私はいかにも初めてという態度をとった。なぜ?処女でないときらわれると思ったから」(「女解研」,1973,リブ史Ⅱ:162)

- 
- という点からもうかがい知れるだろう。
- <sup>8</sup> ジェイユシは、人がタイプに分類される際の「脱歴史化」について言及している。たとえば、人は、実際の人物像や所属団体などとは関係なく、「不良」の風貌である人々を暴走族だと分類したり、きっと窓を割ったりタバコを吸ったりするだろうと彼らの行動を推測したりする。逆に、実際になされた行為に対して、「なんで彼はあんなことをしたの？」という質問に対して、「彼はそういう人なんだ」と答えることも可能であり、このような説明は、彼からバックグラウンドや歴史を奪っているとジェイユシはいう。
- <sup>9</sup> たとえば次の話も、そうした例の一つだと言えるだろう。「野宿者の安全を守る人民パトロールにたいする警察の妨害のなかで、私服警官が次々と女たちに対して『ブス!』『公衆便所!』『おっさんにやらせてんやろ』『さわったれ!さわったれ!』との暴言をはき、指でファックサインをつく突き出す[原文ママ]などの性暴力を行った」(「全国婦人新聞」1991: 3)。
- <sup>10</sup> 佐藤はこうした排除行為は、差別者と共犯者、被差別者の三者間で行われると主張する。共犯者という第三の存在があることにより、「われわれ(差別者と共犯者)」という共同体から被差別者を排除できるのである。さらにこの第三の存在は、差別の「行為主体を『隠す』こと」になると佐藤は説明している(佐藤2005: 64)。一方、澁谷知美(2015)は、この「第三者」の存在が、セクシュアル・ハラスメントの抑止力として重要なファクターであると言及している。
- <sup>11</sup> つまり、差別者と被差別者の関係が、性別だけで考えたとき、「男性」対「女性」という場合だけでなく、「男性+女性」対「女性」という構図もありうるということだ。
- <sup>12</sup> 好井裕明(2009)は、自分は「普通の人間」で差別に関係がないという考えが、『差別者であれ被差別者であれ、差別に関わる人々は普通でない、特別な存在だ』という見方だと指摘し、これを『対岸の火事』としての差別と呼んでいる(好井2009: 6-7)。
- <sup>13</sup> Goffmanいわく、「The old and the ugly」な女性(Goffman 1977: 312)。
- <sup>14</sup> 語ることそのものが困難であったことが次のように記されている。「私たち話しあうというのに慣れてなく、自分の思ってることを言葉にできないんです。それで、会議もあんまり活発じゃなくて、沈黙の時間が多く、まだまだこれからなんです」(伊藤雅子ほか1971: 6)。
- <sup>15</sup> セラピーは一般的に治療を目的とした行為であり、アサーションは適切な自己表現の手段である。この両者よりもコンシャスネス・レイジングが優れているというわけではなく、これらは目的が異なる別個の手段である。たとえばDVやセクハラなどの被害を受けた際に、「女性はどのように不満や不快感を表現していいのか躊躇し、困惑してしまうことも多い」ため、そうした感情を表現するためにアサーションを学ぶことが有効(森川早苗2005: 90)とも言われている。
- <sup>16</sup> たとえば、1974年、「火がまだくすぶっているドラム缶に女親が赤ちゃんを投げ入れて、死なせてしまうという事件が起きた。……彼女が精神病院に入院

---

していたことがわかったとたん、……『母親が精神分裂の悲劇』『野放しの精神障害者』と報道された（『婦人民主クラブ』1974年6月28日号：3）

- 17 「政府は国家的な経済目標を推進するために（あるいはどんな理由だろうとも）個人の産む産まないの決定に口出しする権利はないと、彼女たちは主張した」（Norgen 2001=2008：117）
- 18 ヤンソン由実子いわく、この二つの刑法の関係は、「墮胎罪で基本的に中絶を禁止し、優生保護法（母体保護法）で例外を認めるという二重構造」（ヤンソン 1997：107-8）になっている。
- 19 1974年当時、K子さん事件と同様の「人身保護法による子どもの引渡請求事件の公表された判決二六件」のうち、母親側の請求が棄却されたケースは「K子さん事件の判決を加えた四件」であり、母親側が多少強引に子を連れていったケースであっても母親の勝訴となっている（『女・エロス編集委員会』1974, 129-30）。母親側が勝訴した22件には、『病気貧困醜業従事等』特段の事情や、『不倫の関係を疑わしめる』事情が見られず、さらに「実家の親や経済力」の援助が得られるという点が共通しており、これらの判決から「裁判所の秩序感覚が見えてくる」（『女・エロス編集委員会』1974：132）。

## 5章 女性差別表現としてのポルノグラフィ

### ポルノグラフィの女性問題化

ポルノグラフィも、80年代に女性たちが明確にした「敵」の一つだといえよう。日本では1980年代以降、ポルノグラフィはそれ以前の青少年に有害な表現、といった定義とは別に、女性に対する暴力であるとする定義が登場した。それ以降、ポルノグラフィをめぐる議論は、異なる場所、時代で起き、そして異なる立場の人々はその議論に参加してきた。本章ではポルノグラフィが「女性差別の問題」として定義されていく過程を記述していく。

#### 1節 フェミニズムによる反ポルノグラフィの取り組み

##### 1-1. フェミニズムによるポルノグラフィの定義

ポルノグラフィとは、性表現全般を指すような場合からある特定の性的な表現のみを、つまり「わいせつ表現」や「女性に対する暴力表現」を指す場合がある<sup>1</sup>。中里見博は、ポルノグラフィの説明には、「性的に露骨で、かつ淫らで反道徳的な表現物（＝いわゆる「わいせつ」表現）」と、フェミニズムが導入した「性的に露骨で、かつ女性を従属的・差別的・見世物的に描き、現に女性に被害を与えている表現物」とがあると説明している（中里見 2007：18）。

「比較的最近の使用法」（赤川学 1995-10）である後者のフェミニズム的な定義は、フェミニストによる反ポルノグラフィ運動のなかで獲得されていった。この運動の起点には、1970年代のアメリカにおける、キャサリン・マッキノン、アンドレア・ドウォーキンらによる活動が挙げられる。彼女たちによれば、ポルノグラフィは女性の問題であるにもかかわらず、従来の「わいせつ法においては……ポルノグラフィの被害者は、正しくはだれなのかということは、長い間、謎に包まれたままであった」（Mackinnon 1987=1993：450-1）。そしてマッキノンらは、「ポルノグラフィは、性別にもとづく搾取と従属の制度的行為（practice）であり、女性に差別的に被害を与える」（Mackinnon and Dworkin 1988=2002：43-4）もの<sup>2</sup>だと批判し、反ポルノグラフィ公民権法と称した条例の制定を要求した。この「反ポルノ法」に対してはフェミニズムの間でも、主に規制の部分に関して、賛否両論はあるものの<sup>3</sup>、彼女たちの主張はポルノグラフィ批判に対して新しい風を吹き込んだ（ポルノ被害と性暴力を考える会 2010）。

日本でもポルノグラフィをめぐるのは多様な視点から議論が行われてきた。根村直美は「1990年代より法学者、フェミニスト、社会学者などによる研究が盛んにな」った（根村 2001：124）と述べている。しかし、1990年代の初めにはすでに、フェミニズムによるポルノグラフィの定義は定着していたといえる。というのも、

1990年ごろに起きる「有害図書規制」をめぐる動きのなかでは、規制を要求する側の論拠として、「女性の人権を侵害するものとしてポルノを把えるフェミニズムの視点が明らかに採用されている」（赤川 1992：25）<sup>4</sup>。このような「有害図書」規制派の動きによって、フェミニズムによる反ポルノグラフィ運動が、「男性中心の送り手集団や法律家たちによる『表現の自由』論議の前に、勢いが削がれたことは否めない」（井上輝子 1995：17）ともいわれている<sup>5</sup>。しかしながらこのことは、ポルノグラフィが女性差別の問題として問題化するのに「失敗」したということの意味しない。むしろ規制派が、フェミニズムの定義を利用できる程度には、フェミニズムの主張は定着していたのである。

## 1.2. ミニコミタイトルに見るポルノグラフィへの取組み

### ——1980年代の反ポルノグラフィ運動

日本の女性たちによる反ポルノグラフィへの取組みは、1980年代から盛り上がりを見せた。次の図1は、3章で用いたミニコミのタイトルコーパスから、タイトルのなかに「ポルノ」の語が使用されているもの（以降「ポルノ」記事と呼ぶ）と、記事を掲載しているミニコミ数を抽出したものである。

「ポルノ」という言葉が日本で認知・定着したのは1970年から1971年にかけてのことだとされる<sup>6</sup>（藤木 TDC 2009）が、今回分析したミニコミのなかでも「ポルノ」への言及が始まるのがそのころからである。図1を見ると、70年代から「ポルノ」記事が登場、80年代後半になると記事の数は急増し、以降減少する<sup>7</sup>形をとっている。これをみるかぎり、1980年代から1990年代にかけて女性たちによる反ポルノグラフィ運動が精力的に行われてきたことが窺える。

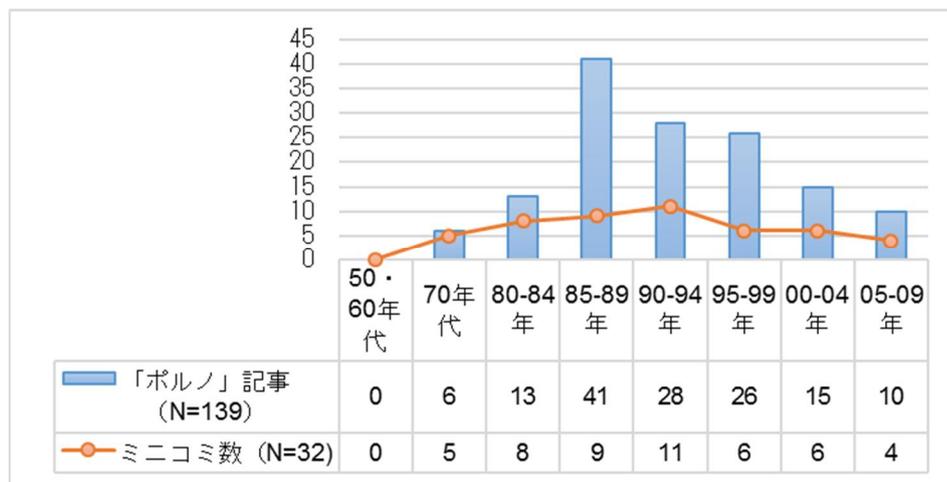


図1 「ポルノ」を含むタイトル数と掲載ミニコミ数の推移

70年代から2009年の間で「ポルノ」記事を掲載していたミニコミは32誌、それぞれの期間で約5-10誌が「ポルノ」に言及していた。特に、80年代後半の41本の「ポルノ」記事の内20本が、1章でも言及した「行動する会」によるものであった。

行動する会は、「1975年、国際婦人年に結成。あらゆる性差別を行動を通して解消することを目的に、労働、法律、教育など、さまざまな分野で活動」した団体である（行動する女たちの会 1990）。「80年代後半から『行動する女たちの会』を中心にして、ポルノにおける性差別・性暴力・性のモノ化を批判してきた」（赤川 1992: 25）と言われているように、彼女たちは、「ポルノグラフィの問題性を考える集会を開催したり、性差別的な性表現を送り出した企業に抗議活動をおこなったり、アンチポルノステッカーを制作したりするなど、活発な活動を展開した」（守如子 2010: 8）。ほかにも、彼女たちの反ポルノグラフィへの取り組みをまとめた『ポルノ・ウォッチング』（1991年）を出版するなど、行動する会のポルノグラフィへの関心の高さが窺える。こうした活動が功を奏して、日本でも「表現に関して多少ジェンダー・センシティブにはなってきている」（金井淑子 1997: 99）と評価される。そこで本章では、ポルノグラフィの女性問題化に寄与したグループとして、行動する会の活動を中心に取り上げる。

後でみるように、行動する会の反ポルノグラフィ運動の特徴は、彼女たちがポルノグラフィを成人向けコンテンツに限定していたわけではなかったという点にある。行動する会の主張を、紙谷雅子は次のようにまとめている。

[行動する会が] 問題としているのは、いやらしいとか、悪質といわれるような性器や性行為の描写ではなく、現代の「女性の身体をモノのごとく宣伝の手段に使う」という風潮であり、…… [この] 風潮が女性に対して社会において居心地悪い思いをさせ、肉体以外の存在としては評価されていないという心理的暴力となっており、そのように表現された「ポルノには女性に対するあらゆる差別が凝固している」という考えである。（紙谷：36-7 □ の補足，下線は引用者による）

紙谷がまとめているように、行動する会は露骨な性描写のみを批判したわけではなく、「女性の身体をモノのごとく」用いた広告などへ抗議してきた。こうした抗議の裏には、深夜番組だけでなくドラマやバラエティ番組にも、60年代後半の「ハレンチブーム」の影響が及び（藤木 TDC 2014: 97）、「過激な描写」が当たり前となっていたという社会的背景もあるだろう。

そうしたなかにあつては、ポルノグラフィを青少年の問題から女性差別の問題へと転換していくことは一朝一夕ではいかなかったはずだ。「当たり前」となっていた差別的な描写に対して、女性たちはどのように抗議していったのか。本章では、この抗議の過程をたどることで、1980年代の反ポルノグラフィ運動の功績を明らかにするとともに、ウーマン・リブの残した「女（わたし）の問題」という思想を、行動する会がどう引き継いでいたかを検討したい。

5章の構成は以下の通りである。まず2節にて本章の分析対象とする「行動する会」のポルノグラフィへの取り組みについて概説する。続く2節では、フェミニズム的用法が登場する1980年代前半まで、ポルノグラフィがどのような問題として扱われてきたのか、その変遷をたどる。3節では、反ポルノグラフィ運動の事例とし

て、行動する会の行ったスポーツ新聞への抗議と、販促用ポスターへの抗議の二つを取り上げ、どのような主張が展開されたのかを確認し、4節では90年代初めの有害図書規制の議論とフェミニズムの議論について述べる。最後に、80年代を通して行われた反ポルノグラフィ運動と70年代のリブとのつながりについて考察を加えたい。

## 2節 「青少年・表現の規制の問題」から「女性に対する暴力」へ

ここでは1980年代前半までに「ポルノグラフィ」が、猥褻なものという視点ではなく女性差別、女性に対する暴力という視点で取り上げられるようになる経緯を記述する。

### 2-1. 青少年の問題としてのポルノグラフィ（エログロから「ポルノ」へ）

従来、「日常言語においても法律学的な分野においても、ポルノグラフィという概念は『猥褻（表現）』という概念とほぼ同じものと考えられ……『猥褻＝ポルノグラフィがなにものか（社会、青年、女性など）に対して有害な影響を与える』と」されてきた（赤川 1995-15-6）。今回分析したミニコミのなかでも、1970年ごろまでは、そうした「猥褻なもの」は青少年の問題として言及されている。ポルノグラフィという語が普及するより前の1950年、「婦人民主新聞」には、「エログロ雑誌の取締り陳情（1950/5-17）」「エロ本追放に県条例（1950/7/15）」という2つの記事が掲載されている。両記事には「母親」や「婦人会」が「エロ本」を青少年に有害なものと考え、規制を訴えたと書かれている<sup>8</sup>。

その後1970年代も、青少年への影響が叫ばれ、規制も止む無しだとする声が上がっている。たとえば「売春問題とりくむ会」（1973）の「ポルノ解禁70%が反対—総理府の調査より」という記事には、総理府が行った「全国の成人男女三千人を対象に、風俗、性、売春等七項目について」の調査を取り上げ、その調査内でテレビや雑誌等の「性表現」について「好ましくない」と感じている割合が四五%であること、「ポルノ解禁の声も一部にはあるが、賛成は僅か一六%だけ」であることが紹介され、「悪質なものは摘発や、廃止への運動が必要であろう」と締めくくられている。また、「全国婦人新聞社」（1976）にも、「『夜中に青少年がパジャマ姿でコッソリ自動販売機からポルノ雑誌を買っている』」という問題提起から始まり、自販機の撤去を要求した経緯などが書かれている<sup>9</sup>。

このように青少年への影響が懸念され、規制が要求されてきたポルノグラフィであるが、1970年代から国家権力による規制反対派の女性たちも登場する。これは、1972年1月に「日活ロマンポルノが警視庁の摘発を受け」た（藤木 2003-35）ことの影響が大きい。たとえば次の引用は、ポルノグラフィを国家が規制することには反対であると明言している箇所である。

「ポルノ」をはやらせているのは独占資本＝国家権力とその手先……同じ連中が、「ポルノ」を「ワイセツ」だといってとりしめる何の権利も根拠もありま

せん。かれらの介入も絶対反対です。（「日本婦人団体連合会」1972：34）

私は国家権力によるいかなる検閲にも反対だ。……ポルノグラフィでも、エロでもグロでも自由に頒布・販売、もしくは公然と陳列されるべきだ。なぜなら、抑圧されればされるほど、ひとびとの欲望はますます大きくなるばかりで、むしろ完全に逆効果なのだから。（「フェミニスト」1978a：66）

両者とも「日活ロマンポルノ裁判」に言及し、国家権力が表現を規制するという動きを批判している。しかしながらここで特筆すべきは、ポルノグラフィの規制に反対だと明言しつつも、そこに描かれている性表現そのものには否定的な見方を示している点だ。

いま汨らんしている「ポルノ」映画は、けっして性をまともにとりあげ、考えようとしているものではありません。金になるなら、性でもなんでも大量生産、……性の商品化をおしすすめ、同時に性と人間の社会についてのあやまった考えと退廃的なムードをひろめようとしています。（「日本婦人団体連合会」：34）

ポルノグラフィは、現実に存在する女と男の歪んだ関係……を誇張しているだけで……崇高なエロスの香りが漂っているわけでもない。……国家権力が真になげかねばならぬことは……女を家事、育児、性の奴隷におとしめている日本文化のあり様が、そのままポルノのなかにも反映されており、そのことが人間の尊厳からいって、実に恥ずべき卑猥きわまりないということであろう。（「フェミニスト」1978a：68）

両者ともポルノグラフィに描かれている内容は、現実社会の性差別を反映したものであるとして批判的に捉えている。ポルノグラフィへの批判が、青少年に有害なものという視点ではなく、性差別だとする視点から行われていることは強調してよいだろう。この「金になるなら、性でも何でも大量生産」や、「現実に存在する女と男の歪んだ関係」を映しているという批判は、その後現在まで続く反ポルノグラフィ運動においてもなされ続けている主張である。

しかしこの時点では、ポルノグラフィが現実の女性を傷つけるものだとする視点はみられない。たとえば「フェミニスト」（1978a）では、ポルノグラフィが性差別を反映した表現だと指摘しながらも、それが「性犯罪を引き起こすものではない」と明言している。ポルノグラフィが「実際に」女性を傷つけるものだと主張され始めるのは1980年に入ってからのことであった。

## 2-2. 「ポルノグラフィは女性に対する暴力である」という定義の導入

—LFセンターのスライド報告（1980年代前半）

「ポルノグラフィは女性に対する暴力である」というフェミニズム的な用法を導

入したのは、『レズビアン・フェミニズムセンター (LF センター)』というグループによる「ポルノグラフィは女への暴力である」というタイトルのスライド報告であった (スライドの内容例は図 2)。

この報告は「東京をはじめ全国各地で開かれ、すさまじい衝撃とともに話題となった (久野綾子) 1981 : 36) <sup>10</sup>。このスライドは、「WAVPM (women against violence in porno & media ポルノグラフィとマスメディアにおける暴力に反対する女たち) のスライドをもとに」<sup>11</sup>作られたもの (「LF センター」1981 年 5 月 : 5) であり、「50 枚のスライドは、ポルノ雑誌やマンガ、レコードジャケット、ファッション雑誌、広告、ポルノ映画などから拾い集められてきたさまざまな形の女性に対する暴力を映し出」していた (「行動する会」1987 年 2 月 : 3)。「フィルムの中には裸にされ逆さ吊りにされた女、挽き肉にされた女、スパゲティの中の女等があった」 (「名古屋婦人民新聞を読む会」1981 [1995] : 89)。このスライドは貸出し可能で、各団体に上映会を行っている。1987 年には、行動する会もこのスライドの上映会を行っている。複数のミニコミで、このスライドをみた感想が掲載されていることから、このテーマ・スライドに対して女性たちの関心が低くなかったことが窺える。

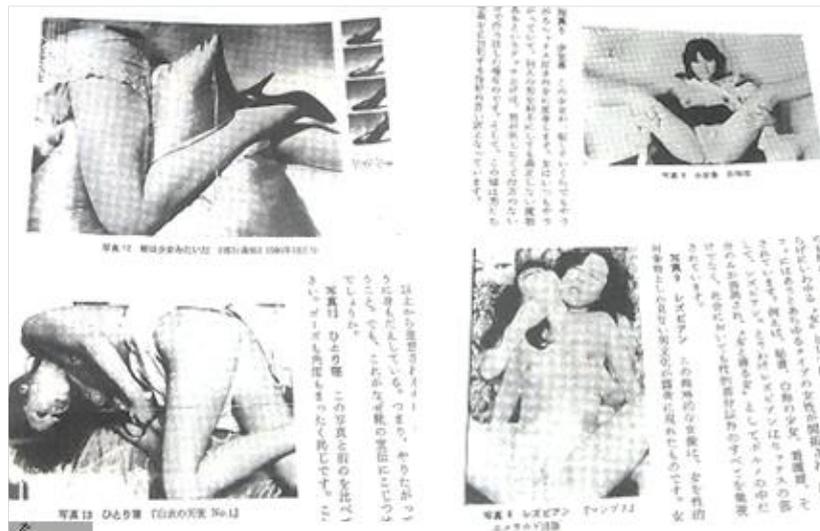


図 2 報告されたスライド一例 (出典 : 「LF センター」1981 年 5 月 : 11, 13)

LF センターによれば、ポルノグラフィは「女が乱暴されたり、殺されたりする暴力的で一方的なもの」であり、「エロティック」とは異なるものと定義される。さらに彼女たちは、ポルノグラフィが現実の歪んだ関係を映したものというだけではなく、そうした歪んだ関係をつくりだすものだとして位置づけている。

私たちは、ポルノグラフィによる悪質な女のイメージ作りが女の人間としての尊厳を傷つけるものであり、女の社会的、経済的、政治的、文化的能力の開発を妨げるものであると強く感じています。……ポルノグラフィのイメージは女への肉体的、心理的暴力です。性的支配であり、侮辱であり、女の物質化で

す。（「LFセンター」1981年5月：5 下線は引用者による）

ここで初めてポルノグラフィは「青少年へ害のあるもの」から「女性を傷つけるもの」へと意味を変えていく。ではどうやってポルノグラフィが女性を傷つけるのか。女性を傷つける「ポルノグラフィのイメージ」とはどのようなものか。この報告で紹介されているスライドは、①女性が縛られる・切られるなどの苛酷的な描写、②女性が強姦される描写、③女性の身体の一部（太ももや胸、股など）のみをアップで使用した描写、の3つに大別できる（しばしば、①、②は女性がそれを喜んで受け入れるように描かれる）。彼女たちは、性行為や性的な描写自体を批判しているのではない。上記3つのように女性を描くことによって、人々に次のような影響を与えるとして、問題視しているのだ。

- ①セックス抜きに痛めつけと侮辱、男たちがセックスよりも、女たちを支配したり凌辱するという発想に興奮することがここでも明らかです。
- ②強姦はポルノにつきものです。……[心理学者は] こういったものを見た男たちは強姦が犠牲者にとって深刻でも苦痛でもないと思ひこみ、そして信じられないほど現実離れたイメージを持つようになっていきます。
- ③それほど露骨でなくても、女を一人の人間としてではなく一つの物体にすることによって、女への暴力を手助けしています。……女は性器としてしか表現されていません。（「LFセンター」1981年5月 [筆者による要約]）

LFセンターは、ポルノグラフィが女性へのイメージを歪めるために、結果的に現実の女性差別が助長されると訴えている。つまり、ポルノグラフィは“害のないただの絵・映像”ではなく、現実社会の女性差別の道具であると、LFセンターは定義したのである。そして、彼女たちのこうした主張や、スライド報告は、それを見た女性たちにも大きな衝撃を与えた。「婦人民主クラブ」（1980年）には、スライド上映後の様子について次のように記してある。

スライドが終って室内が明るくなると居合わせた女たちからタメ息がもれた。わが身が縛られ、リンチされる錯覚にふっと陥ったりもした。……告発は鋭く、女たちの共感を抱かせるには十分だった。（「婦人民主クラブ」1980年11月14日号：1）

LFセンターの告発は、男性にとってはファンタジーであるポルノグラフィが、女性から見れば現実の性被害を描写したものだということを、さらに自身らがそこに描かれているような被害を受ける側にいるということを、女性たちに気づかせたのだ。ウーマン・リブの言葉を借りるならば、LFセンターの告発がポルノグラフィを「女（わたし）の問題」へと引きつける役割を果たしたのである。

さらに、彼女たちの告発が果たしたもう一つの役割は、ポルノグラフィを「ポルノグラフィ的表現」にまで拡張した点にある。彼女たちは次のように言う。「ポルノ的

イメージはポルノ雑誌に始まり、マンガ、レコード、ファッション雑誌などあらゆる所にあり、ひじょうに露骨な暴力から女の物質化という微妙な暴力にまで及んでいる（「LFセンター」1981年5月：6 下線は引用者による）。すでに述べたように、LFセンターのスライドでは、「エロ本」のような成人向けコンテンツ以外にも「レコードジャケット、ファッション雑誌」のような誰でも手に取ることができるようなものまで取り上げていた。すなわちこのスライドが問題としているのは、成人向けコンテンツなのではなく、そこで用いられるような描写の仕方であり、それが社会の細部に浸透していることなのである。LFセンターは、上述した3つのイメージ（①苛酷な描写、②強姦される描写、③身体の一部を使用する描写）を使用したような描写が、社会の至る所で用いられていることを指摘した。

そうしたポルノグラフィ的表現は、1980年に入り突如現れたのではなかった。「日頃、見ている物の中に女性蔑視が根ざしているのに、ようやく、気づいた、という感じがした」、「これまでも車内広告を見てばく然とは気が付いていて腹は立っていたが、その理由がはっきりわかって、ますます腹が立ってきた」（「鈴木・三木」1981：3 下線は引用者による）という、スライドを見た2名の感想から次のことが言える。女性たちは、特定の絵・映像を批判しているのではない。彼女たちは日々目にしているさまざまな表現のなかに、女性差別が潜んでいたことを「発見」したのである。LFセンターの告発は、男性中心主義社会に潜んでいた目に見えない「女性差別」を、「ポルノグラフィ」として可視化させ、女性たちに「問題」として提示したのである。

以上、LFセンターのスライド報告の意義をまとめると次の二つになる。一つ、ポルノグラフィを青少年の問題から女性の問題へと転換したこと、二つ、ポルノグラフィとして批判される対象の範囲を成人向けコンテンツ以外にまで拡張したこと、である。LFセンターは、「ポルノについては今まで賛否両論がありました、その中で女の主権はあったでしょうか……女にとってポルノはいったい何でしょう」（「LFセンター」1982年9月：5）と問うことで、ポルノグラフィやポルノグラフィ的表現を、女性たちが取り組むべき課題であると示したのだ。

### 2-3. 性表現への抗議——アニメ「まいっちゃんぐマチコ先生」への抗議

LFセンターはその後、反ポルノグラフィへの抗議を中心とした活動ではなく、性暴力被害者支援を中心に活動していく<sup>12</sup>。80年代前半のポルノグラフィ的表現への抗議は、LFセンターのスライド報告だけでない。ここでは、80年代後半の行動する会の反ポルノグラフィ運動へとつながるものとして、「まいっちゃんぐマチコ先生（以下、「マチコ先生」とする）」というアニメへの抗議活動を取り上げたい。

行動する会は1975年の結成時から、性差別を助長するような教科書やメディアの表現（コマーシャル・テレビドラマ等）に抗議してきた。たとえば「私つくる人僕食べる人」のフレーズで有名なコマーシャルへの抗議活動などが挙げられる。今回取り上げる「マチコ先生」への抗議が行われる直前にも、ポスターや歌詞に描かれる「旧態依然としたイメージ」や「男女の役割分業」に対して批判を行っている。

清掃局ポスター「すてないで」は、男にすぎる「女」捨てられる「女」という旧態依然としたイメージを……キャンペーンに利用している点、まことに許しがたいものです。（「行動する会」1981年9月号a：8）

夫のため……ロマンチックだなんて思いながら家事をやっている人はおよそいないはず……男女の役割分業を「ねばならぬ」ではなくて「それが女の幸せよ」と耳ざわりよくささやきかける。（行動する会1981年9月号b：8）

この二つは、4章でみたような「母」に当てはまる女性像を強めるようなイメージへの批判といえる。両者とも女性差別的な表現ではあるが、「マチコ先生」への抗議には明らかにこれらとは異なる視点が加わっていた。

「マチコ先生」とは1981年10月から1983年10月にかけてテレビ東京系列で放送された子供向けテレビアニメ<sup>13</sup>であるが、「毎回のストーリーの中で、男子生徒からマチコ先生へのポイントタッチ、スカートめくりが、くり返される」、「幼児、子供のポルノ入門版」（「まいっちゃんぐマチコ先生に抗議する会」1982 [1995] b：110-1）だとして、放送の中止が複数のグループから要請されていた<sup>14</sup>。行動する会も、同アニメに対して放映中止を要請したり、そのための署名を集めるなどの抗議活動を行っている。

メディアに描かれる女性差別という点では、上記のポスターへの抗議と同種のものだが、「マチコ先生」への抗議には、性的な対象として女性が扱われていることへの批判が明言されている。

はっきり怒りを感じたのは……露骨に性差別が描かれていたからです。女子合宿にもぐりこもうとする男子生徒、男の教師が夢想するのは……女子のシャワー室をのぞき女の子達の裸を悠々と見る……マチコ先生のパンティを見たい……ただそれだけ（「行動する会」1982年4月号b：11 傍点は原文ママ）

マチコ先生が生徒にスカートをめくられ、胸をさわられ、裸にされても、“イヤ”といえず、“イヤ〜”と媚び、……“女はさわられることを拒まない、むしろ喜ぶ”という性差別、強姦許容思想に私達は怒りを感じるのです。（「行動する会」1982年7・8月号：1）

これは、セクシーな女性が批判されているのではない。女性の教員や生徒が常に、男性の教員や生徒から性的な対象としてしか扱われていないという点が批判されているのである。そしてそのような描き方は性差別であると明記している。

「マチコ先生」は、決して女性への苛虐シーンが多いアニメではない。ジャンルとしてはコメディである。ここでの確認しておきたいのは、「マチコ先生」もまた、男性にとって都合のいい女性像を描いているという点だ。4章で筆者は、女性に課せられてきた「母」「娼婦」の役割について言及し、その際、社会のなかで「母」であることが良しとされてきたと述べた。行動する会はこれまで、どちらかといえ

「母」へ押し込めるようなメディアの表現に対して抗議を行ってきた。しかし女性を「旧態依然としたイメージ」に押し込めようとするだけで女性差別なのではない。「イヤーンと媚びる」ようなイメージに押し込めること、つまり、男性に都合のよい女性像を作り上げることこそが女性差別なのである。「マチコ先生」への抗議のなかで、性的な対象として女性を扱うということも性差別なのだという主張が、行動する会のなかでも明確になっていったのである。

その後、行動する会は1982年3月29日にアニメの制作担当者の男性との話し合いの場を設け、このアニメが「白紙状態の子どもたちに、大人の歪んだ性意識・性文化を植えつける」（『行動する会』1982年4月号a:10）と抗議しているが<sup>15</sup>、1983年までアニメの放送は続いている。筆者は、ここでは抗議の成否というよりもむしろ、女性を性的に扱うということへの抗議が行われたこと自体が重要であったと評価したい。

以上のとおり2節では、ポルノグラフィが青少年の問題から女性差別の問題として定義される過程を記述した。1980年代前半、ポルノグラフィ的な表現が社会に蔓延していること、女性を性的な対象としてしか見なさないこともまた性差別であることが、LFセンターのスライド報告や「マチコ先生」への抗議を通して広まっていった。ポルノグラフィやポルノグラフィ的表現を女性差別として、そして女性差別を助長するものとして位置付けたことにより、不可視化されてきた男性中心主義社会における女性差別の姿が見えてきたといえる。3節ではこうした問題提起を受けて、80年代後半に興隆した反ポルノグラフィ運動を記述する。

### 3節 行動する会の反ポルノグラフィ運動——ポルノ文化への抗議

80年代前半のLFセンターの告発以降、ポルノグラフィが女性の問題として認識されるようになった。その過程で、成人向けコンテンツが問題なのではなく、ポルノグラフィ的表現が社会の至る所で用いられていることや、それが全く問題にされていない社会のあり方が問題なのだと叫ばれてきた。80年代後半、行動する会もまた、成人向けコンテンツへの抗議というよりもむしろそうした日常におけるポルノグラフィ表現への抗議を行っていく。

本節では、行動する会の行ったそうした抗議のうち、スポーツ新聞への抗議と、ウィスキーのポスターへの抗議について取り上げる。この二つの事例を取り上げるのは、メディアや他の団体からも大きな注目を集めたことに加え、新聞と広告という媒体は異なりつつも同じ「ポルノグラフィ的表現への抗議」であるにもかかわらず、両者の抗議に対する世間の反応は異なっていたからである。

#### 3-1. 公共の場に現れるポルノ——スポーツ新聞への抗議

行動する会の反ポルノグラフィ運動は、「ポルノ」の現状を知るところから出発する。1987年から1988年にかけて、行動する会はポルノグラフィに関するシンポジウムを3回開催しており、それぞれ開催の意図を次のようにまとめている。

第1回目は、まずポルノ氾濫状況を認識し、怒りの声をあげ、2回目にはこんな状況が作られている社会的構造と、なぜそれが許されているのかまで探りました。今回の第3回シンポジウムでは、「ポルノというのは性差別、人権侵害である」と怒りの声を上げることこそ私たちの正当な権利なんだという主張をテーマにしました。（「行動する会」1988年4月号：2）

行動する会は、ポルノグラフィへの怒り・抗議が決して「言いがかり」の類のものではなく、性差別に対する正当な告発であることを、再三にわたって主張してきた。そして、その第1回目にあたるシンポジウムで取り上げられたのが、スポーツ新聞の「ピンクページ」であった<sup>16</sup>。シンポジウムは、1987年1月、「ラッシュアワーはポルノアワー!？」と題し、「日常化したポルノグラフィに対してNOの声を上げ」るために開催された（「行動する会」1987年2月号a：1）。このシンポジウムにはマスコミ関係者なども含め約80名が参加しており、さらには翌日以降新聞等のメディアでも記事にされていることから、グループの外部からも注目されていたといえるだろう。シンポジウムは、「差別広告やCMに個別に抗議するだけでなく、このポルノ文化総体をまな板にのせて斬ってみる必要がないだろうか」という問いから始まり、「日常目にふれやすいメディア（特にスポーツ紙）の中のポルノグラフィに焦点をあて」ている<sup>17</sup>（「行動する会」1987年2月号a：1（）内は原文ママ）。

さらに、このシンポジウムがマスメディアからの注目を集めた一因として、スポーツ新聞へ抗議したことが挙げられる。彼女たちは関東圏で売られているスポーツ新聞7紙を取り上げ、「ヌード写真、ビデオと風俗営業の店の紹介、エロ小説、エロ漫画」で構成される「ピンクページ」を批判した。この批判の特徴は、その描写の酷さ・過激さゆえに批判されているのではないという点だ。彼女たちは、「スポーツ紙のポルノ度が他と比べて特にひどいわけではないが、通勤電車でひろげられる面積と、それが鼻先につきつけられるという点を問題にしたい」（「行動する会」1987年2月号：2-3）と、描写内容以上に、公共の場で「ピンクページ」が広げられているという現状を指摘、批判している。

満員電車という公共の場で、男たちは大股びらきの女の写真を平気でひろげる。「これはあたしたちのエロスじゃないよ。こんなのを鼻先につきつけられて女たちは不愉快だよ。憤慨しているんだよ」という当然の女たちの異議申し立てを男たちにつきつけていこう。（「行動する会」1987年2月号：1 下線は引用者による）

このとき行動する会は、『「電車の中の痴的なあなた賞』と称し、エログロススポーツ紙ワースト3を発表」している（「行動する会」1987年2月号：2-3）。このシンポジウムは新聞記事でも取り上げられ、3-3で詳しく述べるが、朝日新聞の声欄には行動する会の主張に対する賛否両論が寄せられている。このシンポジウムへの関心が小さくなかったこともあってか、シンポジウムから半年も経たないうちに、取

り上げた7紙中3紙が裏面（外側のページ）から内側のページに「ピンクページ」を移動することになった。

### 3-2. ポルノ的な表現への抗議—広告への抗議

スポーツ新聞のピンクページへの抗議から始まり、87年から89年にかけて行動する会は反ポルノグラフィ運動として、流行歌の歌詞<sup>18</sup>、保険会社が無料配布するカレンダー、販促用ポスター<sup>19</sup>などへも抗議を行った。そのなかでも、別の女性団体やメディアの反響が大きかったのが、ウイスキーの商業フィルム（以下わかりやすくCMとする）への抗議である。図3-1はそのウイスキーの販促用ポスター、図3-2はポスターが貼られた電車内の様子である。



図3-1 ウイスキー販促用ポスター（出典 行動する女たちの会編1990：16）



図3-2 電車内に貼られている様子（出典 行動する女たちの会編1990：9）

このポスターは、同時期に放送されていたテレビ CM が重要な役割を担っていた。以下の引用は、その CM の内容を説明したものである。

舞台は西部だ。グラスを手に一人立ちすくむ女のまわりを馬に乗った男たちが取り囲み、執拗にからかう。奇声を上げて馬を駆る男たち。女の帽子が奪われ、銃声がとどろく。女にとって恐怖以外の何物でもない。典型的な性的いやがらせのシーン。（「行動する会」1989年9月号：1）

そしてこの CM の続きとして図 3-1 のポスターがある。行動する会は CM の内容を受け、ポスターの印象を次のように述べる。

地面に横たわる金髪の女、ボタンの外れた胸からは下着がのぞき、大量の泥がかけてられて……汚れた顔からこちらを見つめるうつろな目……「犯られた女、レイプされた女」—ポスターには何の説明もないが、受けた印象はそれだった。（「行動する会」1989年9月号 a：1）

一見すると、女性が横たわっているだけの写真のようにみえる図 3-1 のポスターであるが、テレビ CM の女性を取り囲む描写と合わせることで「泥をかぶって横たわる女性」は、「レイプ後」を連想させるものとなる。事実、行動する会が制作会社に問い合わせた際には、担当者から「まあ、ヘンな見方をすればヘンに見えるでしょうけどね」といわれたという（行動する会 1989年9月号 a：1）。「女への性的暴力を広告に使う……[それを]視聴者に自然に想起させ……『受け取りかたは見る人それぞれですよ』と」いうのは、「きわめて悪質な広告だと考えざるを得ない」（「行動する会」1989年9月号 a：1 傍点は原文ママ、□内は筆者による）と批判している。

そして、制作者側と 1989年7月27日に話し合いを行うこととなる<sup>20</sup>。結果として、3億円をかけた広告は同月29日、すべて撤去、放送中止することが決まった。企業の対応の早さ、抗議側の主張が通ったことなどから、この抗議は週刊誌等でも大きく取り上げられた。また以下で述べるように、他の団体でもこの抗議は物議を醸すこととなった。

### 3-3. 「ポルノグラフィ」とは何か—2つの抗議に対する反応

スポーツ新聞、ウィスキーへの広告、どちらの抗議に対しても賛否の分かれる反応がみられたが、両者に対する反論の中身は少々異なるものであった。

スポーツ新聞を取り上げたシンポジウムを記事にした朝日新聞の読者投稿欄（「声欄」）には、次のような賛否両方の意見が寄せられている。反対派は、「ヌードのどこが不潔なのだろう。女性の人権をどう侵害しているというのだろう。ワイセツのどこが邪悪なのだろう（朝日新聞 1987/2/9）」、「男女の性欲の仕組みが違う以上、ある程度仕方がないと思います。……性は人間にとって本質的なもの……嫌ポ

ルノは男性の人権の侵害です」(朝日新聞 1987/2/21)。このような「性的なもの」を肯定する意見に対し、行動する会メンバーからも声欄に意見を投稿している。「私たちは権力によるポルノグラフィの規制を求めているのではないし、ヌードが直ちにポルノだなどと主張しているのではない」、自分たちは暴力を扱った「ポルノは男性優位社会において性差別を助長するもの」(朝日新聞 1987/2/21)であるから批判しているのだと、会の主張を述べている。

ここで行動する会になされている批判は、性的な表現を肯定するか否か(猥褻か芸術か)という水準で行われており、批判者は、行動する会が「性表現全般」を否定している立場にあると思っている。これとは異なる反応が示されたのが、ウィスキーの広告への抗議に対してであった。

スポーツ新聞のピンクページへの抗議へは、「性表現」の是非を問うような批判、つまり性表現は悪ではないという反論がなされた。一方、ウィスキーの広告への抗議に対しては、“そもそもこれらの広告はポルノグラフィなのか”と、その内容が検討の対象とされたのである。たとえば、この抗議から少し時間は経過しているが「コマーシャルの中の男女粹割を問い直す会」の会報では「“ポルノ・ポスター”論争」と題し、広告への抗議に対する「女二十六人、男三人」の意見を掲載している(「コマーシャルの中の男女役割を問い直す会会報」1991年7月号:82)。ウィスキーの広告は「レイプを連想させます」という賛成から「日光浴をしているとしか思えないので、考え過ぎではないか」という反対まで、両者の意見を載せている<sup>21</sup>(「コマーシャルの中の男女役割を問い直す会」1991年7月号:82)。

スポーツ新聞もウィスキーの広告も、両者とも公的な場に現れるポルノグラフィへの抗議ではあったが、前者は「ポルノ(=性的なもの)は悪なのか」という議論が起きたのに対し、後者は「何がポルノ(=暴力的)なのか」という点が議論の焦点となったのである。

ここに筆者は、行動する会の反ポルノグラフィ運動の重要な意義が見いだせると主張したい。それは、「ポルノグラフィとは何か」という議論を会の外の人びとの中にも巻き起こしたという点である。1980年代初め、LFセンターが、ポルノグラフィを女性問題として位置づけ、スライドによりその主張を広めた。それに対して行動する会の活動は、社会のなかに蔓延するポルノグラフィ/ポルノグラフィ的表現がどのようなものなのかを具体的に指摘・批判したといえる。また、マスメディアに報道されることで、その主張をさらに広範囲に広げることにも成功したといえよう。

さらに、そうした表現のあり方を問い直しただけでなく、彼女たちの抗議は、公的な場で女性の存在が無視されているという事実をも明らかにした。電車のなかや駅の構内などが男性の場所と想定されているからこそ、ポルノグラフィ的表現は臆面もなく使用されてきたのである。

## 4 節 女性によるポルノ消費と有害図書規制

### 4-1. 「有害」図書規制派の主張とフェミニズムの主張

以上のように「ポルノグラフィは女性への暴力である」という主張が80年代は

じめに提起され、それが成人向けコンテンツだけでなく社会の至るところに溢れていることが明らかにされてきた。

1990年に入ると、「有害」図書の規制をめぐる「行政や教育関係団体、警察関連団体、そして『青少年の健全育成』を唱える草の根的な民間育成団体などによる官民一体となった自粛要請の働きかけ」（藤井 1991：8）が日本各地で勃発した。規制をめぐる動き自体は新しいことではなかったが、このとき、規制を訴える側の主張には、ここまで見てきたようなフェミニズムの視点が加わるようになっていた<sup>22</sup>。この当時、規制派の草の根活動をしていた「コミック本から子供を守る会」の女性が市長に宛てた手紙には次のように記してあった。

今ここで歯止めをかけなければ、小学生の読む本にもっともっと露骨なもの  
が連載されてくる.....お金もうけのために子供をターゲットにし、性を商品化  
し、女性を侮辱し、許せることではありません（要約）。（藤井 1991：11）

このような規制派の主張について、大塚英志は、フェミニズムの「新しいロジックが加わることで批判する側が攻め込みやすくなった」（村上・大塚 1991：81）と述べている。行動する会のメンバーも利用されたことを認めており、自身らの主張・立場とは異なると明示している。彼女たちは規制派との違いを次のように積極的に打ち出している。「私たちはこれまで性の商品化反対のキャンペーンを張ってきたのだけれど、それもうまく使われています..... [警察による規制は] 危険の方がはるかに大きいですね」（坂本・長谷川・林 1991：202-3 □ 内筆者）。

以上のように、「ポルノグラフィは女性に対する暴力」という主張が、規制派に利用されたことは否めない。しかしながら、それは90年代初期にはすでに、そうした主張が一定程度広まっており、かつ納得のいく主張として受け入れられていたとみることも可能である。

#### 4-2. ポルノグラフィを消費する女性——エロチカの議論

さらに、こうした規制をめぐる論争に加え、別の議論も登場してくる。

最近いわゆる「有害」コミック規制を巡る議論の中で.....フェミニストたちは「私たちが問題にしているのは性差別表現」であって『性表現』ではありません」という言いかたで規制に反対して来ました。ところが、「規制もイヤ、差別もイヤだと。では、どんなのがあなたたちの言う、いい『性表現』なんだ」と問われたとき、彼女らは思わず口ごもってしまう。（「日本女性学研究会」1992年7月：1）

ここで言われている「フェミニストたち」は、行動する会が名指されているわけではない。しかしながら「規制もイヤ、差別もイヤ」という立場を表明している行動する会を中心とした反ポルノグラフィ運動への批判と受け取ってもいいだろう。しかしこのような批判をしているからといって、ポルノグラフィを無批判に肯定し

ているのではない。彼女たちが疑問にしているのは、良い性表現（エロチカ）とは何か、女性の性欲はどう考えたらいいかという点であった<sup>23</sup>。

これまで、フェミニズムは「自らの性欲求」について語ることに消極的だったような気がします。……「わたし自身」の性をありのままに受けとめ、語っていく必要があるのではないのでしょうか。  
(「CHOISIR」1991年11月)

女性の性欲をどう考えるのか、より良い性表現とはどのようなものなのか、90年代に入り新たな課題に直面したのである<sup>24</sup>。しかしこのことは、80年代に行われた活動を否定的に見る理由にはならない。あらゆる場面に現れてくるポルノグラフィ表現を指摘、批判したこと、ポルノグラフィが女性差別だという定義を広めたことの功績は大きいといえる。

## 5節 リブから引き継がれたもの

### 5-1. 嫌なものは嫌——「嫌ポルノ権」運動

ここまで見てきたように、反ポルノグラフィの主張を掲げることは、表現の自由、エロスの肯定など、様々な角度からの批判を免れない。さらにそれがポルノグラフィ的な表現への抗議である場合には、「深読みしすぎている」「大げさ」といった批判がついてまわる。告発の困難さをリブが肯定の論理で突破したように、行動する会もまた、自身らの持つ不快感や拒否の感情を肯定するところからスタートした。

第1回目 [シンポジウムの目的] は、こんなにも女性が不快感をもっているのに、日本の中には日常的にポルノが氾濫している、ということをもまず認識してもらおう……“私たちがこれは不愉快だと思っていることが、身近にこんなにありますよ”……“これは不愉快だと自覚することが正しいんですよ”と。(行動する会 1988年4月号:2 □ 内補足は引用者による)

こうした彼女たちの主張を、メディアは「嫌ポルノ権」<sup>25</sup>という言葉で表現した。この「嫌ポルノ権」という呼び方に対して、行動する会は「性の商品化を生み支えている男文化そのものに対する挑戦……を十分に言い表せていない」(「行動する会」1987年3月号:1)との声も上がったが、「この言葉は、アンチポルノ運動の矮小化ではあるけれど、重要な指摘であることも確かです(「行動する会」1990年11月号:2)」、「嫌ポルノ権」ということばもそのうち市民権を持つだろう(「行動する会」1987年4月号:2)と積極的に「嫌ポルノ権」を利用していこうという声もあった。また、行動する会以外の女性グループも使用している<sup>26</sup>ことから、肯定的に受け入れられた言葉だったと推定される。



図5-1 アンチポルノステッカー（出典 行動する女たちの会編1990：144）

反ポルノグラフィ運動には様々な観点から反論が起こる。性行為や裸は悪いものではない、暴力とはいえない、子どもにみえなければ（隠してあれば）いい、言論の自由を脅かす、等々。そこで行動する会は、そうした反論に一つ一つ返していくのではなく、拒否の感情を簡潔に伝えるために「アンチポルノステッカー」（図5-1）を作成・販売した。ポルノグラフィだと思ふものに貼ることで拒絶を示すというもので、「口で注意してあげるほど親切心は余っていないというあなた……今日からは言葉に代わる心強い『ノー』を」（「行動する会」1987年3月号：3）と呼びかけている。

ステッカー貼付という抗議方法は匿名性が高いこともあってか、実際の抗議活動にも用いられた。たとえば、女性の脚をアップに用いた地下鉄のポスター（図5-2）への抗議では、日本女性学会が「これは女性差別です」と書いたステッカーを貼る作戦を実行、その後ポスターは撤去となった（「行動する会」1989年1月号）。このように、女性たちの拒絶の意を目に見える形で表現することによって、無形の「ポルノ文化」の輪郭を明確にさせていったのである。



図5-2 ステッカーが貼られ、撤去されたポスター  
（出典 行動する女たちの会編1990：186）

## 5-2. さいごに

本章では、ポルノグラフィが女性問題として取り上げられ、その定義が広まっていく過程を明らかにした。ポルノグラフィとは何か、エロス/暴力/猥褻/芸術、どのように線引きされるのかという問いへの明確な答えは現在でも出ていない。他の暴力被害と比べて軽視されているとの指摘もある<sup>27</sup>。また近年では、女性器をモチーフにした作品を発表したことにより制作者が逮捕されたり<sup>28</sup>、展示作品に差別的・暴力的表現<sup>29</sup>があるとして森美術館への抗議が行われたりと、様々な出来事を通して議論が繰り返されている。「ポルノグラフィは女性への暴力である」という定義の導入から定着に至る経過を確認したことは、これまでの議論や運動を風化させないためにも重要な作業であったといえよう。

LF センターの告発は、多くの女性たちに「単なるスライドの中の出来事ではなくいつ私たちをおそって来るかもしれないものとしてある」（「名古屋婦人民新聞を読む会」1981 [1995] : 89）として、ポルノグラフィが「女性」の問題であると定義づけた。こうした問題提起を受け、行動する会は「ポルノ文化」の表れである一つ一つの表現物（スポーツ新聞からコマーシャルまで）に対して抗議をしいった。反ポルノグラフィの抗議を進めるなかで、女性がいかに不可視化されているのか——つまり電車の中、駅の利用者、テレビの視聴者等々、あらゆる場面で女性が排除されていることが露呈した。次章でみるように、ポルノグラフィへの取り組みは、職場内におけるポルノグラフィ、つまり環境型と呼ばれるセクシュアル・ハラスメントの問題とも通ずるものであった。

80年代、女性たちによって行われた反ポルノグラフィ運動は、単に「不快なものを見たくない」という理由から始まったのではない。ポルノグラフィには男性中心主義的な価値観を内包した、つまり男性に都合のいい女性が描かれる。ポルノグラフィに注がれる視線が、自分や自分の子ども、親、友人に向けられるかもしれないという恐怖や怒りが、反ポルノグラフィ運動の出発点であった。そして、「女（わたし）の問題」という言葉こそ用いられていないが、女性の視点から男性中心主義的な表現のあり方の是非を問い直した運動であった。こうした点から筆者は、80年代の反ポルノグラフィ運動は、70年代から続く、男性中心主義社会に対する異議申し立ての運動として位置づけられるものだと主張したい。

---

[注]

- 1 批判されない性表現には、「芸術」「エロス (エロチカ)」といった別の表現が用いられてきた。杉田総は、ポルノグラフィとエロチカとを区別した上で、性表現全般を「セクソグラフィ」(杉田 1999 : 36) と呼んでいる。また、「近ごろのポルノは映像だけではない」(Nachan 2007=2010 : 2)。荻上チキは表現物以外の、アダルトサイトや出会い系サイト、風俗、風俗情報誌、美少女ゲームといった諸々を含めて「セクスメディア」と呼んでいる(荻上 2011)。
- 2 マッキノンらはポルノグラフィを次のような特徴を持つものとして定義している。「(1) 女性が人間性を奪われた形で、性的な対象物、物、または商品として提示されている、(2) 女性が苦痛や辱めを快楽とする性的対象物として提示されている、(3) 女性が強姦において性的快楽を覚える性的対象物として提示されている、(4) 女性が縛られ、切りつけられ、損傷を加えられ、殴られ、または身体を傷つけられた性的対象物として提示されている、(5) 女性が性的服従、奴隷または見せ物の姿勢ないし状態で提示されている、(6) 女性が、その身体の部位(膣、胸または尻を含むがそれに限定されない)に還元されるような形で示されている、(7) 女性が生まれつきの娼婦として提示されている、(8) 女性が、貶められたり、傷つけられたり、拷問されたりする筋書きにおいて、汚らわしいもの、もしくは劣等なものとして、または出血したり、殴られたり、傷つけられたりして描かれ、かつ、それらの状態を性的なものとする文脈の中で提示されている。……女性の代わりに男性、子どもまたは性転換者が使われている場合もまたポルノグラフィである。」(Mackinnon and Dworkin 1988=2002 : 48)
- 3 マッキノンらの「起草した反ポルノ法案が……アメリカのフェミニズム運動に厳しい分裂をもたらした」(Segal 1987=1989 : 173)。ストロッセンは、マッキノンらが「政治および宗教保守派と」同盟関係を結び、「芸術や文学作品を標的とするだけではなく、急務の社会問題、たとえばエイズなどの性感染症、中絶、避妊、性差別、性的指向などにかかわる表現なども」攻撃対象としたとして批判する(Strossen 1995 [2000] =2007 : 65)。ドゥルシラ・コーネルやリン・シーガルも、ポルノグラフィへの批判には同意しても、反ポルノ法案が検閲を推奨する法だとして反対の立場を表明している(Segal 1987=1989, Cornell 1995=2006)。
- 4 「有害図書規制」をめぐる議論や運動の過程については、月刊「創」編集部(1991)、中河伸俊(1999)など。
- 5 「しかしながら、フェミニズムのポルノ批判は、最も過激と目される論者でさえ国家による検閲など唱道してはいないし、性表現一般を『子どもに見せられない』といった理由で否定してもいない」(加藤秀一 1998 : 181)。本章で取り上げた 80 年代以降の「ポルノグラフィは女性への暴力」と主張する団体も、国家による規制には反対であると明言している。
- 6 藤木によれば、『ポルノ』という表現をより多くの庶民に浸透させるきっかけは、日活という「大手映画会社の成人映画への転換」があった(藤木 2003-35)。

- 
- 7 「ポルノ」という語の使用自体が一般的とはいえなくなっている現在、このテーマへの関心が薄くなったと考えるのは尚早である。近年では特に、アダルト作品への出演強要などの被害などが問題とされている（被害者支援団体として「ポルノ被害と性暴力を考える会」など）。
  - 8 「母親たちの厳しい要求により……青少年に有害になるものとして追放……告訴した（1950/7/15）」「島根県連合婦人会代表は……青少年の不良化の一因となっているエロ、グロ雑誌やスリル映画、ピンクな流行歌を取締る県条例の制定を陳情した（1950/5-17）」（「県」「条」は旧字体を新字体にして表記した）。
  - 9 規制の要求はしていないものの、「母親勉強会」のミニコミでは、「私は中学生の母親」という立場から、深夜のテレビ番組が「ハレンチで」、ドラマを見ても「申し合わせたように“強姦シーン”があり……SEXを見せ物にしているとしか思えない」（母親勉強会 1972年4月：3）として、子に悪い影響があるものとして批判する意見が述べられている。
  - 10 このスライドは直接確認できなかったが、「婦人民主クラブ」（1980年11月14日号）、「LFセンター」（1981年5月）に合計22枚のスライドの写真が掲載されている。
  - 11 1970年代から80年代にかけてサンフランシスコで活動していた反ポルノグラフィを掲げる女性団体。
  - 12 「私たちはポルノを考える中で、ポルノが男の暴力の教科書なら、強姦はその実践だと考えるようになり、強姦をテーマにしたカナダの映画『声なき叫び』の上映活動を行っていますが、その活動の中から『強姦救援センター』をつくる準備会も始まりました」（LFセンター1982年9月：5）。
  - 13 アニメ動画配信サイト「BANDAI CHANNEL」によるあらすじは以下のとおりである。「ちょっとエッチな“ハートフル”学園コメディアニメ！ 自由な校風の私立あらま学園に美人でスポーツ万能な女性教師、麻衣マチコがやってきた。イタズラ好きな生徒たちは、大喜び。毎日、マチコ先生と“スキンシップ”をとりながら、どたばた騒動を繰り広げる」。
  - 14 1982年に結成。京都YWCA（Young Women's Christian Association）のなかで検討する会を設け、抗議する会が結成される。会は、テレビ局とスポンサー会社へアニメの放映中止、マンガ本の回収を要求した（「まいっちゃんぐマチコ先生に抗議する会」1982a [1995]：109-10）。
  - 15 アニメ制作側の担当者からの回答は、「子どもたちを解放したい……ある子は女の先生……に叱られた憂さ晴らしができるだろうし、活発・いたづらな男の子をうっとり眺める子もいるかもしれない……これは最大の娯楽です」（「行動する会」1982年4月号a：10）。
  - 16 スポーツ新聞以外にも、レディースコミックや男性向け雑誌に描かれている性描写に「男文化の価値観を内面化したもの」や、「アダルトビデオかピンク産業の紹介」記事、「『支配、服従の図式があらわれた性表現、女性をひたすらおとしめる性表現』」が多いことなどが批判的に報告されている。（資料19：2）
  - 17 シンポジウムは「活字メディア（レディースコミック、男性誌、一般・写真週

---

刊誌、スポーツ紙)の分析報告、スライド『ポルノグラフィは女への暴力である』  
上映、性産業とマスメディアのつながりについての報告、そして討論」の四部構  
成であった(「行動する会」1987年2月:1 ( )内は原文ママ)。

- 18 「ポルノのイメージをそのまま歌にしたような、かなりきわどい内容のもの、  
また女は男に従う者、つくす者というような性の不平等を基調とした歌などがか  
なりある」として、『時には娼婦のように』……『セーラー服を脱がさないで』  
……『なみだの操』が挙げられた。(「行動する会」1987年2月:1)
- 19 山手線の車両内の「ポルノ環境」をチェックした際、「ビキニやハイレグを使っ  
たものだけで、なんと一両あたり11枚」あり、それらが宣伝する商品は、台所  
用浄水器、競輪、温泉、船の科学館などであったという(「行動する会」1988年  
9月:8)。
- 20 この話し合いには、『抗議するなら連名で』と申し出てくれた、『東京・強姦救  
援センター』の人たちも含めて計、22名が出席した。会社側は取締役兼広報室  
長、広報課長、同課職員の3名が出席し、終始丁寧な対応であったという。
- 21 一方同時期に行われた遊園地の広告(夏のプールの広告で、水着の女性を用い  
たポスター)に対しては、「よくある水着ポスター」「『男の目を引く手段に女  
性を使っていると思えない』という指摘に全く同感」(「コマーシャルの中  
の男女役割を問直す会」1991年7月号:83-4)と、露出度が高いポスターの  
ためか、否定的な意見の方が多かった。
- 22 漫画評論家の大塚英志は、「戦後民主主義的枠組みの中では『性表現の規制』と  
『表現の自由』というはある種均衡していて、どちらかという批判の側に不  
利という状況もあった……そこへ、性の商品化はよくない、という新しいロジッ  
クが加わることで批判する側が攻め込みやすくなった。その点でちょっと局面は  
変わったな、という印象を受けますよね」と述べる(村上・大塚1991:81)。
- 23 「性を語る会」の集会にて、ポルノグラフィを積極的に消費している女性から  
の意見が上がった。「私は夫と共に時には一人でも、ポルノ小説やビデオを楽し  
んでいます」という意見に対する主催者側の「大胆率直な意見に圧倒された」と  
いう感想は、“ポルノグラフィを消費する女性”の存在に対する驚嘆が表れてい  
ると言えるだろう(「性を語る会」1988年:32-4)。
- 24 90年代以降、女性のポルノグラフィ消費に関する議論も盛り上がった。白藤花  
夜子編(1992)では、多数の論者によってエロス表現、ポルノ消費についての議  
論が載せられている。また女性向けコミックス(レディースコミックス/やおいコ  
ミックス)の内容分析なども行われ(衿野1990、堀あきこ2009、守2010など)、  
ポルノグラフィの『性差別』以外の側面(守2010:8)に関する分析も進めら  
れている。
- 25 3-1で取り上げたシンポジウムについて朝日新聞は、「“嫌ポルノ権”女性集会—  
—『車内でも堂々』に抗議」(朝日新聞1987/2/1)という記事で取り上げている。
- 26 性暴力を許さない女の会のミニコミにも次のような記述がある。「いやだと思っ  
てもいやだと言えない……ポルノの押し付けを女である自分への攻撃[だと感じ  
る]……『嫌ポルノ権』を主張していく行動が必要だね(性暴力許さない女の

---

会 1992 : 3 □ 内補足は筆者による).

- <sup>27</sup> 中里見は、「セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスが次々に新たな性暴力・性犯罪として『発見』され、法的規制を含む社会的取り組みが進展したことに比べると、きわめて対照的である」とポルノグラフィの問題化は充分でないと指摘する(中里見 2007 : 5). また、小宮友根いわく、マッキノンらは『セクシュアル・ハラスメント』概念を浸透させることにおいては大成功を収めたが、『ポルノグラフィ』においてはそれに失敗した(小宮 2009 : 131). 高橋保(2004 [2009])もまた、成人女性を扱ったポルノグラフィの問題が、児童買春・児童ポルノ禁止法の陰に隠れていることを指摘している。
- <sup>28</sup> 制作者はわいせつ物公然陳列等の疑いで2度逮捕され、起訴された(園田寿・臺宏士 2016). この事件に対して、なぜ女性器がわいせつなのか、と、制作者を支持する声もあがった。
- <sup>29</sup> 手足が切断された裸の少女に首輪がつけられ、四つん這いになっている「犬」というタイトルの絵や、女性がミキサーにかけられる絵など. 抗議の細かい経過はポルノ被害と性暴力を考える会編(2013)『森美術館問題と性暴力表現』が詳しい。

## 6章 職場における性的嫌がらせへの告発

### 「女（わたし）」の問題としての性的いやがらせ

5章では、公的な場に現れるポルノグラフィ的表現に対する抗議が1980年代後半に盛んに行われたと述べた。それと並行して、公的な場における女性に対する直接的ないやがらせもまた、問題化していった。これらのことは、特に職場における性的いやがらせとして、つまりセクシュアル・ハラスメントとして、80年代後半から問題化していく。本章の目的は、「セクシュアル・ハラスメント」という問題が、職場における性的いやがらせ・からかいといった経験が女性たちによって語られるようになった経緯を明らかにするとともに、女性運動の果たした役割を検討することだ。

#### 1節 「セクハラ」元年（1989年）から現在へ

現在ではよく知られた概念であるが、セクシュアル・ハラスメントとは、端的に述べれば「相手が不快に感じる性的な言動」（周藤由美子 2007 [2011] 14）となる。この概念は、1970年代にアメリカで登場し、80年代後半から日本でも使われるようになった。日本でこの概念を世に広めることになったきっかけが、1989年の「福岡セクハラ裁判」と呼ばれる訴訟である。この訴訟は、「わが国でのセクシュアル・ハラスメント訴訟第一号といわれている」（杉井・村瀬 1990：47）。同年、「セクシュアル・ハラスメント」という言葉は流行語大賞<sup>1</sup>に選ばれ、1990年になるころには「もう誰もが『セクシュアル・ハラスメント』や『セクハラ』の言葉を知っていた」（原山 2011：140）。

3章で用いたミニコミのタイトルコーパスにおいても、「性的いやがらせ」「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」がタイトルに用いられるようになったのは1980年代後半以降、より細かく言えば、主に1989年以降である（図1）。セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の語をタイトルに含む記事を書いている団体は、図1の1985年から1995年の期間で28団体、1985年から2009年までの期間で38団体であった。全体（127団体）の約4分の1の団体が、このテーマについて何らかの関心を寄せていた。

これまで「日本の女性たちは、セクシャル・ハラスメントという概念を法廷の内外で駆使して、それなりの成果をあげてきた」（角田由紀子 1999：4）。1990年代以降、「女性に対する暴力に関する法／政策がさまざまな領域で新しい展開を見せ……セクシュアル・ハラスメントに関する法／政策」も著しい展開をみせる（武田万里子 2012：51）。たとえば「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、均等法）」は、「1997年の改正（99年施行）でセク

シユアルハラスメント防止対策として雇用管理上必要な配慮が事業主に義務付けられ、2006年の改正(07年施行)では措置義務に強化された(周藤 2007 [2011] 14) 2.

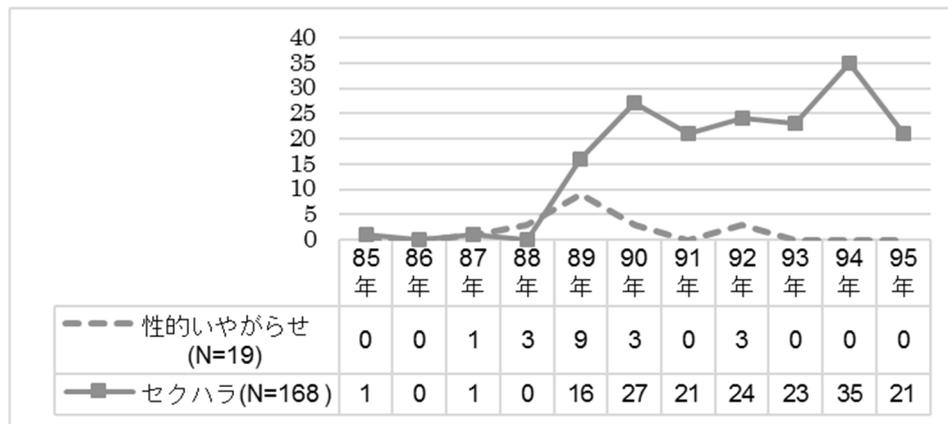


図1 「セクハラ」「性的いやがらせ」を含むタイトルの変遷(1985年から1995年)

現在の日本社会において、“セクシュアル・ハラスメントは許されざる問題である”という認識ができあがっていることに異論は出ないだろう。また近年では、「パワハラ」や「マタハラ」といった様々な類の「ハラスメント」が職場内に存在していることが表面化してきている<sup>3</sup>。しかし、そうした言葉の使用が定着した一方で、“何をしたらセクシュアル・ハラスメントなのか?”という点については、その言葉が登場した当初から現在に至るまで、常に重要な論点の一つとされてきた。

とりわけセクシュアル・ハラスメントが問題として表面化する80年代後半、現在であれば明らかな、そして悪質なハラスメント行為であっても、それらは“コミュニケーションの一環”“愛情表現の一種”などと言われていた。たとえば、3節でみる「性的いやがらせについての全国一万人アンケート」(『働く女の胸の内 女6500人の証言』に収録)では、取引先の社長が来るたび「後ろから抱きしめ、キスをする」、先輩が「挨拶がわりにお尻をさわった」などという職場内での経験が報告されている(働くことと性差別を考える三多摩の会編 1991: 60)。また、同報告ではこうした行為に対して抗議をした際に、職場の上司や同僚(男女とも)たちが真面目に取り合ってくれなかったことなどへの落胆も、同時に訴えられている。

おそらく現在では、多くの人々が上記のような事例を“悪質なセクシュアル・ハラスメントだ”と考え、平然と“あれは適切なコミュニケーションだ”などとは言わないだろう。むしろ近年では、牟田和恵が指摘しているように、「確信犯」よりも、「恋愛」の関係にあると考える無自覚な加害者、白黒はっきりしないグレーゾーンの部分が議論の中心となっている(牟田 2013) 4。しかし、女性社員の身体を手あたり次第触る、見かければ性的なからかいの言葉を投げかけるといった行為も、当時の男性中心主義的な視点からみれば、「好意」を示す挨拶やコミュニケーションの一つであり、それに対して怒りを示すことは、男性の身ならず女性の同僚からも「そんなことで怒らなくても」と非難されていた。

それでは、「コミュニケーション」とされてきた「身体接触」や「挨拶」を、女性たちはどのようにして「性的いやがらせ」「セクシュアル・ハラスメント」として位置づけ、告発してきたのか。セクシュアル・ハラスメントが問題化していく過程で、女性運動が果たした役割とは何であったのか。この過程を明らかにすることは、単に歴史を振り返るだけではなく、現在の「グレーゾーン」の部分を決めることにもつながるのではなからうか。なぜなら、1980年代に問題として告発されたそれらも、当時は「グレーゾーン」（何なら白だ）と考えられていたものであるからだ。

そこで本章ではセクシュアル・ハラスメントという概念が広まる前の、特に職場における性的な言動が「問題」として認知されていく過程を明らかにする。構成は以下の通りである。2節では1970年代から89年までのセクシュアル・ハラスメント概念の導入と定着までを概説し、3節では性的いやがらせの実態調査を試みた全国一万人アンケートの概要とその意義について述べる。最後4節では、職場の問題としてではなく、離婚女性にふりかかる困難として語られた「性的いやがらせ」と、ポルノグラフィの問題化の過程で明らかになった「環境型セクシュアル・ハラスメント」の問題についての記述する。

## 2節 セクシュアル・ハラスメント概念の導入と広がり

### 2-1. 「セクシュアル・ハラスメント」の登場——1970年代

1970年代半ば以降、「アメリカの雇用社会はそれまでとは全く質の異なる新たな男女差別問題に直面する」（奥山明 1987：2）。それが、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）である。「セクシュアル・ハラスメント」という語は、「アメリカのフェミニズム運動によって生まれた新語である」（宮淑子 1989：17）。キャサリン・マッキノンはこのセクシュアル・ハラスメントを「不平等な権力関係を背景として相手の希望に反する性的要求を押しつけること」と広く定義し、これらは「対価型」と「職場環境型」という二つに分類されると述べる（MacKinnon 1979=1999：26, 69）。前者は、「とりわけ使用者より人事権限を付与された管理職（supervisor）により」、昇進等を交換条件とした性的関係の強要・断られた際には解雇や待遇差別などの報復が行われるようなものを指す（奥山 1987：2）。一方後者は、性に関連した「精神的圧迫感・嫌悪感をいだかせ、……労働環境やさらには職場の雰囲気や不当に悪化させる」もので「何ら人事権をもたない同僚の被用者、さらには顧客など広い範囲で行われる」（奥山 1987：2）。

この問題が表面化するまでに時間を要したのには、「表現する言葉がなかった」ことに加え、次のような「特殊性」のためだという（Mackinnon 1979=1999：63）。

性的問題は一般に非常に微妙で、私的な問題であると考えられている。それゆえ女性は、性的いやがらせにより、当惑し、おとしめられたと感じ、恐怖心を抱く。……これは気軽に議論できるような経験ではないのである。……性的誘いが、人に話したら報復するという脅迫を伴っている場合が多い。……雇用上の報復をまねくおそれがある。（Mackinnon 1979=1999：63）

アメリカにおいても、セクシュアル・ハラスメントの被害を訴え始めた当初は、「個人的な権利侵害」の問題と捉えられ、雇用関係や性差別の問題であるとは、なかなか認められなかったという。しかし、いくつかの裁判・判例を重ねていくなかで、女性差別の問題として関心を得るようになっていった。「直接行動として性的関係をもつことを強要するといった行為はいうまでもなく、……もっと単純なものとしては女性に対して性的ジョークや揶揄」が公民権法第七編の「禁止する性差別(sex discrimination) に当たる提訴されるケースがふえて」いったのである(山田雄一 1990: 19)。

## 2-2. 日本におけるセクシュアル・ハラスメントの導入

—1979年から1980年代前半

それでは、日本ではこの概念がいつ頃から使用されるようになってきたのか。また、職場内での性被害が表面に現れてきたのはいつ頃だったのか。本論文の2章で、懇話会の主張からもみてきたように、「労働」は、女性が古くから取り組んできたテーマの一つであった。女性の職場進出の是非を問うことから、労働条件や職場環境の改善、賃金格差の是正などを要求してきたし<sup>5</sup>、1980年代前半は均等法の成立をめぐる取り組み<sup>6</sup>にも多くの女性団体が関わってきた。

しかし女性に対する性的いやがらせが問題として取り上げられるようになるまでには、1980年代後半まで待たなければならなかった。ではそれ以前はどうだったのか。菅見の限り、最も早い時期に「セクシュアル・ハラスメント」に言及していたのは『婦人公論』1979年12月号であった。婦人公論では、「アメリカ女性からの報告—職場での性的いやがらせ」と題し、リン・ファーレイの著作<sup>7</sup>の日本語抄訳を紹介している。記事のなかでは、ファーレイによる「性的いやがらせ」の定義を次のように訳している。

“女性を、勤労者としてではなく、セックスの対象とみなす、男性の一方的、かつ女性に迷惑をおよぼす行為”で、……女性のからだをジロジロ見る、さわる、批評する、性的要求に従わせようとする [といった行為]。(婦人公論 1979年12月号: 270 □内の補足は筆者による)

さらに同号には「(応募手記) 日本版性的いやがらせ—私の告発」という特集のなかで、6名の女性の被害体験(強姦未遂、執拗に性関係を迫られる、断ったことで悪評を流されるなど)を掲載している。この特集は、単にアメリカで起こっている出来事や定義を紹介するにとどまらず、雑誌の読者たちの被害経験も掲載しており、日本にも職場における性的いやがらせがあることを示している。しかしながら、婦人公論のこの号以降、同様の特集が組まれることはなく、一回の「企画」で終わってしまう。

「セクシュアル・ハラスメント(=性的いやがらせ)」という概念が「婦人公論」で紹介された後も、そうした被害の告発が急に増えるということとはなかった。たと

えば、「新日本婦人の会」が、1982年に「職場で働く五千人の男女差別証言——フルタイム・パートタイム」と題して、アンケート調査を行っている<sup>8</sup>。アンケートの結果は約40ページに渡り記載されており、女性が補助的業務にしか就けない、待遇の男女差（賃金や昇進の機会の格差）など、様々な証言を載せている。しかし、この報告内で、性的なからかい、性関係の強要、身体への接触といった「性的いやがらせ」に当たるものについての記載はない。

『婦人公論』で紹介されてから5年、次に「セクシュアル・ハラスメント」について言及しているのが宮淑子である。彼女の1984年に出版された著書『ドキュメント性暴力（レイプ）』のなかで、職場内での性的いやがらせについて、事例を交えて紹介している。宮は、「外国では、この種の地位や権威をカサに着た“性的いやがらせ”をセクシャル・ハラスメントと呼ぶ（宮1984：50）と説明し、複数の女性からの被害経験を掲載している。ここで宮が指摘しているように、1980年代前半から半ばにかけての時期では、まだ「性的いやがらせ」の概念すら確立していなかった（宮1984：58）。しかし、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）という概念が紹介されると共に、日本における被害事例も報告され始めた時期でもあった<sup>9</sup>。

### 2-3. 「性的いやがらせ」から「職場における性的いやがらせ」の問題へ

—1986年から1989年

日本で「セクシュアル・ハラスメント」が職場における性的いやがらせという意味で広範に知られることになったきっかけの一つに、先にも述べた、1989年に福岡で行われたセクシュアル・ハラスメント被害の裁判（以降、福岡裁判とする）が挙げられる。福岡裁判は日本初のセクシュアル・ハラスメント裁判として知られており、同件は、フリーライターの女性が、勤めていた出版社の上司から性的な内容の誹謗中傷をされるなどの被害を受け、退職まで追い込まれたというものである<sup>10</sup>。この裁判では、「直接の身体的な接触や侵害がなくても、言語的な侮辱だけで『環境型セクハラ』になること」、「『就労の継続をいちじるしく困難にする』という点で、セクハラが一種の『労働災害』であるという合意」を形成した（上野千鶴子2000：59）。また同判例では、原告女性の働く環境に対する配慮を怠ったことから、企業側の責任も問われることとなった点でも画期的だった<sup>11</sup>。この裁判が始まった年を「セクハラ元年」と呼ぶほど、大きな影響力を持った裁判となった。

他方、「性的いやがらせ」の原点ともいわれる事件が1986年に起きている。原山擁平は、この福岡裁判がセクシュアル・ハラスメントを広める一つの契機になった事件であるならば、『日本セクハラ裁判史』における原点として、1986年に起きた「西船橋事件」が位置付くという（原山2011：70）。この事件は、夜中に駅のホームで酒に酔った男性が女性に絡んだことから始まる。女性は執拗に絡んでくる男性の手を振り払うのだが、その後男性がホームから転落、死亡した。この事件について検察側は、“女性の過剰防衛だ”“殺意があつて「押した」のだ”と主張した。それに対して、女性の行為は正当防衛であるとして、被告女性を支援する会が立ち上がり、1年後の1987年、女性の無罪が認められた。

この西船橋事件に関する報道や法廷においては、セクシュアル・ハラスメントという語ではなく「性的いやがらせ」の語が用いられた<sup>12</sup> (原山 2011)。この事件が、性的いやがらせ事件として女性たちの関心を引いたのには、男性側（検察）の主張に、女性が日常的に感じている「恐怖」という視点が抜けていたからであった。被告女性の支援を呼びかける文章の中には、女性が日々の生活で恐怖を感じていることが訴えられている。そしてこの事件では、そうした女性たちの受ける恐怖が軽んじられていると主張する。

酔った男性にからまれて、恐ろしい思い、くやしい思いをした女性は私ばかりではないと思います。からまれたり、危害を加えられたら、……自分の身を守るのは自然な行為であり、正当防衛だと思うのに、検察は起訴しました。（「婦人民主クラブ」1987年2月13日号：4）。

ほとんどの女性は、日常的に外で男性にからまれる、体に触れられるなどのいやがらせを受けています……女性はいやなら逃げればよいとか、避ければよいというのが、この問題に対する世間の見方です。…… [女性] は近くにいた人々に助けを求めましたが、笑っているだけで誰も助けてはくれませんでした。（「SOSHIREN」：1987年8月：6）

このように女性たちは、この事件が何ら特別な状況・人たちの間で起きた問題ではないこと、多くの女性が日常的に同様の出来事に遭遇していることを主張し、これは「女性」全体の問題であると定義した。この西船橋事件のような「事件」<sup>13</sup>を経て「性的いやがらせ」という事象を、「女性」が共有してきた差別の経験として認識していったのである。

1980年代半ばから後半にかけて、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」という概念が徐々に広まっていく過程<sup>14</sup>で、福岡裁判の原告女性もこの概念と出会う。彼女は退職後に、同様の経験をした人がいないかを知るべく独自にアンケートを行っているのだが、その過程でこの語を雑誌で取り上げているのを見つけたのだという<sup>15</sup>。彼女の経験はここで、「セクシュアル・ハラスメント」という名前が付き、それに取り組んでいる団体へコンタクトを取ったという（晴野 2001）。

2節では、日本におけるセクシュアル・ハラスメント概念の導入と、その使用過程を整理した。セクシュアル・ハラスメントという概念は突如用いられるようになった外来語ではなく、日本で紹介されてから10年をかけて広まっていったといえよう。

この福岡裁判が、「セクシュアル・ハラスメント」という概念を広めることに貢献したのと同時期、「何が」セクシュアル・ハラスメントなのかを広める役割を果たしたのが「働くことと性差別を考える三多摩の会」（以降、三多摩の会と記す）<sup>16</sup>の行ったアンケート調査（全国1万人アンケート）<sup>17</sup>である。3節ではこのアンケートについて取り上げる。

### 3 節 セクシュアル・ハラスメント被害の告発と拡散

—全国 1 万人アンケート

#### 3-1. 1 万人アンケート「前夜」—職場内アンケートとハンドブック作成

この言葉 [セクシュアル・ハラスメント] が、職場などで、「性にかかわること」で「いやな目に遭った」けれど、既存の言葉—たとえばレイプや性暴力—では表現しきれないような事態を言語化するために作られた (鈴木由美 1994 : 116 下線・□ 内補足は引用者による)。

鈴木がこう述べるように、セクシュアル・ハラスメントという概念が広く用いられるようになったのは、女性に対する性的いやがらせが実に広範に及ぶものであり、レイプ、痴漢、罵声といった既存の枠組みでは表せない類のものが含まれていたからだ。だが、あまりにも広範な経験を含む概念であるがゆえに、何がセクシュアル・ハラスメントにあたるのかということが不明瞭でもあった。

そうした広範な経験と、セクシュアル・ハラスメントという概念とを結び付ける役割を果たしたのが、三多摩の会<sup>18</sup>による全国 1 万人アンケート<sup>19</sup>である。この調査は、女性が受けた性的いやがらせの実態を明らかにした日本で初の数量的調査である (鐘ヶ江晴彦 1994)。アンケートの結果は、『働く女の胸の内 女 6500 人の証言』(1991) にまとめられている。

三多摩の会は、このアンケートを実施する 2 年前 (1987 年) に、「女たちの置かれている状況をもっとよく知ろう」という趣旨で、職場内の性差別に関するアンケート調査<sup>20</sup>を行っているのだが、このときのアンケートには性的いやがらせに関する記述はない。しかし翌 1988 年、同会はアメリカのセクシュアル・ハラスメントのハンドブックを翻訳し、「日本語版性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック」<sup>21</sup>を作成している<sup>22</sup>。翻訳作業を進めていくなかで、「日本とアメリカで……違いはあるけれど、女たちが感じる怒り、口惜しさは同じだ！私たちが言葉にしたかったことってこれじゃない！」と、彼女たちが経験してきた「賃金差別や雇用差別のような形にあらわれる差別とは少し違う“言葉ではいいあらわしようのない働きづらさ、居心地の悪さ”」(『女の叛逆』1989 : 14-5) の正体に迫っていくのである。そうして翻訳されたハンドブックの冒頭には、彼女たちの言葉で次のように記してある。

セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ) を、一度も経験したことはない女性はいないでしょう。あいさつがわりに身体をさわる、性的なからかいや侮辱の言葉、職場の壁に貼られたヌードポスター、デートや性交渉の強要、そしてレイプ—露骨に あるときは「親しげに」、女たちをとりまくそれらについて、これまで女たちは、“それは個人的な問題で、被害を受けた側に何らかの落ち度があったからだ”と思わされてきました。果たしてそうでしょうか。  
(「三多摩の会」1988 : 1 下線は引用者による)

ここで三多摩の会は、セクシュアル・ハラスメントが女性全体の問題と定義しているが、注目したいのは被害を受ける「可能性」ではなく、すべての女性が被害を受けた経験を持っていると明言している点だ。この言葉は、それだけセクシュアル・ハラスメントとされる経験が広範囲に及ぶという意味だけではなく、セクシュアル・ハラスメントという問題が決して他人事ではないのだということを示している。つまり、このパンフレットを手に取った女性たち自身の問題として考えてほしいという意図が込められていた。

三多摩の会はパンフレットの巻末にて、「日本でも大きな問題として浮かび上がらせるため」アンケートを実施すること、「嫌なものはいや！」と大きな声をあげられるような女同士のつながりを創りたい（「三多摩の会」1988：66）と述べており、翌1989年から一万人アンケートが始動するのである。

### 3-2. 全国1万人アンケート——「何が」セクシュアル・ハラスメントか

このアンケートでは、職場内での経験に限定されない様々な経験について聞かれている。たとえば、「通勤、帰宅路上」も含めた、「働く場で、上司や同僚、客、取引先などの男性から」の「性的いやがらせ・脅かし」の経験である。アンケート項目は細かく分類されており、たとえば「容姿や言動」に関する項目では、『「ブス」』『「チビ」』『「デブ」』……など、顔やからだについてからかわれた、「容姿、容貌……同僚の女性と比較された」、「女は愛嬌」「色気がある」「セクシーだ」などと言われた」などの経験があるかどうか、また、そのときの細かい状況・言動について尋ねている。質問項目は概ね次のように分類されている

- ・女性の容姿や言動に対する性的いやがらせ・脅かし
- ・女性を一人前の人格として認めない態度
- ・未婚、結婚、離婚など男性との性的関係へのからかいや中傷
- ・月経、妊娠、出産などへのいやがらせ・脅かし
- ・視線、動作、行為によるいやがらせ・脅かし
- ・出張、社員旅行、酒の席などを利用したいやがらせ・脅かし

（三多摩の会 1991：199-203 筆者による要約）。

アンケートではこれらの経験の有無に加えて、年齢や職業などの属性、被害を受けた後の対応などについても聞いている。このように細かい状況、経験を聞くことは、どんなに「些細な」と思われるような行為であっても、「性的いやがらせ・おびやかし」にあたるのだということを、アンケート回答者に示す意味も持っていた。

たとえば、「SOSHIREN」のミニコミのなかで、このアンケートへの協力を請うている文章があるが、「あなたの、言葉にならない思いや怒りをかたちにする……このアンケートをその一歩にしたい」（「SOSHIREN」1989年12月号：12）と呼びかけている。これまで不可視であった日々の経験が、アンケートに回答することによって「セクシュアル・ハラスメント」「性的いやがらせ」という名前が付けられ

ていったのである。

アンケートの回答には、「日頃の経験を思い出し、……セクシュアル・ハラスメントだったのだと気づききっかけになったという記述」（三多摩の会 1991：142）が多々寄せられている。「アンケートに答えて『忘れたい』と思うようなイヤな出来事を、何度も経験していることに気づいた」、「実はセクシュアル・ハラスメントに該当することが多くあることがわかった」（三多摩の会 1991：143）。自身らの経験と、セクシュアル・ハラスメントとが結びついていくことで、それらは個人の問題ではなく「女性問題」という総体的な問題として浮かび上がっていく。

このように、「アンケートからこれがセクシュアル・ハラスメントなのだ認識させようとするのは恐いと思います」（三多摩の会 1991：143）と危惧する声も上がっている。しかしながら、「職場での女性にたいする性的いやがらせは『あたりまえ』のこと、いやなら仕事をやめればいいと考えられて」（杉井・村瀬 1990：15）きたのである。「職場で困った経験」は何か、などという質問や自由回答を用意したとしても、回答者のなかで「大したことのないもの」「いつものこと」として日常的に処理されてしまっているものは、おそらく「問題」としては現れてこなかったであろう。

以上をまとめると、三多摩の会が行ったこのアンケートには2つの役割があったと結論づけられる。1つは、どのような行為・出来事がセクシュアル・ハラスメントにあたるのかを回答者に知らせる役割である。これは、女性たちの受けてきた経験とセクシュアル・ハラスメントという概念とを結び付ける役割を果たしたと言い換えてもいいだろう。女性たちが日常的に我慢させられている様々な出来事こそが、セクシュアル・ハラスメントなのだということを回答者に示したのである。そしてもう1つが、そうした女性たちの経験の実体を把握するという役割である。これによって回答者たちは、自分だけが偶然そうした経験をしたわけではないのだと知ることになる。こうして、それまで個々の日常的な経験として注意を払われてこなかったような出来事も、「女性」であるがゆえに受けてきた理不尽な扱いなのだということが、多くの女性たちに認識されるようになったのである。

#### 4節 働く女性の困難

2, 3節では日本でのセクシュアル・ハラスメント概念の導入とその広がりについて説明してきた。様々な事件や出来事が「セクシュアル・ハラスメント」という概念と結びつくことで、女性全体の問題なのだ認識されるようになっていった。

しかしながら、「セクシュアル・ハラスメント」や「性的いやがらせ」という言葉が無ければ女性たちはそうした経験を語れなかったのかといえばそうではない。様々な形で噴出してきた「嫌な経験」が、80年代の終わりに「セクシュアル・ハラスメント」として集約されたのだと考えられる。本節では、「セクシュアル・ハラスメント」という概念と結びつけられる前に噴出していた働く女性たちの困難を紹介しておこう。

#### 4-1. 離婚した女性に対する差別として現れるいやがらせ

本章の2節にて、1980年代前半に各団体で行っていた職場内のアンケート調査の中で、性的いやがらせに該当するような言及がなかったと述べた。しかしそれとは別の、労働に限らない女性差別全般に関する電話相談<sup>23</sup>が実施された際に、職場内での「セクシュアル・ハラスメント」にあたる相談がなされていた。このとき行われた電話相談は、労働に関する相談が29件（全102件中）、その内職場での男女関係に関する相談が3件であった。そして最後3件の具体的な内容は「上司が肉体関係をせまったり、強要したりする」というものであった（女性差別110番実行委員会1980：45）。また、相談員がそれぞれの相談内容をまとめているのだが、そのなかに「寡婦であるがゆえに職場の男性から遊びの対象としてとり扱われやすいことなどを訴えていました」（女性差別110番実行委員会1980：48）という記述がある。この相談は、「労働」の相談として括られてはいるが、他の相談内容とは異なり、今後の対策などは書かれておらず、扱われ方も小さい。ここでは、働く女性の問題というよりも、むしろ「寡婦」の問題として取り上げられているといえる。

実はこのように、女性労働者差別という視点では捉えられなかった困難が、「寡婦」や「離婚した女性」の困難として、1980年代前半にはすでに噴出していた。たとえば、「ハンド・イン・ハンドの会」<sup>24</sup>のミニコミ、『ハンド・イン・ハンド』1984年6月号には、「離婚女性に対する性的差別」の経験が寄せられている。

離婚した女にとって、よい仕事につくということはいろいろな意味で本当に  
むずかしいものですね..... [好条件の会社だったが] 実際に勤めてみると、  
思いもよらないイヤガラセが.....何と社長から性関係を強要されたのです。  
(「ハンド・イン・ハンドの会」1984年6月：2-3 □の補足は筆者による)

離婚した女性が働く際にぶつかる困難の一つとして紹介されたこの経験に対して、1年後、自身にも同じ経験があるという別の読者たちから下記のような記事が投稿されている。

去年の夏、ある会社の役員付秘書ということで、かなりの倍率にもかかわらず好条件で採用されました。.....ところが私の上司、どういふつもりかいいよって来たんです。.....「月々〇十万円面で面倒をみてやる」などと言い出しました。.....その日のうちに辞めました。(「ハンド・イン・ハンドの会」1985年5月：3)

興味と憤怒の気持ちで読みました。とかくひとりですと、いい寄ってきたり、いたずら電話や手紙が来たり、常に好奇の目で見られます。私自身も.....いやな目は経験してきました。.....うちの会社の事務員さんも.....周囲の男性がうわさしていることもあり、何度も泣いたことがあるそうです。(「ハンド・イン・ハンドの会」1985年6月：7)

この3名の投稿に共通するのは、彼女たちは“自分が離婚した女性だから言い寄られた”と受け取っている点だ。つまり、離婚したからこそ受けた「イヤガラセ」であると位置づけている。このように彼女たちが考えるのは、おそらく、シングルになった女性たちがより弱い立場に置かれがちであるからだろう。1万人アンケートの結果にも、それは現れている。アンケートの結果、女性は婚姻状態に関係なくセクシュアル・ハラスメントの被害に遭遇しているが、被害後の退職率は離婚している女性が最も低いと出ている（125人中13人）。このような結果に対し、三多摩の会は「一人で生計を立てる必要が高いであろう離婚女性の深刻さは想像にあまりある」（三多摩の会編1991：107）とまとめている。

「ハンド・イン・ハンドの会」に投稿された女性たちの経験は、働く女性の問題としてではなく、離婚女性の問題として捉えている。それは「女性」や「働く女性」という広いカテゴリーではなく、「離婚した女性」というより限定的な、同じ境遇にある女性同士だからこそ、語る事が可能となったのではないだろうか。

#### 4-2. 職場に対する抗議に伴う困難——職場内のポルノグラフィ

ここまで、女性たちがどのようにして彼女たちの経験を「セクシュアル・ハラスメント」として結び付けてきたか、どのように語ってきたのか、という点に注目してきた。つまり、個人的な経験を女性問題として認識していく過程をみてきた。ここでは、「セクシュアル・ハラスメント」を受けた際の抗議のむずかしさについても述べておきたい。というのも、セクシュアル・ハラスメントへの抗議の多くが、顔見知りの関係にある人に対して行われるために、企業に対して抗議する際にはなかった困難を伴うからだ。ここではその違いを捉えるために、5章でみた反ポルノグラフィ運動と、職場内のポルノグラフィ（環境型セクシュアル・ハラスメント）への抗議を取り上げる。

本章でみてきた事例の多くが、その女性に対して行われた行為であった。つまり、「私」に対して行われる性的誘いかげや、痴漢行為、中傷などが告発されてきた。しかし、そうした直接的な行為のみがセクシュアル・ハラスメントではない。「環境型」と言われるセクシュアル・ハラスメントの一つとして、ポルノグラフィが挙げられる<sup>25</sup>。これは、職場内でポルノグラフィを見せたり、卑猥な話を聞こえるように話したりする、というものが当てはまる。

5章でみてきた行動する会による反ポルノグラフィ運動のなかでも、繰り返し公的な場面におけるポルノグラフィの存在が批判されてきた。彼女たちが批判した「公的な場面」には、職場も含まれていた。

職場におけるポルノ侵入は国の役所も例外ではなく（むしろ民間企業以上？）ポルノ環境度は高いとのこと。たとえば総理府には2メートル大のヌード写真がはってあった……一度役所回りをしたら、という提案もあった。……10年前にやめた銀行に行ったところ相も変わらず男性行員の机の上にはヌードカレンダーが置いてあった（「行動する会」1988年3月a：下線は引用者による）

このように、行動する会が問題として取り上げているのは、個人の所持している雑誌等というよりも、職場内に貼られているポスターやカレンダーであった。特にそうしたポスターやカレンダーは、ポルノグラフィとして作られたものではない。各企業がノベルティとして作成したものであり、挨拶する際などに配布されるものであった。なぜ生命保険の会社のカレンダーにヌードが必要なのか、行動する会そうした企業に対して止めるように抗議してきた。

5章でみたように、行動する会は様々な企業へ抗議を行ってきた。そのなかでは、すぐに抗議が受け入れられる場合もあれば、無視され続けたという場合もあった。ここで注目したいのは、女性グループ対企業の抗議ではなく、個人対個人（職場）という抗議の様子である。行動する会によれば、職場の同僚に対して抗議する場合には「自由な雰囲気管理されるのは困る」（「行動する会」1988年12月号：4）と拒否されることも多かったという。

職場の小さなカレンダーに反発することもしてきませんでした.....職場の人間関係をややこしくしたくないとか、言論・出版の自由とポルノ表現についての自分の意見を持っていなかったためです。しかし、小さなヌードカレンダーを見るたびに、ドキッとすると同時にいやだなとも感じていたことは確実です。（「行動する会」1988年3月b：4）

職場の同僚に対して抗議を行うというのは、相手が「敵手」であると割り切れない関係にあることから余計に困難を伴う。相手との関係性や、職場の雰囲気など、そこで働き続けるためには気を使わなければならない。さらに、企業への抗議する際にはほとんどないであろう、「報復」の可能性もある。1万人アンケートのなかでも、職場に「性的な写真をたくさん貼られた.....頭にきて全部はがしたら、どなられ、次はもっとひどいのを貼られました」（三多摩の会 1991：55-6）などの報復を受けた例が載せられている。

行動する会の行った企業に対する抗議のなかでは、「表現の自由」の観点から反論されたり、気にしすぎだと馬鹿にしたり、抗議自体を無視するなどの対応もあった。しかし、グループ対企業という場合には、たとえばマスメディアが名指しで中傷するということはあったとしても、企業側の人間が直接グループのメンバーに攻撃を仕掛けるようなことはない。しかし、個人対個人という形で抗議を行う場合には、直接的な攻撃を受ける場合がある。

こうしたリスクが、職場内で起こってきた「セクシュアル・ハラスメント」の問題化を難しくさせていたのではないだろうか。セクシュアル・ハラスメント被害を受けた女性と企業の間に入るという支援を行う女性グループもあるが、こうした支援グループが果たした役割を検討することは、今後の課題としておきたい。

## 5節 さいごに

本章では、アメリカのフェミニズム運動に登場した「セクシュアル・ハラスメン

ト」という概念が日本で導入され、広まっていく過程を見てきた。1989年は「セクハラ元年」と呼ばれ、急速にセクシュアル・ハラスメントという概念が世に広まった年であった。しかしそれは、単に物珍しい言葉として広まったのではなく、80年代を通して、女性たちが個々に受けてきた性的いやがらせの経験を、女性全体の問題として位置づけてきたことで、セクシュアル・ハラスメントという概念を受け入れる土台が作られていたのだ。

様々な事件やアンケートを通して、女性たちは自身らが経験してきた「些末な」出来事を、女性に共通する問題であると認識していった。西船橋事件では、被告女性の受けた恐怖は、「女（わたし）」の恐怖であると捉えた。それに賛同する女性たちの存在は、これまで男性中心主義社会のなかで彼女たちが感じてきた恐怖や不快さというものが無視されてきたという背景を示している。三多摩の会は、それまで無視されてきた女性たちのそうした経験と、セクシュアル・ハラスメントという概念とを結び付け、女性差別の問題であると定義する役割を果たしたのである。

以上のように、1980年代は女性たちの経験に名前を付けることで「女性差別」の具体的な姿が明らかになっていった。本章冒頭で述べたように、「グレイゾーン」の存在は、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、おそらく様々な差別の問題につきまとう。何がポルノグラフィなのか、どこまでがセクシュアル・ハラスメントなのか。それらは個人の感じ方に依る、などといって終わりにすることはできない。それを狭めていくためには、個々の事例として留めずに、女性全体の問題として捉え返すことが必要なのではないか。そしてその個人と全体とを結ぶために、女性運動の存在が重要なカギになるだろう。

---

[注]

- 1 「ユーキャン新語・流行語大賞」の第6回(1989年)、新語部門金賞を受賞した。ちなみに受賞者は、「西船橋事件」で弁護を行った弁護士の河本和子氏である。
- 2 均等法の第二節、十一条には、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」と記載されている(電子政府の総合窓口 2017)。
- 3 他にも、京都大学で起きた男性教授から女性職員に対するセクシュアル・ハラスメント事件(1992年)を機に、学校内のハラスメント(キャンパス・セクシュアル・ハラスメントや、アカデミック・ハラスメント)についても調査、研究が進められている。湯川やよい(2014)は、大学教員一生徒の距離感や、変化のなかにある大学という場など、職場内でのハラスメントとは異なる特徴があることを示している。独特の状況については他にも、近年ハラスメントが表面化しているスポーツ界では、「暴力を暴力と思わない……風土が」存在しており、ハラスメントが問題視されるようになったにも関わらず有効な対応策がとられていない(山田ゆかり・井上則子 2017)と報告されている。
- 4 そうしたグレイゾーンの例として、牟田(2013)は、「デート」を数回重ね、順調に「恋愛」を発展させていったと考える上司と、上司の権力でもって仕事時間外にも連れ回されたと考える部下という例を出している。マッキノンも、セクシュアル・ハラスメントには露骨なものばかりでなく、「権力と愛情がまじりあやふやな領域が存在している」と明言している(Mackinnon 1979=1999: 101)。
- 5 特に男女間の待遇差別に関しては裁判を行い、是正を要求してきた。賃金格差、昇給格差裁判に関する事例として、鉄連の七人と共に性による仕事差別・賃金差別と闘う会(1978)や、支払基金の女性差別と闘う原告団(1980, 1984)など。
- 6 均等法の中身めぐる女性団体の主張の対立(「平等」か「保護」か)については、村上(2009)が詳しい。
- 7 著作は、Farley. Lin, 1978, *Sexual Shakedown—The Sexual Harassment of Women on the Job Hardcover*; McGraw-Hill Book Company. 抄訳者は柳田 ゑみ。
- 8 アンケート対象者は、「新日本婦人の会の会員・読者および同じ職場で働く仲間五〇〇〇人余、フルタイムー239 職場、パートタイムー149 職場」(新日本婦人の会 1982: 8)。
- 9 他にも、アメリカのセクシュアル・ハラスメントに関する裁判の状況を知らせる論文として、奥山明良(1984)、渡辺圭(1985)、渡辺華子(1985)がある。
- 10 女性に対して、職場の上司らが、『男関係にだらしのない女だ』『誰それと不倫

---

している』と根も葉もない噂を流す。卵巣腫瘍の手術で入院したことを『男遊びが激しくて、婦人病にかかった』と周囲の人たちに言う」など、女性への中傷が2年半にわたって行われたという（晴野 2003）。裁判は1989年に提訴、1992年に女性側の全面勝訴となった。

- 1<sup>1</sup> また同裁判の判決の意義について、戒能は次の点も挙げている。『女性の尊厳や性的平等』につながる人格権を認めることによって、加害者の行為がセクシュアル・ハラスメントであることを実質的に承認する一方で、雇用管理における男女平等理念をうたった本判決は、画期的なものである」（戒能 2007：215）。
- 1<sup>2</sup> それというのも「セクシュアル・ハラスメント」の語が「職場内の性的いやがらせ」のイメージが強さからであった（原山 2011：70-72）。この事件が起きたのと同時期、1986年1月には、「東京・強姦救援センター」がセクシュアル・ハラスメントの相談が増加していると記している。

[センターの] 最近半年間の電話相談 [には] .....職場での性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）が目立つ.....上司に性的交渉（微妙なワイセツ行為から強姦まで）を強要され、職を奪われたくないために泣き寝入りせざるをえない女たちの状況が、はっきり見えてくる。（「婦人民主クラブ」1986年1月31日号：3 □ の補足は筆者による）。

- 1<sup>3</sup> 西船橋事件から1年後の1987年、「山形裁判」が起きる。これはバスガイドとして働いていた女性が、運転手3名が強姦されたことを上司に訴え出たところ、何の説明もなく女性が解雇されたというものである。女性はこれを不当解雇だとして、撤回を求めて提訴した。会社側からの嫌がらせや裁判の報道、事件から時間が経過していたために強姦の事実を立証することが難しかったことなど、女性はかなりの精神的苦痛を強いられることになった。最終的「和解」という形をとった同件について、支援する会は「この経験を今後の反セクシュアル・ハラスメントにつなげていきたい」（「婦人民主クラブ」1988年6月10日号：3）と記している。
- 1<sup>4</sup> しかし、この裁判を支援する会（「職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会」）の発足集会（1989年8月）での次の発言を見ても、まだセクシュアル・ハラスメント概念が浸透しているとは言えない状況であったことは確かである。「性的いやがらせについては、.....日本では87年の西船橋事件、88年に三多摩の会が『セクシャル・ハラスメント』を翻訳したくらいで、女性問題に取り組んでいる人たちに話しても、何？という反応が多い」（「職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会」1989年9月：ページなし）。
- 1<sup>5</sup> 「MORE (モア)」1988年6月号（5月1日発売）。「特集記事には職場の中での性的からかい、接触性関係の強要の体験から始まり、こうした行為への抗議と法的解釈などが掲載されていた」（晴野 2001：73-4）。
- 1<sup>6</sup> 三多摩の会は、男女雇用機会均等法に「『異議あり』」ということを一致点にして

- 
- 集まり、活動してきた三多摩のグループ」である（三多摩の会 1987 : 1).
- 17 アンケート用紙は B4 サイズで 5 枚、質問項目は自由回答欄を含む 169 項目であり、実施されたのは 1989 年 11 月 11 日から 1990 年 3 月末までであった。3 万部を配布し、約 7000 部の回答数（有効回答数は 6500 部）であった（働くことと性差別を考える三多摩の会編 : 8).
  - 18 三多摩の会は、男女雇用機会均等法に『異議あり』ということを一一致点にして集まり、活動してきた三多摩のグループ」である（三多摩の会 1987 : 1).
  - 19 アンケート用紙は B4 サイズで 5 枚、質問項目は自由回答欄を含む 169 項目であり、実施されたのは 1989 年 11 月 11 日から 1990 年 3 月末までであった。3 万部を配布し、約 7000 部の回答数（有効回答数は 6500 部）であった（働くことと性差別を考える三多摩の会編 : 8).
  - 20 回答数は正規雇用 133 名、パート労働 43 名であり、男女の待遇差別などが報告されている。結果は働くことと性差別を考える三多摩の会（1987）を参照。
  - 21 このハンドブックは、(Clarke. E. , 1980, *Stopping sexual harassment -- A handbook* Labor Education and Research Project) を全訳したものである。三多摩の会のメンバーがアメリカで原著のハンドブックを手に取りったことがきっかけとなる（三多摩の会 1991 : 8).
  - 22 ハンドブックについては、『婦人民主新聞』（1988 年 10 月 14 日号）の一面で、「ストップ！職場での性的いやがらせ」という記事で取り上げている。同記事内では、「職場での性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）」として、読者が実際に職場で体験した出来事が紹介されている。
  - 23 「女性差別 110 番実行委員会」部落解放（同対審）大阪府民共闘会議」が主催して、1980 年 6 月 2 日～4 日（9-19 時まで）に行われた電話相談。弁護士やカウンセラー、ケースワーカーなどが支援者となった。3 日間で 102 件の相談があり、家庭内問題が最も多く 38 件、次いで職場の問題が 29 件であった（女性差別 100 番実行委員会, 1982).
  - 24 ハンド・イン・ハンドの会。離婚、母子家庭についてについて相談、情報提供を行ってきたグループ。活動内容としては、「離婚 110 番（電話/面談相談）」、離婚講座、会員交流会、児童福祉手当等支援政策への請願書提出など（ハンド・イン・ハンドの会公式ホームページ）。
  - 25 マッキノンには、ポルノグラフィ同様、セクシュアル・ハラスメントもまた「思想を伝達している」と主張する。たとえば女性を侮蔑するような言葉をぶつけてくることは、ミソジニー的思想が入っているしそれを伝えている（Mackinnon 1993=1995 : 66-8).

## 7章 ウーマン・リブから女性に対する暴力へ

### 1節 各章のまとめ

本論文では、1970年に始まるウーマン・リブから1980年代に起きるポルノグラフィとセクシュアル・ハラスメントの問題化の過程について記述してきた。本章では、各章のまとめと、全体の結論を述べる。

序章では、本論文の視座について説明するために、1970年代におきた女性史論争について説明し、そのうえでリブ以降の女性運動をどのようにとらえるのかについて論じた。

第1章では、本論文全体の視座について検討することを目的に、これまでのリブ研究について説明した。リブは、その「新しさ」ゆえに特異な女性たちの運動とされ、フェミニズムや女性史研究のなかでは無視されてきた。そこでリブの主張を正確に捉えようとして行われた区分が、研究者のみならず、むしろ70年代前半に活動していた活動家の方から積極的に支持され、75年断絶説のような運動史観を招いてしまった。この運動の断絶史観には、“1970年代前半のリブの新しさは後続の運動には引き継がれなかった”という見方と、“1970年代前半のリブの主張はアカデミズムに引き継がれた”という見方が内包されている。筆者はこうした史観が固持されることで、1970年代以降の女性運動が矮小化されてしまう恐れがあると指摘し、リブが70年代後半以降の運動へどのように引き継がれたのかを明らかにすべきだと主張した。

第2章では、1章で説明した75年断絶説を含む、女性運動の断絶を強調するような史観とは異なる連続史観の意義を主張するために、既存の婦人運動として「日本婦人問題懇話会（＝懇話会）」を取り上げ、彼女たちの「女性解放」の議論の変遷を追った。懇話会は、1970年のリブの登場から、その主張に関心を抱いていた。しかし一方で、「若い」世代の多いリブを無批判に受容し、迎合しようとしていたわけではなく、だからといってリブを軽んじたり無視したりしたのではなかった。リブからなされた女性解放を問い直そうという問題提起に対し、彼女たちの視点から取り組んでいたのである。第2章ではそうした既存の婦人運動（懇話会）と新しい女性運動（リブ）との距離感を示すことで、リブの同時代的な影響と、「リブ以外」の運動の70年代を描き出した。また、本研究の根幹でもある運動の「断絶」「連続」についての筆者の考えもここで述べた。

第2章で運動間の同時代的なひろがりを示したのとは逆に、第3章では通史的な女性運動の広がりを示そうと試みた。第3章では、本論文の主な分

析対象であるミニコミについて詳述したのち、127誌の女性団体のミニコミのテキストマイニングを行った。マイニングしたのはミニコミの記事のタイトルであり、タイトルに用いられている語を抽出することで、ミニコミのなかで女性たちが何を語ってきたのか、その変遷を明らかにした。第3章では、1970年代を境に、「性」「差別」へ高い関心が払われてきたこと、90年代以降「暴力」が「差別」に代わり、性を問題化する際の重要な概念となったことを示した。また、この章では用いられた語の変遷から、女性たちがその時代ごとに様々なテーマに取り組んできたことが明らかになった。そしてこの結果から、90年代以降大きく取り上げられることになる「暴力」というテーマを取り上げ、70年代から80年代、つまりリブから女性に対する暴力の問題へとどのようにつながっていくのかを以降の章で取り上げることを提案した。

第4章では、女性がなぜ沈黙を強いられるのか、リブが明らかにしたその仕組みについて説明し、そうした仕組みをリブがどのように突破したのかについて記述した。女性の沈黙は、男女平等が達成されている社会のなかで、女性が分断されているために起こる。つまり男女平等が達成された社会のなかで差別や不当な扱いを受けるといったことは何か彼女に原因があるのだろう、という理解により、告発が困難になっていたのである。こうした男性中心主義社会の「常識」のなかでは告発できないため、リブは女性解放を「私（＝自分）」に起き、「私」がやりたいこと/やりたくないことから女性問題を捉え返そうと呼びかけた。こうしてリブは、「女（わたし）の問題」として様々な出来事を女性差別の問題として発見していったのである。

第5章では、「女性に対する暴力」という概念を導入して行われた80年代の反ポルノグラフィ運動を取り上げた。それまで青少年の問題とされてきたポルノグラフィを女性差別の問題として定義し、さらにポルノグラフィ的表現にまで問題を拡張することで、それがアダルトコンテンツ消費者の問題ではなく、日常生活の中で否応なく浴びせられる性差別表現の問題であると定義した。また、こうしたポルノグラフィ的表現に対する抗議のなかで、公的な場における女性の存在がいかに無視されてきたのかということも明らかにされた。

第6章では、セクシュアル・ハラスメントの問題化の過程を取り上げた。1989年の福岡裁判に至るまでに、西船橋事件（1986年）など複数の事件を経て、女性に対する性的いやがらせが横行していること、女性全体の問題であるという認識が共有されていった。さらに、労働の問題としてではなく、離婚した女性やポルノグラフィの問題として噴出してきたものが、1989年を経て「セクシュアル・ハラスメント」として認識されるようになった。この問題化にあたっては、「女（わたし）」の問題という定義づけが多く女性の関心、支援を得ることにつながった。

## 2 節 本論文の結論——リブから何が継承されたといえるのか

ここまで筆者は、70年代から80年代への運動は断絶などしていなかったという立場をとり、リブから何が引き継がれたのかを示すことを試みてきた。最後に結論として、1970年代のウーマン・リブから、80年代のポルノグラフィ運動やセクシュアル・ハラスメント運動は何を引き継いだといえるのかという点を説明しよう。そのうえで、改めて運動間の「継承」とは何かを論じたい。

まず、リブが後世の運動に残したもの、つまりリブの果たした役割とは何であったのかをもう一度確認しよう。

1970年の日本で起きたウーマン・リブという運動は、それまで疑われることのなかった「男性中心主義的な社会」というものを発見した。この社会において「人」とは、「健常者の男性」を指していた。仕事に就いていなかったり、障がいがあったり、外国籍や女性である場合などは、暗黙の裡に「人」から外され、時に人権すら保障されない存在として扱われる。殺されるようなことがあっても「仕方がない」と済まされることもあった。戦後は、男女同権であることが明言されたことによって、「人」から外されることは法律の不備のためではなく個人に責任があることとして考えられた。彼女たちに起きた「災難」（たとえば、性犯罪の被害に遭うことや、職場で性差別に直面すること、見知らぬ男性に道でしつこくからまれることなども含まれるだろう）は、多くの場合、彼女たち自身に原因があると言われてきた。

そうした状況のなかでリブが残した偉大な功績の一つは、その責任を彼女たちから取り除いた点にある。リブは、彼女たちに起こりうる「災難」を避けるために活動したのではなく、そもそもなぜその出来事が「災難」になってしまうのか、なぜその原因が女性にあると言われるのかを解明しようとしたのである。つまり、セクシュアル・ハラスメントをうまくかわす方法ではなく、なぜ触られても我慢しなければならないのか、なぜそれを咎めたことで自身の立場が不利になるのか、という点に答えようとしたのだ。そしてその過程で、様々な「災難」が特定の誰かに起きるものではなく、女性であるがゆえに起きており、個人ではなく社会のあり方に問題があったのだということを発見する。

しかし社会の変革を要求するのは難しい。なぜなら、すでに日本社会は男女同権の社会へと変わっているはずだからだ。子どもを産む/産まない、結婚する/しない、仕事を辞める/辞めないという選択は、法的な罰則を伴うものではない。女性にのみ結婚退職を規定していた企業などは裁判で違憲判決を受けている。しかし女性に降りかかる「災難」はあまりにも多く、そして日常のあらゆる場面に潜んでいる。それは暗い夜道ではなく、職場や家庭、友人や恋人の関係にある人との間に潜んでいる。さらに、外では犯罪でも、知人間であれば「冗談」や「ケンカ」で済まさなければならず、それを非難すれば逆に、「大げさな女だ」などと後ろ指をさされてしまう。

そのため、リブはまず、それら「災難」の姿を明確にしていくことから始めたのだ。彼女たちが不快に思ったり恐怖したりするものは何なのかを話していく過程で、それぞれ個々の経験であったはずの出来事が、女性共通の悩みであり、そして取り組むべき課題であることが見えてきたのである。私の問題は女の問題であり、女の問題は私の問題ということが明確になっていった。こうして、自分に責任があると思っていた出来事が実は、そう思われていた、責任を押しつけられていたのだということが明らかにされたのである。

「私の問題＝女の問題」という、個々の経験から女性問題化していくやり方は、80年代の運動にも引き継がれていく。80年代は、日々テレビや雑誌、お店や電車のなかで、女性の裸の写真や絵が溢れていた。強姦を連想させたり、揶揄するような表現すら、目を引くために用いられた。しかしこれはあくまでも表現の一種であり、差別を助長するためではなく、商戦や芸術、娯楽として用いられてきた。それゆえ「表現」への抗議は、「表現の自由」の侵害であり、逆に性の豊かさを貶めていると非難された。また、男性から女性に対して多少強引なアプローチをすることは、問題であるどころか「純愛」とみなされ、拗れるのは女性が気をもたせたり、誘惑したせいだと言われた。そして、たとえ親密な間柄にない相手であっても少し体を触ることは挨拶であり「コミュニケーション」の一環とされた。

このような時代であったからこそ、80年代の運動の運動が果たした役割は大きい。70年代のリブが、男性中心主義社会のなかで見過ごされてきた「災難」の存在を明らかにしたセンセーショナルな運動であるならば、80年代はその「災難」の一つ一つの実体を明らかにしていく運動であった。「私」が感じる不快さや怒りの原因は何か。「私」は、性行為の映像に腹を立てているのではなく、強姦を矮小化して描いている映像に腹を立てているのである。男性に触られるのが嫌なのではなく、好いてない男性に触られるのが嫌なのである。LFセンターや行動する会は、彼女たち自身が「ポルノグラフィ表現」と感じるもの一つ一つを取り上げ、裸が問題なのではなく、女性の身体の一部を切り取って使用すること、水着の女性を使用する関連性がないこと、強姦を連想させるような表現であることが問題なのだとして抗議した。三多摩の会は全国の女性を対象にアンケート調査を行い、どのような行為が職場で横行しているのか、女性たちは何を不快に感じているのかを明らかにした。

それでは、70年代から継承されたものとは一体何だったのだろうか。筆者は本論文の結論として次の2点を主張したい。1つは、「女（わたし）の問題」というリブのレトリック、つまり「personal is political」の思想である。この思想が重要なのは、女性問題を、被害者の運動に限定させないところにある。女性だからといって必ずしも強姦や痴漢などの性被害を受けるわけではないし、差別とは無関係に生きてきたという女性もいるだろう。しかし、「女（わたし）の問題」と定義することによって、「同じ女の問題」として彼女たちを動員することが可能になる。行動する会は、ポルノグラフィを

見る視線は現実の女性たちに向けられる視線なのだと批判した。単に「私」が不快だから批判しているのではなく、女性全体に通ずる差別の視線として抗議したのである。三多摩の会はアンケート調査を経て、あらゆる種類のセクシュアル・ハラスメントが女性を苦しめてきたことを明らかにした。この「女（わたし）の問題」というレトリックは、生き方が多様化している昨今では有効性をもたないと言われることもある。しかし筆者は、生き方の多様性が増せば増すほど、女性ゆえに起こりうる問題は明確になると考える。多様になったはずの社会でも、女性というカテゴリーに属する人びとが共通して不利益を被っていることがあるのならば、「女（わたし）の問題」として取り組んでいくことは可能である。

リブから継承したもう1つは、「嫌なことを嫌だと言っていい」というような肯定の論理である。これまで「些末な出来事」とされてきたことを「女性差別」「被害」として転換するための視点である。これは、「女（わたし）の問題」として問題化していく前の段階にあるものだ。無論これは、「女性は男性に虐げられた被害者だ」という視点ではない。筆者が先ほど、「災難」の責任が女性たちに押しつけられてきたと記したとおり、彼女たちは何かの「被害」に遭った際、それを「罰」であるかのように受け取ったり、周囲からそう受け取られたりしてきた。もしくは、「そんなこと」というように些細な出来事だと軽んじられてきた。

彼女たちが「被害」を訴えた際には、過去に遡って彼女の行いは精査され、服装、化粧、話し方、職業、煙草、酒、過去の交際相手、家柄、親族の素行などから、概ね彼女の「過失」が認められる。そうすると彼女は純粋な被害者ではなく、事件を招いた原因とされ、声を上げる資格がないものとして扱われる。それゆえ彼女が被害を訴えることは、実に「あつかましいこと」として糾弾されてしまう。だからこそリブの「言いたいことを言おう」「嫌なことは嫌だと言って良い」という女性視点の肯定は、被害者としての資格を問われることなく声を上げられるという意味で重要なのだ。彼女の外見、職業、交際経験等がどうであっても、それは彼女が不当に搾取されたり、暴力を振るわれたりする理由にはならないということを、リブは主張したのである。

この2点、つまり「女（わたし）の問題」と「肯定の論理」という思想が、リブから後世の運動が継承したものである。継承とは、人的・組織的な同一性ではなく、同じ問題に取り組んできたというテーマの同一性により主張されるのではない。各運動のなかで何が主張されたのか、どのような役割を果たしたといえるかを明らかにすることで、問題化の過程に類似性や変化が見えてくる。そうした類似性や変化から、運動から運動へ継承や断絶を論じるべきなのである。

女性運動は、一部の女性の利益を求めて行われてきたのではない。苦しめられてきた多くの女性たちが、その結果としてそれぞれの問題に携わってきたのである。だからこそ女性運動の歴史は忘れられてはならないし、そこで

何が問題とされ、主張されてきたのかを明らかにしていくことが必要なのだ。本論文がそのすべてを明らかにしたとはいえないが、一つ一つ地道に明らかにしていくことが筆者の今後の課題である。

## 謝辞

本研究を進めるにあたりお世話になりました皆さまへの感謝の言葉は筆舌に尽くしがたく、何とお礼を申せばいいのかわかりません。特に、修士論文の執筆時から長い間ご指導を賜りました横浜国立大学都市社会共生学科教授の江原由美子先生、突然のお願いにもかかわらず主査を引き受けてくださいました首都大学東京人文科学研究科教授の丹野清人先生、テキストマイニングの技術を一からご教示いただきました首都大学東京人文科学研究科教授の左古輝人先生には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。また、論文執筆に当たり多くのアドバイスを頂きました立教大学社会学部助教の須永将史先生、並びに日常の議論を通じて多くの知識や示唆をいただきました首都大学東京の社会学教室の皆さま、各研究会でお世話になりました皆さまにも厚く御礼申し上げます。

## 参考文献

- 阿部恒久・佐藤能丸, 2000, 『通史と史料 日本近現代女性史』, 芙蓉書房出版.
- 安立清史, 1985, 「後期資本主義下の社会運動」『ソシオロギス』9, 164-78.
- 赤川学, 1992, 「ポルノ批判—その社会運動としてのアイデンティティと社会理論としての背後仮説」『女性学年報』13, 25-35.
- , 1996, 『性への自由/性からの自由—ポルノグラフィの歴史社会学』, 青弓社.
- 亜紀書房編集部編, [1971] 1975, 『性差別への告発』, 亜紀書房.
- 秋山洋子, 1993, 『リブ私史ノート』, インパクト出版会.
- 秋山洋子, 千田有紀・田中美津・加納実紀代, 2004, 「〈リブという革命〉がひらいたもの」『かけがえのない, 大したことの無い私』, インパクト出版, 242-298.
- 青山薫, 2010, 「ジェンダー平等は日本でなぜ進まないの—特集の狙いと概要」『ピープルズ・プラン』51, 24-29.
- 朝日新聞 DIGITAL, 2011, 「『草の実』復刻版を刊行 ひととき投稿者の機関誌」(2017年10月31日取得, [http://www.asahi.com/culture/news\\_culture/TKY201103280248.html](http://www.asahi.com/culture/news_culture/TKY201103280248.html))
- Atton, C, 2002, *Alternative Media*, London: sage.
- BANDAI CHANNEL, 2016, 「まいっちゃんぐマチコ先生」(2016年1月10日取得, [http://www.b-ch.com/ttl/index.php?ttl\\_c=2210](http://www.b-ch.com/ttl/index.php?ttl_c=2210))
- Best, J., 1987, “Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problem”, *Social Problems* 34, 101-21 (=2000, 足立重和訳, 「クレイム申し立てのなかのレトリック—行方不明になった子どもという問題の構築」平英美=中河伸俊編『構築主義の社会学』世界思想社, 148-92).
- Brownmiller. S., 1975, *Against Our Will: Men, Women and Rape*, Martin Secker & Warburg Ltd. (=2000, 幾島幸子訳『レイプ・踏みにじられた意思』, 勁草書房).
- Buckelely. S. 1996, *Broken Silence: Voices of Japanese Feminism*, University of California Press.
- Cornell. D, 1995, *The Imaginary Domain: Abortion, Pornography, & Sexual Harassment*, Routledge. (=2006, 仲正昌樹監訳『イマジナリーな領域』, 御茶の水書房).
- Costain, A, 1992, *Inviting Women's Rebellion : A Political Process Interpretation of the Women's Movement*, Baltimore, The Johns Hopkins University Press.
- 段林和江, 2000, 「第8章 女性と暴力」佐々木静子編『女性が変わる生活

- と法—男女共同参画社会をめざして』, ミネルヴァ書房, 140-158.
- Nachan.D., 2007, *PORNOGRAPHY*, Ground wood Books Ltd. (=2010, 沢田博訳『1冊で知るポルノ』, 原書房)
- 電子政府の総合窓口, 2017, 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(2017年10月25日取得, <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO113.html>)
- Digital Arts, 2015, 「日本におけるインターネットの歴史」 Digital Arts, (2017年6月29日取得, <http://www.daj.jp/20th/history/>).
- 江原由美子, 1985a, 「リブ運動の軌跡」『女性解放という思想』, 勁草書房.
- , 1985b, 「『差別の論理』, とその批判—『差異』, は『差別』, の根拠ではない」『女性解放という思想』, 勁草書房.
- , 1990, 「フェミニズムの70年代と80年代」江原編『フェミニズム論争—70年代から90年代へ』, 勁草書房, 2-46.
- , 2001, 『ジェンダー秩序』勁草書房.
- , 2008, 「ジェンダー, セクシュアリティ, 暴力」江原由美子・山田昌弘『ジェンダーの社会学入門』, 岩波書店, 123-131.
- , 2010, 「女性学30年の歩み—『社会変化』, との関連で」『女性学』18, 15-24.
- 衿野未矢, 1990, 『レディース・コミックの女性学』, 青弓社.
- Fuchs, C, 2010, “Alternative media as critical media”, *European Journal of Social Theory* 13 (2), 173-192.
- Gelb. J., 2003, *Gender Policies in Japan and the United States : Comparing Women's Movements, Rights and Politics*, Palgrave Macmillan.
- Goffman. E, 1977, “The Arrangement between the Sexes”, *Theory and Society*, vol4-No3, 301-331
- 伍賀偕子, 2002, 『次代を拓く女たちの運動史』, 松香堂.
- グループ・ブノワット, 2000, 「日本語版のための序文—暴力は男の権利か」 M. デイラス監修『女性と暴力—世界の女たちは告発する』, (日仏女性資料センター翻訳グループ訳) 未来社.
- グループウィズネス編, 2005, 『性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド—性虐待を生きる力に変えて』, 明石書店.
- 幅崎真紀子, 2006, 「女性に対する暴力の現状と課題—開発援助機関の取組み」『国際協力機構(JICA)客員研究員報告書』, JICA 研究所.
- Haig. D., 2004, “The Inexorable Rise of Gender and the Decline of Sex: Social Change in Academic Titles 1945-2001”, *Archives of Sexual Behavior* 33, 87-96.
- 濱西栄司, 2016, 『トゥレーヌ社会学と新しい社会運動理論』, 新泉社.
- 原田恵理子, 2004, 「1980年代以降の女性運動とリブ—『女性に対する暴力』, をめぐって」『女性学』12, 16-25.

- 原山擁平, 2011, 『セクハラ誕生—日本上陸から現在まで』, 東京書籍.
- 晴野まゆみ, 2001, 『さらば, 原告 A 子—福岡セクシュアル・ハラスメント裁判手記』, 海鳥社.
- , 2003, 「上司からのセクハラ被害と裁判闘争を振り返って」, ふらっと人権情報ネットワーク『ふらっと NOW』, ([http://www.jinken.ne.jp/flat\\_now/gender/2003/03/28/0856-2.html](http://www.jinken.ne.jp/flat_now/gender/2003/03/28/0856-2.html) 最終取得日 2017 年 10 月 31 日).
- 長谷川公一・町村敬志, 2004, 「序論 社会運動と社会運動論の現在」曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人『社会運動という公共空間』, 1-24.
- 働くことと性差別を考える三多摩の会編, 1991, 『働く女の胸の内 女 6500 人の証言』, 学陽書房.
- 働くことと性差別を考える三多摩の会, 1987, 「均等法 1 年め! —女たちのワークソング」.
- , 1988, 「日本語版性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック」.
- 早川紀世, 2013, 「戦後女性史研究の動向と課題」『戦後地域女性史再考』, 177-211.
- 林陽子, 2010, 「女性差別撤廃条約—30 年目の到達点」『国立女性教育会館研究ジャーナル』 14, 3-14.
- 林郁, 1996, 「行動の季節, 女たちと」女たちの現在を問う会編『全共闘からリブへ—銃後史ノート戦後篇』 8, 25-9.
- 樋口耕一, 2014, 『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して』, ナカニシヤ出版.
- 堀あきこ, 2009, 『欲望のコード—マンガにみるセクシュアリティの男女差』, 臨川書店.
- 船橋邦子, 2010, 「日本の男女平等政策と女性運動—なぜ性差別解消が進まないのか」『ピープルズ・プラン』 49, 101-3.
- 藤枝滯子, 1985, 「ウーマンリブ」朝日ジャーナル編『女の戦後史・昭和 40・50 年代』, 朝日新聞社.
- 藤井誠二, 1991, 「各地で起こった規制運動徹底現地ルポ」月刊『創』, 編集部編『「有害」コミック問題を考える』, 創出版.
- 藤木 TDC, 2009, 『アダルトビデオ革命史』, 幻冬舎新書.
- , 2014, 「お色気番組の歴史—昭和民放テレビ深夜枠の興亡と変遷をたどる」佐野亨編『昭和・平成 お色気番組グラフィティ』, 河出書房新社, 94-101.
- 藤原広美, 2015, 「デジタル時代のオルタナティブ・メディア研究—2000 年以降の欧米先行研究から再考する『オルタナティブ』, の概念と定義」『立命館産業社会論集』 51 (3), 87-103.
- 伊田広行, 1997, 「関西でのウーマン・リブとフェミニズムの理想と動向—75~85 年」『大阪経大論集』 48 (4), 213-46.

- 井上輝子, 1995, 「メディアが女性をつくる? 女性がメディアをつくる?」  
井上ほか編『日本のフェミニズム 表現とメディア』, 岩波書店, 1-30.
- , 2006, 「第2章 『ジェンダー』, 『ジェンダーフリー』, の使い方,  
使われ方」若桑みどり・加藤秀一・皆川万寿美・赤石千衣子編『「ジェ  
ンダー」の危機を超える! —徹底討論! バックラッシュ』, 青弓社, 61-  
82.
- 井上輝子, 秋山洋子・池田祥子, 1996, 「座談会・東大闘争からリブ,そして  
女性学,フェミニズム」女たちの現在を問う会編『全共闘からリブへ—銃  
後史ノート戦後篇』8, 38-70.
- 井上輝子, 長尾洋子・船橋邦子, 2006, 「ウーマンリブの思想と運動—関連  
資料の基礎的研究」『東西南北』2006, 134-158.
- 色川大吉, 1975 [1991], 「『婦人公論』が歩んだ六〇年と女性たち」古庄編  
『資料女性史論争』, 32-34.
- 石田基広, 2008 [2013], 『Rによるテキストマイニング入門』, 森北出版株  
式会社.
- 石川准, 1988, 「社会運動の戦略的ディレンマ—制度変革と自己変革の狭間」  
『社会学評論』39 (2), 153-167.
- 石月静恵, 1996, 『戦間期の女性運動』, 東方出版.
- 石月静恵, 大越愛子・倉地克直, 1999, 「“歴史学・フェミニズム・女性史”  
座談会」, 石月静恵・藪田貫編『女性史を学ぶ人のために』, 132-81.
- 伊藤雅子・駒野陽子・田中美津・団真樹子・樋口恵子・矢内直, 1971, 「特  
集 ウーマンリブを洗い直すその1 座談会 日本のリブのめざすもの」  
『朝日ジャーナル』13 (23), 4-10.
- 伊藤良子, 2013, 「ミニコミにみる性暴力の社会問題化」『女性学年報』34,  
67-87.
- 伊藤康子, 2005, 『草の根の女性解放運動史』, 吉川弘文館.
- 岩崎直子, 2001, 「男性が受ける性的被害をめぐる諸問題」『こころの健康』  
16, 67-75.
- Jayyusi. L., 1984 [2014], *Categorization and the Moral Order*,  
ROUTLEDGE REVIVALS.
- 住民図書館編, 1992, 『ミニコミ総目録』平凡社.
- 女性差別110番実行委員会, 1980, 「女性差別110番報告集 女だからって  
あきらめていませんか」.
- 戒能民江, 2002, 『ドメスティック・バイオレンス』, 不磨書房.
- , 2007, 「セクシュアル・ハラスメントの司法的救済とその限界」『F-  
GENS ジャーナル』7, 214-22.
- 皆川みずゑ, 藤田嘉代子, 大橋由香子, 海妻径子, 2009, 「つながる? つな  
がれない? 〈女〉と〈女〉—リブやフェミニズムは何を伝え, 現実はど  
う変わったか?」『インパクション』171, 19-39.
- 海妻径子, 2010, 「『新しい〈運動〉主体』, 論と女性運動への『敬意』, 一小

- 倉利丸『抵抗の主体とその思想』, を手がかりに」『ピープルズ・プラン』51, 88-91.
- 紙谷雅子, 1995, 「〈性の商品化〉と表現の自由」江原由美子編『フェミニズムの主張 2 性の商品化』, 勁草書房, 35-74.
- 金井淑子, 1997, 「メディアと女性の人権——描かれる対象から表現する主体に」『かながわ女性ジャーナル 15 号メディアと女性の人権』, 神奈川県立かながわ女性センター, 98-117.
- 鐘ヶ江晴彦, 1994, 「はじめに」鐘ヶ江・広瀬編『セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題か——現状分析と理論アプローチ』, 明石書店.
- 金谷千慧子, 1997, 「新しい社会運動としての行政政策への参画——『国連女性の 10 年』, と女性運動の広がりを醸成したもの」『関西大学人権問題研究室紀要』36, 1-18.
- 鹿野政直, 2004, 『現代日本女性史——フェミニズムを軸として』, 有斐閣.
- 加納実紀代, 2011, 「侵略＝差別と闘うアジア婦人会議と第二波フェミニズム」『女性学研究』18, 149-65.
- , 2003, 『リブという革命——近代の闇をひらく』, インパクト出版会.
- 柏原登希子, 国広陽子, 中村泰子, 藤沢陽子, 久保公子, 2014, 「座談会 女性紙誌はなにを伝えてきたか いまとこれからを展望する」『女性展望』668, 17-22.
- 加藤秀一, 2000, 「性暴力の『力』, はどこからくるのか——セクシュアリティと権力をめぐる断章」『武蔵野美術』115, 22-27.
- , 1998, 『性現象論』, 勁草書房.
- 川北稔, 2004, 「第 2 章 社会運動と集合的アイデンティティ——動員過程におけるアイデンティティの諸相」曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人『社会運動という公共空間』, 53-82.
- 菊地夏野, 2004, 「フェミニズムとアカデミズムの不幸な結婚」『女性学』12, 34-46.
- 木村涼子, 2000, 「女性の人権と教育——女性問題学習における主体形成と自己表現」『国立婦人教育会館研究紀要』4, 32-45.
- 北田暁大, 2005, 『嗤う日本の「ナショナリズム」』, NHK 出版.
- 清原悠, 2011, 「女性たちの住民運動——横浜新貨物線反対運動を事例に」『生活学論叢』20, 17-30.
- , 2014, 「〈私的な公共圏〉における政治性のパラドックス——女性団体『草の実会』, における書く実践を事例に」『ジェンダー研究』16, 79-114.
- 古庄ゆき子, 1991, 『資料女性史論争』, ドメス出版.
- 駒野陽子, 1999, 「『国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会』の運動は何を創りだしたか」行動する会記録集編集委員会編『行動する女たちが拓いた道——メキシコからニューヨークへ』, 11-21.
- 駒尺喜美, 1976, 「ウーマン・リブと私——戦後社会におけるリブの意味」『思

- 想の科学』, 第6次 (61), 98-112
- 小宮友根, 2009, 「第5章 『被害』の経験と『自由』の概念のレリヴァンス」酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生編, 『概念分析の社会学——社会的経験と人間の科学』130-62.
- 行動する女たちの会編, 1990, 『ポルノ・ウォッチング——メディアの中の女の性』, 学陽書房.
- 行動する会記録集編集委員会, 1999, 『行動する女たちが拓いた道——メキシコからニューヨークへ』, 未来社.
- 久場嬉子, 1987, 「マルクス主義フェミニズムの課題」女性学研究会編『女性の目で見ると』, 20-35.
- 栗原奈名子, 1993, 『ルッキング・フォー・フミコ』, ジグロ.
- MacKinnon. C.A and Dworkin. A. , 1988, *Pornography and Civil Rights: A New Day for Women's Equality* , (=2002, 中里見博・森田成也訳, 『ポルノグラフィと性差別』, 青木書店).
- MacKinnon. C.A., 1979 , *Sexual Harassment of Working Women: A Case of Sex Discrimination* , Yale University Press. (=1999, 村山淳彦・志田昇訳, 『セクシャル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウィメン』, こうち書房.)
- , 1987, *Feminism Unmodified: Discourses on Life and Law* , Harvard University Press. (=1993, 奥田暁子・加藤春恵子・鈴木みどり・山崎美佳子訳, 『フェミニズムと表現の自由』, 明石書店).
- , 1993, *Only Words* , Harvard University Press. (=1995, 柿木和代訳, 『ポルノグラフィ『平等権』, と『表現の自由』, の間で』, 明石書店.)
- 丸山尚, 1985a, 『「ミニコミ」同時代史』, 平凡社.
- , 1985b, 『ミニコミ戦後史——ジャーナリズムの原点を求めて』, 三一書房.
- , 1992, 「市民社会の形成とミニコミの役割——解説にかえて」住民図書館編『ミニコミ総目録』5-37.
- , 1997, 『ローカル・ネットワークの時代——ミニコミと地域と市民運動』, 日外アソシエーツ.
- 町村敬志, 2012, 「市民的アクティビズムの組織的基盤を探る——ミニコミ・アーカイブズの効用」『社会と調査』8, 38-46.
- 町野美和, 1996, 「性解放の名のもとに」女たちの現在を問う会編『全共闘からリブへ——銃後史ノート戦後篇』8, 124-125.
- 松井やより, 1975 [1983], 『女性解放とは何か——女たちの団結は力強く、国境を超える』, 未来社.
- 松井久子, 2014, 『何を怖れる——フェミニズムを生きた女たち』, 「フェミニズムを生きた女たち」をつくる会.
- 松浦さところ, 1997, 「オルタナティブ・メディアと女性のエンパワーメント」

- 『かながわ女性ジャーナル』15, 82-97.
- 三木草子, 1994, 『『未婚の母』差別裁判に抗議しK子さんを支援する運動』  
溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史Ⅱ』, 195.
- 道場親信, 2006, 「1960-70年代『市民運動』, 『住民運動』, の歴史的位  
置——  
中断された『公共性』, 論議と運動史的文脈をつなぎ直すために」『社会  
学評論』57(2), 240-258.
- , 成元哲, 2004, 「序章 社会運動は社会をつくる？」大畑裕嗣・道  
場親信・成元哲・樋口直人編『社会運動の社会学』, 1-11.
- 宮淑子, 1984, 『ドキュメント性暴力(レイプ)』, サンマーク出版.
- , 1989, 『セクシュアル・ハラスメント——性的いやがらせ・おびやか  
し』, 教育出版会.
- 宮地佳子, 2011, 「70年代が今につながって」『女性学研究』18, 132-48.
- 宮園久栄, 2003 [2009], 「コラム なぜ強姦被害者は告訴しないのか」第  
二東京弁護士会 両性の平等に関する委員会 司法におけるジェンダ  
ー問題諮問会議編『改訂版 事例で学ぶ司法におけるジェンダー・バイ  
アス』, 明石書店, 156-7.
- 溝口明代・佐伯洋子・三木草子編, 1992, 『資料 日本ウーマンリブ史Ⅰ』,  
松香堂.
- 編, 1994, 『資料 日本ウーマンリブ史Ⅱ』, 松香堂.
- 編, 1995, 『資料 日本ウーマンリブ史Ⅲ』, 松香堂.
- 守如子, 2010, 『女はポルノを読む——女性の性欲とフェミニズム』, 青弓社.
- 森川早苗, 2005, 「女性がアサーションを学ぶ意味」『現代のエスプリ』450,  
89-98.
- 森岡正博, 2001, 「ウーマン・リブと生命倫理——一九七〇年代優生保護法改  
悪反対運動の思想史的位  
置付け」山下悦子編『女と男の時空 日本女性  
史再考11 溶解する女と男——現代(上)(藤原セレクション)』, 藤原書  
店, 37-67.
- 森節子, 1996, 「『男並み女』からリブへ——学園闘争の中から, 女のグル  
ープ『エス・イー・エックス』はなぜ生まれたのか」女たちの現在を問う  
会編『全共闘からリブへ——銃後史ノート戦後篇』8, 164-71.
- 森田ゆり, 2001, 『ドメスティック・バイオレンス——愛が暴力に変わると  
き』, 小学館.
- 森田ゆり・福原啓子・渡辺和子, 1998, 『ウィメンズブックス・ブックレッ  
ト5 女性に対する暴力——フェミニズムからの告発』, ウィメンズブ  
クストア松香堂書店.
- もろさわようこ, 1971, 「戦後婦人運動への衝撃」『朝日ジャーナル』13(23),  
16-7.
- 村上潔, 2009, 「『男女平等』, を拒否する『女解放』, 運動の歴史的意義——  
『男女雇用平等法』, に反対した京都のリブ運動の実践と主張から」  
『Core ethics』5, 237-338.

- 村上信彦, 1970, 「女性史研究の課題と展望」『思想』549, 83-95.
- , 1971 [1991], 「女性史研究の性格と方法について——伊藤康子の批判に関連して」古庄編『資料女性史論争』, 117-31.
- 村上知彦・大塚英志, 1991, 「対談『有害』, コミック騒動とまんがの現在」月刊『創』, 編集部編『「有害」コミック問題を考える』, 創出版.
- 牟田和恵, 2006, 「フェミニズムの歴史から見る社会運動の可能性——『男女共同参画』, をめぐる状況を通しての一考察」『社会学評論』57 (2), 292-310.
- , 2013, 『部長, その恋愛はセクハラです!』, 集英社新書.
- , 2016, 「セクハラ問題から見るジェンダー平等への道——問題化の歴史を振りかえって」『法社会学』82, 111-22.
- 中河伸俊, 1999, 『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』, 世界思想社.
- 中野冬実, 1996, 「自己肯定という思想」女たちの現在を問う会編『全共闘からリブへ——銃後史ノート戦後篇』8, 19-22.
- 中里見博, 2007, 『ポルノグラフィと性暴力——新たな法規制を求めて』, 明石書店.
- 中澤秀雄, 2004, 「争議のサイクルとレパトリーから見る社会変動」曾良中清司ほか編『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア』, 成文堂, 25-52.
- 南陀楼綾繁, 1999, 「われわれはなぜミニコミをつくるのか?」串間努編『ミニコミ魂』, 晶文社, 10-23.
- 根村直美, 2001, 「ポルノグラフィに関する一試論——哲学・倫理学における議論を中心に」『ジェンダー研究』4, 123-135.
- 日本婦人問題懇話会会報アンソロジー編集委員会, 2000『社会変革をめざした女たち——日本婦人問題懇話会会報アンソロジー』, ドメス出版.
- 西城戸誠, 2004, 「第4章 ボランティアから反戦デモまで——社会運動の目標と組織形態」大畑裕嗣・道場親信・成元哲・樋口直人編『社会運動の社会学』77-93.
- 西川祐子・上野千鶴子・荻野美穂, 2011, 『フェミニズムの時代を生きて』, 岩波書店.
- 西田慎・梅崎透, 2015, 「なぜ今「1968年」なのか」西田・梅崎編『グローバル・ヒストリーとしての『1968年』, —世界が揺れた転換点』, ミネルヴァ書房, 1-21.
- 西村光子, 2006, 『女たちの共同体——七〇年代ウーマンリブを再読する』, 社会評論社.
- 野田さやか, 2004, 「日本における第二波フェミニズムの展開と課題——『遅れてきたフェミニスト』, がリブから学ぶもの」『甲南女子大学大学院論集』, 71-82.
- 野口由里子, 2016, 「アーカイブズにおけるミニコミ資料利用の展開の可能

- 性——ミニコミ資料『ブーゲンベリア』, の事例分析から」『大原社会問題研究所雑誌』694, 27-40.
- Norgen, T., 2001, *Abortion before birth control: the politics of reproduction in postwar Japan*, Princeton University Press (=2008, 岩本美砂子監訳『中絶と避妊の政治学——戦後日本のリプロダクション政策』, 青木書店).
- Oberschall, A., 1973, *Social Conflict and Social Movements*, Prentice Hall.
- 荻上チキ, 2011, 『セックスメディア 30 年史——欲望の革命児たち』, 筑摩書房.
- 荻野美穂, 2014, 『女のからだ——フェミニズム以後』, 岩波書店.
- 奥山明良, 1984, 「アメリカに見る労働環境と性差別——性的いやがらせ (Sexual Harassment) と公民権法第七編 (The Title 7)」『判例タイムズ』35 (14), 18-32.
- , 1987, 「〈論説〉アメリカの働く女性と性的いやがらせ (Sexual Harassment) ——ヴィンソン事件を中心に」『成城法学』23, 1-31.
- , 1991, 「アメリカの判例にみる使用者責任」日本経営者団体連盟広報部編, 『セクシュアル・ハラスメント』, 日本経営者団体連盟広報部, 148-70.
- 女たちの現在を問う会編, 1996, 『全共闘からリブへ——銃後史ノート戦後篇 8』, インパクト出版.
- 大越愛子, 1994, 「フェミニズム人権論に向けて」渡辺和子編『女性・暴力・人権』, 学陽書房, 41-61.
- 大嶽秀夫, 2017, 『フェミニストたちの政治史——参政権, リブ, 平等法』, 東京大学出版会.
- 太田恭子, 1996, 「女たちの全共闘運動」女たちの現在を問う会編『全共闘からリブへ——銃後史ノート戦後篇』8, 71-9.
- 小沢遼子, 1976, 「ウーマン・リブの 80 年代」『現代の眼』17 (2), 136-143.
- 小澤かおる, 2014, 「性的少数者のライブラリ・アーカイヴはなぜ重要か——LOUD ライブラリの場合」『社会学論考』35, 1-28.
- Piepmeyer, A., 2009, *Girl Zines: Making Media Doing Feminism*, New York University Press. (=2011, 野中モモ訳『ガール・ジン——「フェミニズムする」少女たちの参加型メディア』, 太田出版).
- ポルノ被害と性暴力を考える会, 2010, 『証言・現代の性暴力とポルノ被害——研究と福祉の現場から』, 東京都社会福祉協議会.
- 編, 2013, 『森美術館問題と性暴力表現』, 不磨書房.
- ポルノ・買春問題研究会編, 2003, 『マッキノンと語る——ポルノグラフィと売買春』, 不磨書房.
- リブ新宿センター資料保存会編, 2009, 『リブニュース この道ひとすじーリブ新宿センター資料集成』, インパクト出版会.

- 労働政策研究・研修機構, 「個別労働関係紛争判例集 (87) 【女性労働】 定年・退職年齢の男女間格差」 (<http://www.jil.go.jp/hanrei/conts/087.html>) (最終取得日 2017年10月12日)
- 斉藤正美, 2003, 『ウーマンリブとメディア』, 『リブと女性学』, の断絶を再考する—1970年秋『朝日新聞』, 都内版のリブ報道を起点として『女性学年報』24, 1-20.
- , 2007, 「ウーマンリブは性について何を主題化しているか」根村直美編『健康とジェンダーIV 揺らぐ性・変わる医療—ケアとセクシュアリティを読み直す』, 明石書店, 125-48.
- 酒井晃, 2016, 「女性史・ジェンダー史の展開と転回—『歴史評論』, 「女性史特集」から探る」『歴史評論』796, 5-14.
- 酒井はるみ, 1971, 「ウーマン・リブと戦後の婦人運動」『社会変革をめざした女たち—日本婦人問題懇話会会報アンソロジー』, ドメス出版, 30-36.
- 酒井順子, 2017, 『婦人公論』100年に見る 変わる女, 変わらぬ女『婦人公論』102 (4), 150-3.
- 桜井厚, 2015, 「個人史の語りと歴史との接点—オーラル資料の構成と解釈」『歴史評論』777, 60-72.
- 左古輝人, 2014, 『ジェンダー』, とそれを取り巻く語彙の変遷 1980年代—2010年」江原由美子編『ジェンダーをめぐるコミュニケーション齟齬の研究』, 2011-2014年度科学研究費基盤研究C研究成果報告書, 首都大学東京, 17-39.
- 左古輝人・中川薫・須永将史・樋熊亜衣・藤井淳史, 2016, 「福祉サービス評価に用いられる語彙の分析試行—テキストマイニングの適用範囲の探索」『人文学報 社会学』51, 65-93.
- 佐々木陽子, 2003 [2009], 「コラム 貞操観念」第二東京弁護士会 両性の平等に関する委員会 司法におけるジェンダー問題諮問会議編『改訂版事例で学ぶ司法におけるジェンダー・バイアス』, 明石書店, 158.
- 佐藤裕, 2005, 『差別論—偏見理解批判』, 明石書店.
- Segal. L., 1987, *Is the Future Female: Troubled Thoughts on Contemporary Feminism*, Peter Bedrick Books. (=1989, 織田元子訳, 『未来は女のものか』, 勁草書房).
- 千田有紀, 2003, 「帝国主義とジェンダー—『資料 日本ウーマン・リブ史』を読む」加納実紀代編『リブという〈革命〉—近代の闇をひらく』, 57-78.
- , 2004, 「引き裂かれた『女』, の全体性を求めて」『女性学』12, 26-33.
- , 2010, 「小熊英二『1968』, リレー書評(3) リブの歴史を描くということ」『ピープルズ・プラン』50, 131-6.

- 千田有紀・田中美津, 2010, 「田中美津さんインタビュー『リブ』, は何を変えたのか」『ピープルズ・プラン』 51, 30-50.
- 瀬山紀子・山上千恵子, 2004, 「30年のシスターフッド 70年代ウーマンリブの女たち」女たちの歴史プロジェクト.
- 渋谷晴子, 2008, 「『第3世代』, フェミニストとリブとの距離は何か」『女性学年報』 29, 45-69.
- 澁谷知美, 2015, 「誰がハラスメントを止めるのか——抑止力としての第三者の役割を考える」『自治体議会における性差別体験アンケート報告集』 22-27.
- 支払基金の女性差別と闘う原告団, 1980, 「なみだから炎へ 昇格差別の是正を求めて特殊法人女性職員の訴え」.
- , 1984, 「働くことにほこりがもてる職場に 4年目をむかえた女性 18人のたたかい」.
- 四方由美, 2008, 「犯罪報道は変化したか——メディアが伝える女性被害者・女性被疑者」『宮崎公立大学人文学部紀要』 15 (1), 115-132.
- 新日本婦人の会, 1980, 「『三つの平等の実現のために』, 婦人の地位向上をめざして」.
- , 1982, 「職場から 5000人の差別証言 婦人の地位向上・三つの平等の実現のために」.
- 白藤花夜子編, 1990, 『ニュー・フェミニズム・レビュー 3 ポルノグラフィ視線の政治学』, 学陽書房.
- Smelser .N. J., 1962, *Theory of collective behavior*, Free Press. (=1973, 会田彰・木原孝訳『集合行動の理論』誠信書房.)
- 園田寿・臺宏士, 2016, 『エロスと『わいせつ』, のあいだ——表現と規制の戦後攻防史』, 朝日新聞出版.
- 総務省, 2012, 「第2部 情報通信の現況と政策動向」『平成24年版 情報通信白書』, (2017年6月29日取得, <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc243120.html>).
- Spector. M. and Kitsuse. J. I., 1977, *Constructing Social Problems*, Benjamin, Cummings Publishing Company (=1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築 ラベリング理論をこえて』, マルジュ社.)
- 杉井静子・村瀬幸浩, 1990, 『オフィスにもちこまれる性——セクシュアル・ハラスメントの探求』, 大月書店.
- 杉田聡, 1999, 『男権主義的セクシュアリティ——ポルノ・買春擁護論批判』, 青木書店.
- 鈴木由美, 1994, 「セクシュアル・ハラスメントの基本構造とその日本的特徴」, 鐘ヶ江・広瀬編『セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題か——現状分析と理論アプローチ』, 明石書店, 115-42.

- 高橋準, 1994, 『自分を・語る・ことば』 — 〈個〉に根ざす運動の姿』『一橋論叢』 112 (2), 354-368.
- 高橋保, 2004 [2009], 『シリーズ〈女・あずに生きる〉女性をめぐる法と政策 [改訂版]』 ミネルヴァ書房.
- 武田万里子, 2012, 「第4章 セクシュアル・ハラスメント法制」ジェンダー法学会編『講座ジェンダーと法第3巻暴力からの解放』, 日本加除出版, 51-65
- 竹中恵美子, 1972, 『現代の婦人問題』, 創元社.
- 田中亜以子, 2007, 「ウーマン・リブの『性解放』, 再考—ベッドの中の対等性獲得に向けて」『女性学年報』 28, 97-117.
- 田中和子, 1987, 「フェミニスト社会学のゆくえ」, 女性学研究会編『女性の目で見ると』, 133-52.
- 田中美津, 1970 [1992], 「便所からの解放」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 201-7.
- , [1972]2000, 『新装改訂版 いのちの女たちへ—とり乱しウーマン・リブ論』, パンドラ.
- , 1983, 『何処にいようと、りぶりあん—田中美津表現集』, 社会評論社.
- , 2005, 『かけがえのない、大したことのない私』, インパクト出版会.
- 田中寿美子編, 1975, 『女性解放の思想と行動 戦前編』, 時事通信社.
- 鉄連の七人と共に性による仕事差別・賃金差別と闘う会, 1978, 「“女だから...”は許さない」.
- Touraine. A., 1980, *I'Après Socialisme*, Grasset. (=1982, 平田清明・清水耕一訳, 『ポスト社会主義』, 新泉社).
- 豊田千代子, 1993, 「フェミニストセラピー—女性の自己解放実践の試み」『東京大学教育学部紀要』 32, 353-363.
- True. J., 2012, *The Political Economy of Violence against Women*, Oxford University Press.
- 角田由紀子, 1999, 「日本語版刊行にあたって」村山淳彦監訳『セクシャル・ハラスメント オブ ワーキング・ウィメン』, こうち書房, 1-7.
- , 2001, 『性差別と暴力—続・性の法律学』, 有斐閣.
- 上野千鶴子, 1994, 「日本のリブ—その思想と背景」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『リブとフェミニズム』, 岩波書店, 1-32.
- , 2000, 「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント—その問題化の背景」『現代思想』 28 (2), 56-70.
- , 2006, 「戦後女性運動の地政学—「平和」と『女性』のあいだ」西川祐子編『戦後という地政学』 137-182.
- , 2009, 「日本のリブ—その思想と背景付増補編解説記憶を手渡すために」『新編日本のフェミニズム 1 リブとフェミニズム』, 岩波書店, 1-

52.

- 上野千鶴子・田中美津, 2003, 『美津と千鶴子のこんとんとんからり』, 木犀社.
- 上野千鶴子・牟田和江, 2013, 「討議セクハラ 25 年目の絶望と希望」『現代思想』 41, 28-43.
- 上谷香陽, 2013, 「ガール・ジンからみる第三波フェミニズム—アリソン・ピープマイヤー著『ガール・ジン』, を読む」『文教大学国際学部紀要』 24, 1-16.
- Taylor, V., 1989, “Social Movement Continuity: The Women’s Movement in Abeyance” *American Sociological Review*, 54 (5), 761-775.
- 脇田晴子・林玲子・永原和子編, 1987, 『日本女性史』, 吉川弘文館.
- Waltz, M., 2005, *Alternative and Activist Media*, Edinburgh, University Press.
- , 2005, *Alternative and Activist Media*, Edinburgh, University Press. (=2008, 神保哲夫訳『オルタナティブ・メディア—変革のための市民メディア入門』, 大月書店.)
- 渡辺華子, 1985, 「セクシュアル・ハラスメントの問題について知られざるアメリカ婦人労働の一面」『婦人労働』 10, 39-44.
- 渡辺和子, 1994a, 「序論 女性に対する暴力と人権運動」渡辺和子編『女性・暴力・人権』, 学陽書房, 13-20.
- , 1994b, 「世界に広がる女性の人権ネットワーク」渡辺和子編『女性・暴力・人権』, 学陽書房, 64-79.
- 渡辺圭, 1985, 「パワ-社会が生む性的いやがらせ--急速に広がる追放運動」『エコノミスト』 63 (3), 62-5.
- 渡辺勉, 2000, 「社会運動の国家間比較—政治的機会構造概念の有効性」『理論と方法』 15 (1), 135-148.
- 山田ゆかり・井上則子, 2017, 「女性アスリートが抱える課題—セクシュアルハラスメントに着目して」『津田塾大学紀要』 49, 249-66.
- 山田雄一, 1990, 「セクシュアル・ハラスメント問題の核心」日本経営者団体連盟広報部編『セクシュアル・ハラスメント』, 14-28.
- 山上千恵子・瀬山紀子, 2004, 『30年のシスターフッド—70年代のウーマンリブの女たち』, 女たちの歴史プロジェクト.
- 山口智美, 2008, 「居酒屋アキラ『山口智美さん』, その2」, youtube, (2012年1月10日取得, <http://www.youtube.com/watch?v=OZEOw9w-NR=1>). HB4&feature=endscreen&
- , 2009, 「[リブ][フェミニズム]『リブ再考』, 運動を再考する」, ふえみにすとの論考, 2009年1月26日, (2017年10月25日取得, <http://d.hatena.ne.jp/yantom/20090126/1233032338>) .HB5&feature=endscreen&).
- 山口智美, 荻上チキ, 齊藤正美, 2012, 『社会運動の戸惑い』, 勁草書房.

- 柳原恵, 2012, 「〈おなご〉たちのウーマンリブ—麗ら舎読書会(岩手県北上市)の実践から」『ジェンダー研究』16, 50-7.
- , 2014, 「岩手におけるウーマンリブの思想と活動—麗ら舎の〈おなご〉たちのライフストーリーから」『ジェンダー史学』8(0), 55-73.
- ヤンソン柳沢由実子, 1997, 『リプロダクティブ・ヘルス ライツ—からだ  
と性、わたしを生きる』, 国土社.
- 横浜女性フォーラム編, 1991, 『新版 女のネットワーキング—女のグループ  
全国ガイド』, 学陽書房.
- 読売新聞大阪本社社会部, 2011, 『性暴力』, 中央公論新社.
- 米田佐代子, 1971 [1991], 「現代の婦人運動と「女性史」の課題—井上清  
『日本女性史』をめぐって」古庄編『資料女性史論争』, 80-100.
- , 1972, 「戦後民主主義運動の発展と婦人解放の課題—『反封建』から  
『反帝・独占』への婦人運動の発展」『歴史評論』271 臨増, 102-23.
- , 1991, 「フェミニズムと歴史学—女性史の立場から」『歴史学研究』  
626, 195-204.
- 好井裕明, 2009, 「排除と差別の社会学を考える基本をめぐって」好井編『排  
除と差別の社会学』, 有斐閣選書, 3-20.
- 吉武輝子, 2006, 『おんなたちの運動史—わたくしの生きた戦後』, ミネル  
ヴァ書房.
- 湯川やよい, 2014, 『アカデミック・ハラスメントの社会学—学生の問題経  
験と『領域交差』, 実践』, ハーベスト社.
- 全国婦人の集い実行委員会, 1991, 『男女の平等をめざして自立・連帯・行  
動—全国婦人の集い28年のあゆみ』, 悠山社書店.
- 神保哲夫, 2008, 「訳者解説」Waltz. M 著『オルタナティブ・メディア—  
変革のための市民メディア入門』, 大月書店, 253-269.

### ミニコミ資料

[資料日本ウーマンリブ史 I—III より]

- 赤い六月 1972 [1994], 「かぎりなき女の運動を!—中年リブ「赤い六月」  
からのアピール」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 II』, 49-50.
- ぐるーぷ闘うおんな, 1971 [1992] 「資料 II 母へのラブレター—子殺し  
の女へ連帯する我々リブのその『連帯』という言葉の意味は何か?」溝  
口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 240-6.
- 女性解放連絡会議準備会 1970 [1992], 「女性解放斗争とはなにか?—30  
日の集会から」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 200-1.
- まいっちゃんぐマチコ先生に抗議する会, 1982 [1995] a, 「要望書」溝口ほ  
か編『日本資料ウーマンリブ史 III』, 109-10.
- , 1982 [1995] b, 「ポルノにおける性差別とテレビの表現の自由」  
溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 III』, 110-1.
- 三木草子・鈴木祥子, 1972 [1992], 「よびかけ 結婚しても女が自分の姓

- をナのれるように民法 750 条の改正を！」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 413.
- 無名通信, 1967 [1992], 「無名のことば」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 84.
- 名古屋婦人民新聞を読む会, 1981 [1995], 「『ポルノグラフィは女への暴力である』を…観て」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 III』, 89-90.
- おんな解放学生戦線, 1970 [1992], 「女の痛みにかけて沖縄返還協定強行採決を断固許さない！」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 117-8.
- 女戦線, 1970 [1992], 「『ラディカル・リブグループ通信』No 1 第三の性」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 110-3.
- お茶の水女子大学・大学祭パンフレット, 1970 [1992], 「あでいしょん」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 107-8.
- れ・ふあむ, 1971 [1992], 「『性差別への告発』を読んだらわたしも言いたくなって」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 69-70.
- リブ FUKUOKA 1971 [1992], 「私のリブ合宿レポート」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 279-285.
- 斗！おんなメトロパリチェン, 1972 [1994], 「子産みキカイ＝強制母的情况を突破せよ！」, 溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 II』, 16-7.
- 全学連のリブたち [団体名不明] 1971 [1992], 「全学連第 30 回定期全国大会での性の差別＝排外主義と戦う決意表明」溝口ほか編『日本資料ウーマンリブ史 I』, 120-5.

[そのほかミニコミ資料]

(団体名『ミニコミ名』, 発行年月, 「タイトル」, ページ)

もしくは, (団体名, 発行年月, 「タイトル」『掲載ミニコミ』, ページ)

- あごら『あごら』, 1974 年 a 8 号, 「既婚の母の子殺し考」, 10-9.
- , 1974 年 b 8 号, 「追いつめられた心—私の体験から」, 45-7.
- 売春問題ととりくむ会, 1973 年 9 月 「ポルノ解禁 70%が反対—総理府の調査より—」 ページ無し [WAN ミニコミ電子図書館収録]
- 紅館『MAJO』, 1973 年 12 月 24 日, 「墮胎罪について—1 月 20 日ティーチインのほんのプロローグ」 3. [WAN ミニコミ電子図書館収録]
- CHOISIR『CHOISIR』, 1991 年 11 月, 「集会 わたしの『気持ちいい』性表現って?—フェミニズムはなにを語ってこなかったか」(ページなし)
- コマーシャルの中の男女粹割を問い直す会『コマーシャルの中の男女粹割を問い直す会ニュース』, 1991 年 7 月 「小特集”ポルノ・ポスター論争”」 『コマーシャルの中の男女役割を問い直す会会報』, 82-92. [WAN ミニコミ電子図書館収録]
- フェミニスト『フェミニスト JAPAN』, 1978 年 9 月 「ポルノグラフィ考 失

- われたエロスが飛び立つのは」, 66-8.
- , 1978年11月「ポルノグラフィ考」, 60-70.
- 婦人民主クラブ『婦人民主新聞』, 1950年7月15日号, 「エロ本追放に県条例」, 3.
- , 1950年6月17日号, 「エログロ雑誌の取締り陳情」, 3.
- , 1974年6月28日号, 「切捨てられた女たち—岩槻の子殺し事件によせて」, 3.
- , 1980年11月14日号, 「ポルノは女への暴力だ! —スライドで訴えるレズビアングループ」, 1.
- , 1987年2月13日号, 「[M] さんを無罪に 女は安心して出かけられない」, 4
- , 1988年6月10日号, 「和解決着したが問題提起の意義大きい」, 3
- ハンド・イン・ハンドの会『ハンド・イン・ハンド』, 1984年6月, 「“離婚女性に対する性的差別”」, 2-3.
- , 1985年5月, 「やっと見つけた仕事なのに」, 3.
- , 1985年6月, 「男性はいつも色めがね」, 7.
- , 2017, 「ハンド・イン・ハンドの会公式ホームページ」(2017年10月29日取得, <http://www.gendai-kazoku.jp/>).
- 久野綾子『女の叛逆』, 1981, 「ポルノグラフィは女への暴力である」36-8.
- , 1972年12月, 「優生保護法改定案の問題点」2-9.
- 国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会『行動する女』, 1975年4月, 「〈集会〉4月5日『女の一生を語りつぐつどい』1975・女・差別」, 1.
- , 1981年9月a, 「『すてないで』ポスターに抗議」, 8.
- , 1981年9月b, 「レコード『女の子だもん』回収要求!」, 8.
- , 1982年4月a, 「『まいっちゃんぐマチコ先生』への抗議—三月二九日, テレビ東京に対して」10.
- , 1982年4月b, 「性差別アニメ 裸をみたいただそれだけ」, 11.
- , 1982年7・8月, 「『まいっちゃんぐマチコ先生』抗議 抗議活動は言論統制?」
- , 1986年9月, 「“行動する女たち”の10年と今後の運動」, 2.
- , 1987年2月, 「ラッシュアワーはポルノアワー? —嗚呼、鼻先にエログロススポーツ紙」1-3.
- , 1987年3月, 「現在進行形—女たちのポルノ告発運動—大きかった内外のマスコミの反響」1.
- , 1987年4月, 「嫌ポルノ権と女たちの闘い」
- , 1988年1月, 「帰国8年目にみつけた私の“場”」, 2.
- , 1988年3月a, 「あなたのポルノ環境度チェック—やっぱりポルノは性差別」1-4.
- , 1988年3月b, 「会場外からの発言—職場環境を考えるきっかけ

- に」, 4.
- , 1988年4月, 「”やっぱりポルノは性差別”に共感——米・加大学連  
合日本研究センターで秋田さん講演」 1-2.
- , 1988年9月, 「山手線半周アンチポルノ・ツアー」, 8.
- , 1989年9月 「“悪意なくとも性の商品かは女への暴力”」, 1.  
LFセンター, 1981年5月 「ポルノグラフィは女への暴力である」 社会評論  
社『女エロス』 4-18.
- , 1982年9月 「ポルノは戦争の伏線」 あごら mini 編集委員会『あご  
ら mini』, 5.
- 日本婦人団体連合会『婦人通信』, 1972年11月 「映画日活「ポルノ」問題  
とその背後」, 34-35.
- 日本女性学研究会『VOICE OF WOMEN 日本女性学研究会ニュース』,  
1992年7月, 「女(わたし)とポルノの悩める関係 5月例会報告に代え  
て」 1-4.
- 女・エロス編集委員会『女・エロス』, 1974, 「『母』の条件——人身保護法に  
よる子どもの引渡請求事件の判例をめぐって」 126-34.
- リブ新宿センター, 1974年2月, 「緊急取材!許せない!『堕胎罪』と『優  
生保護法』はこんなに仲良しだ」リブ新宿センター資料保存会編『リブ  
ニュースこの道ひとすじ』 107 .
- , 1974年2月, 「女の女による女のための(仁義なき斗い) 刑法堕胎  
罪テッパイに決起しよう!」リブ新宿センター資料保存会編『リブニ  
ュースこの道ひとすじ』 106.
- , 1974年5月, この叫びをば聞け! 子殺し女は私であり, あなた  
だ」リブ新宿センター資料保存会編『リブニュースこの道ひとすじ』139.
- , 1974年4月, 「堕胎罪と性秩序の関係」久野綾子『女の叛逆』9,  
32-5.
- 職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会, 1989年9月, 「会場から  
の発言」, ページ無し [WAN ミニコミ電子図書館収録]
- SOSHIREN『女(わたしのからだから) 阻止連ニュース』, 1987年8月,  
「[M] さんを無罪に アピールに賛同してください」, 6.
- , 1989年12月号, 「セクシュアル・ハラスメント 働く女性に向け  
られた性的いやがらせ・脅かしについてのアンケートにご協力を!」,  
12.
- 性を語る会『あなたとわたしの性』, 1988年, 「意見・異見——私もひと言!」  
28-34.
- 全国婦人新聞社『全国婦人新聞』, 1976年11月10日号, 「自動販売機の追  
放へ——都地婦連ポルノ雑誌に怒り終結」, 1. [WAN ミニコミ電子図書  
館収録]
- , 1991年4月10日号, 「権力からの性暴力——あなたならどうす  
る!？」 3. [WAN ミニコミ電子図書館収録]